

第3次岬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



みさっきー
ゆるキャラ

心つながり
ふれあう
みさき

&



みさきーちょ
岬町観光大使

平成31(2019)年3月
岬 町
岬町社会福祉協議会

は し め に

これまで岬町では、社会福祉協議会と協働で『地域愛でみさを元気に！』を基本理念として、平成 26 年 3 月に策定した「第 2 次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」について、住民の皆さまのご協力を頂きながら、その推進に向けて取り組んできました。

一方で、人口減少や少子化・高齢化といった人口問題を背景として、コミュニティ意識の希薄化や地域の支えあいの力の低下、ひいては社会的孤立等による福祉課題を抱えていながら必要な支援につながらない世帯の増加等が、今後さらに危惧されているところです。

また、平成 30 年 9 月に発生し、本町にも甚大な被害を及ぼした台風 21 号をはじめ、近年頻発する自然災害等における要支援者への避難体制の強化や、その支援等においても、地域福祉の推進がますます重要になると考えられます。

国においても、こうした流れが顕著となっており、すべての人が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の概念とともに、社会福祉法の改正など、その実現に向けた様々な方向性が明示され、その中で地域福祉に求められる役割はこれまで以上に大きくなっています。

こうした状況を踏まえ、本計画の推進を通じて、すべての住民の皆さまが地域における支えあいの根幹となる「心のつながり」と「ふれあい」を持っていただけるように、『心つながり ふれあうみさき』を基本理念として「第 3 次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

なお、本計画の推進に向けては、地域住民、自治区や民生委員・児童委員をはじめとした各団体、事業者がそれぞれ力を発揮していただくことが不可欠です。

行政や社会福祉協議会との協働により、地域力を高め、この町でだれもが安心して暮らすことができるよう、つながり、支えあう地域福祉をめざし、さらなる住民の皆さまのご理解と参画を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力賜りました策定委員会の皆さまはじめ、地域懇談会、子ども懇談会にご参加いただきました皆さま、住民アンケート等様々なご協力を賜りました住民の皆さま、関係機関の方々に心から厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、地域福祉の推進にご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。



平成 31 年 3 月

岬町長 田代 堯

は じ め に

平素は、岬町社会福祉協議会の諸事業に対し、温かいご理解とご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

社会福祉協議会では、平成 26 年 3 月に策定した「第 2 次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」について、『地域愛でみさきを元気に！！』の理念のもと、大人も子どもも地域の中で共に生き、共に学びあい、共に育ちあう『福祉共育』を基本に推進してきました。



近年、少子高齢・人口減少社会が進行する中、世帯構成の変容や地域のつながりの希薄化等に伴い、社会的孤立や経済的困窮を要因とする様々な福祉課題・生活課題の顕在化により、社会福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。国が推進する地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が進められる中、地域福祉を推進してきた社会福祉協議会においては、生活課題への対応や関係機関等が連携・協働していくうえでの「協働の中核」としての機能の発揮が期待されています。

こうした状況を踏まえ、「第 3 次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては、第 1 次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画から基本としていた「福祉共育＝大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」をさらに推進し、子どもを含めた地域住民が自分たちの生活課題を発見し、解決できる力をつけるための取り組みを進めることが求められるため、本計画の推進を通じて、すべての住民の皆さまが地域における支えあいの根幹となる「心のつながり」と「ふれあい」を持っていただけるように、『心つながり ふれあう みさき』を基本理念として本計画を策定しました。

本計画は住民の皆様方のご支援とご協力がなければ推進することができません。このことから、皆様方の更なるお力添えをいただきながら、地域福祉の推進に鋭意努力してまいりますので、今後ともより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴重なご意見等を賜りました地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会の皆さまはじめ、地域懇談会、子ども懇談会や住民アンケート等にご協力を賜りました住民の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月
社会福祉法人 岬町社会福祉協議会

会 長 辻 下 謙 二

～目 次～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
(1) 新たな上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ	2
(2) 岬町における地域福祉の考え方	3
(3) 福祉教育と福祉共育	3
3 計画の性格と位置づけ	4
(1) 制度からみる性格と位置づけ	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
(3) 他の関連計画との関係	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 岬町の地域福祉をとりまく現状と課題	7
1 基礎データからみる町の現状（各種統計データ）	7
2 アンケート結果からみる課題	15
(1) 調査概要	15
(2) 調査結果のまとめ	15
3 地域懇談会・子ども懇談会からみる課題	35
(1) 地域懇談会からみる課題	35
(2) 子ども懇談会からみる課題	37
4 第2次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価	41
(1) 評価の手法	41
(2) 評価結果	41
5 岬町の地域福祉をとりまく重点課題	45
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本理念	47
2 計画の基本目標	48
3 施策の体系	49

第4章 地域福祉の推進に向けて	50
基本目標1 福祉を共に育む担い手・地域づくり	50
(1) 知る・ふれあう福祉共育の推進	50
(2) 支えあう担い手の育成	53
(3) 地域のつながりの強化	57
基本目標2 公民協働で支えあう地域の仕組みづくり	60
(1) 住民主体の支えあい活動の推進	60
(2) 公民協働による福祉課題への対応	64
基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備	72
(1) 福祉基盤の整備	72
(2) 相談・情報提供体制の強化	77
第5章 計画推進に向けて	82
1 地域福祉の推進体制	82
2 計画の進行管理	83
3 計画の普及啓発	83
資料編	84
1 計画の策定経過	84
(1) 推進検討委員会	84
(2) 推進検討作業部会	85
2 委員会設置要綱等	86
3 用語の説明	90

<用語について>

◇専門用語等について、資料編の中で「用語の説明」を記載しています。

◇用語の説明に記載がある言葉は、初出時に、語尾に「*」がついています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国全体で人口減少や少子化・高齢化が進展する中で、価値観や生活習慣の多様化、世帯分離による世帯の小規模化が進行しています。また、若者を中心とした都市部への人口集中が加速する中で、コミュニティ*意識も希薄化し、身近な生活課題を家族や近隣同士で解決することのできる関係性が薄れ、伝統的な「家庭や地域の“支えあい”の力（＝地域の福祉力）」の低下につながっています。

その結果として、社会的孤立、8050 問題*やダブルケア*といった複合的な課題を抱えた世帯の増加、多発・局地化する自然災害への対応等、生活不安・ストレスを抱える人が増加・拡大し、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な、新たな福祉課題が表出しています。

また、高齢化や若者の減少、コミュニティ意識の希薄化は、こうした新たな福祉課題に対応するための地域の担い手不足にも拍車をかけ、その結果として、さらなる福祉課題を生み出すという、負のスパイラル*ともいえる状況をつくりだしています。

こうした状況を受け、平成 28 年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン*」の中で、すべての人が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等の推進が明示されました。

また、同年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置するとともに、これまで高齢者支援として推進してきた、分野・主体間を超えた連携による支えあいの仕組み「地域包括ケアシステム*」を、高齢者だけでなく地域に暮らすすべての人が丸ごと支えあえる仕組みとして深化・進化させる方針を示す等、「地域共生社会」の実現に向けて動き出しています。

岬町においては、平成 26 年に「第2次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図り、だれもが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる福祉のまちの実現に向けて、見守り活動を始めとする様々な地域福祉の取り組みを推進してきましたが、地域福祉の考え方の住民への浸透（＝福祉共育の推進）は、まだ十分とはいえない状況です。

「第2次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が満了となる中で、社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、これまで以上に福祉共育を推進し、岬町で暮らすすべての住民の心をつなぎ、互いに支えあい、だれもが笑顔で暮らせるまちをめざし、「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

(1) 新たな上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ

〈地域共生社会とは〉

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会」実現の推進イメージ

我が事・丸ごとの地域づくり

- ◇住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ◇市町村による包括的な相談支援体制の整備 等

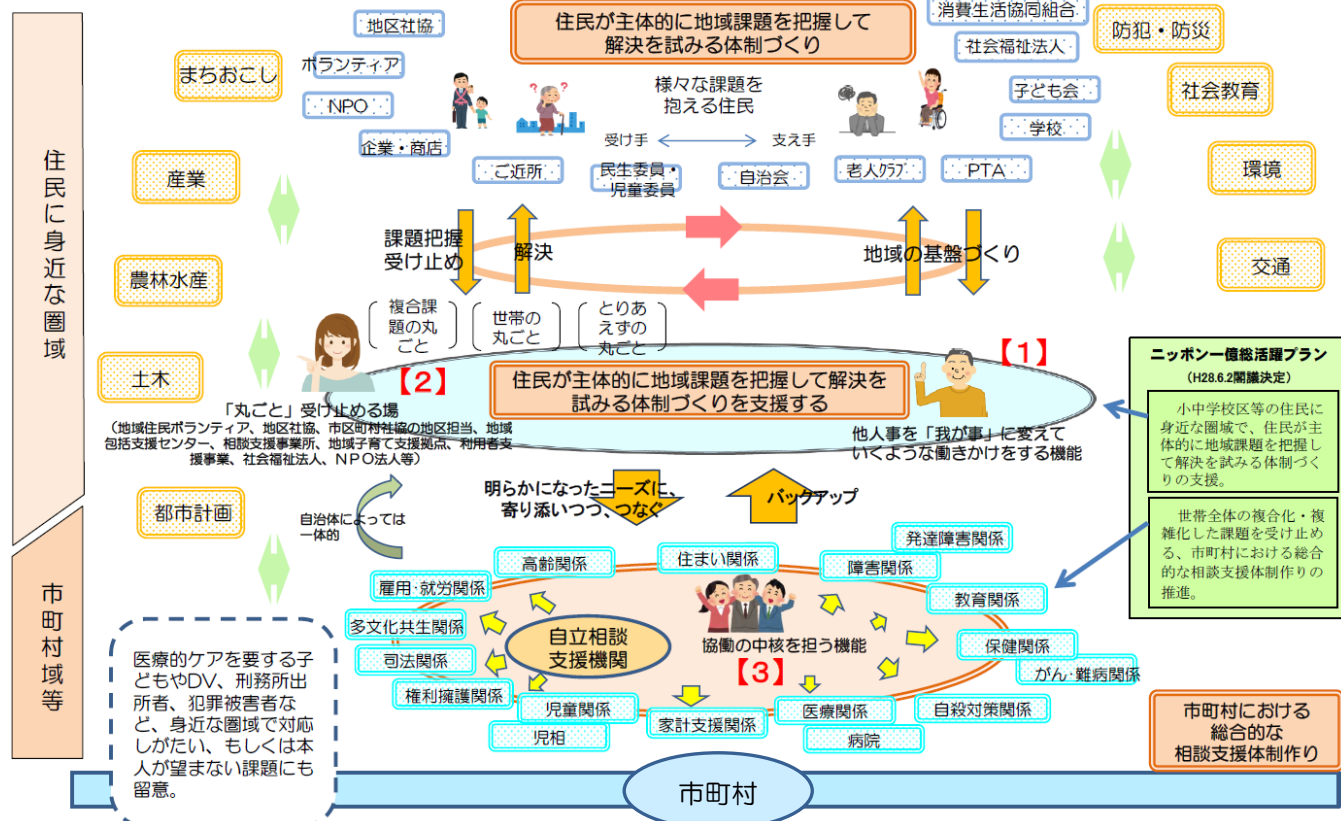
推進

- ◇地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化 等

サービス・専門人材の丸ごと化

- ◇公的福祉サービスの総合化・包括化（基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備）
- ◇専門人材のキャリアパス*の複線化（医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大） 等

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



※厚生労働省資料「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より

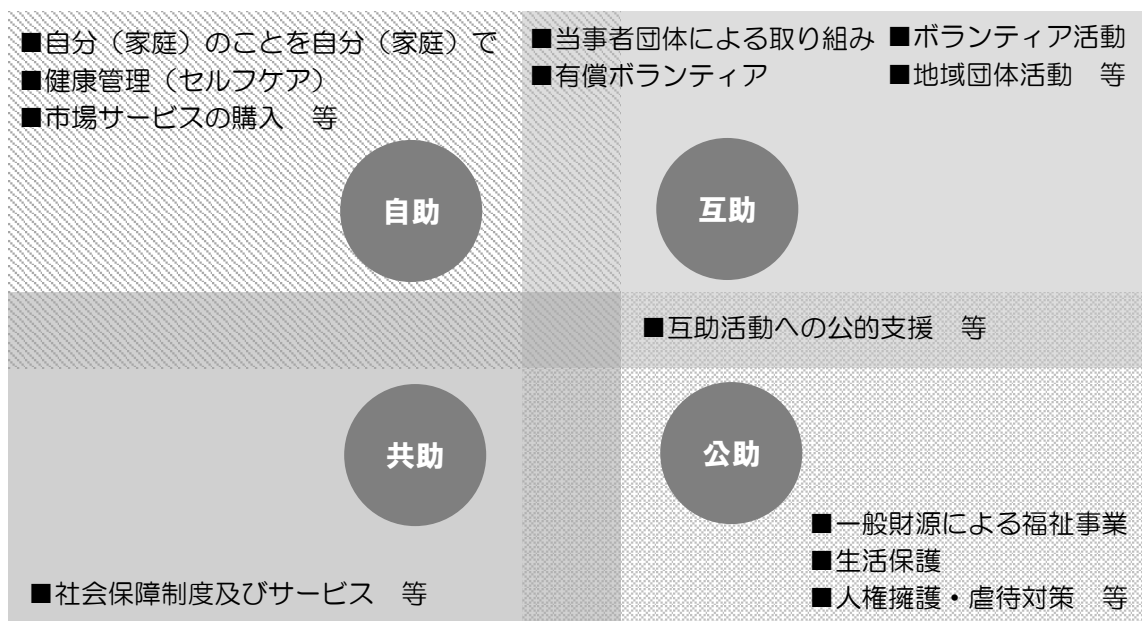
（２） 岬町における地域福祉の考え方

平成 26 年に策定した「第 2 次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、地域福祉は住民同士が支えあう地域づくりに向けて「地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、だれもがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組み」と位置づけています。

こうした考え方は、国の示す地域共生社会や、その実現に向けた推進のイメージと共通する方向性を持つものであり、本計画においても同様の位置づけの中で取り組みを検討します。

また、具体の取り組みの推進にあたっては、「自助＝個人・家庭の取り組み」「互助＝地域の取り組み」「共助＝社会保障制度等」「公助＝行政の取り組み」を基本として、地域における多様な主体が、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくることが重要になります。

＜参考：地域包括ケアにおける自助・互助・共助・公助＞



なお、本計画における「地域」の範囲は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。

そのため、その具体的な範囲は、「隣近所」「自治区単位」「小学校区単位」「岬町全体」と、その取り組みの目的や内容によって柔軟に変化させることが可能です。

こうした独自の「地域」の捉え方の中で、「福祉共育」を推進するとともに、ボランティアやサロンといった地域福祉活動が連携・協働*によって、広がりを持てるよう取り組んでいきます。

（３） 福祉教育と福祉共育

「福祉教育」とは、人権思想を基礎に福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目的として、日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動と定義されています。

一方、岬町が位置づける「福祉共育」は、原則として学校等の教育や福祉教育に置き換えるのではなく、子どもを含む地域住民が自分たちの生活課題を発見し解決できる力をつけるため、「大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」と位置づけています。

3 計画の性格と位置づけ

(1) 制度からみる性格と位置づけ

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、それぞれ次のような位置づけとなっています。

<地域福祉計画>

策定主体	岬町
規定する制度	社会福祉法*第107条
計画の性格	すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進をめざす計画

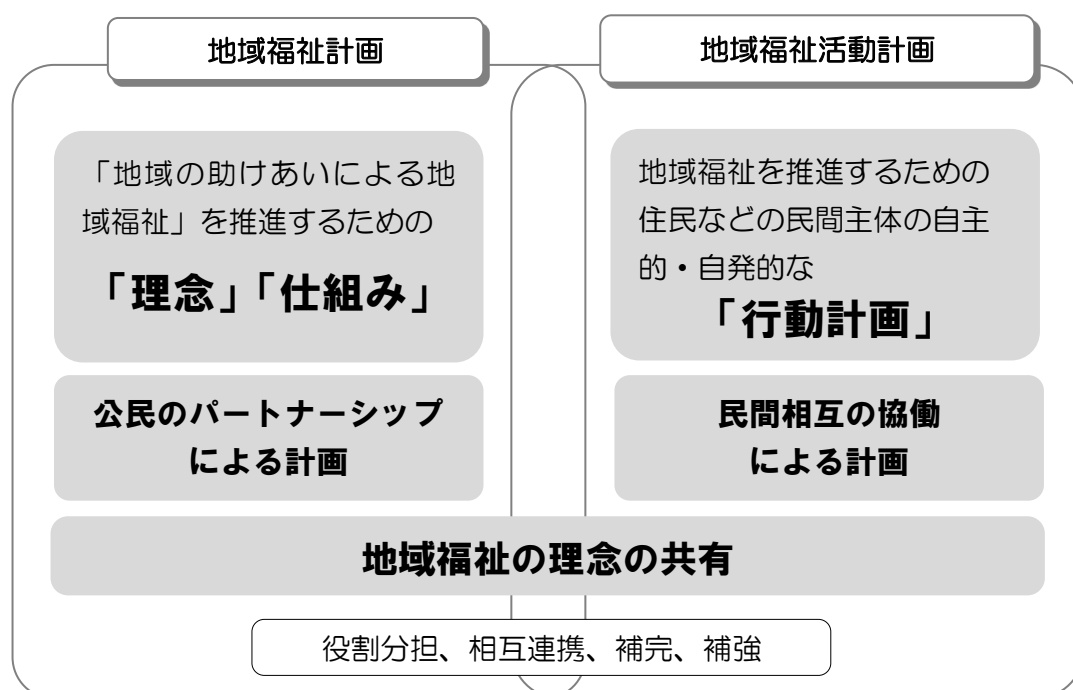
<地域福祉活動計画>

策定主体	岬町社会福祉協議会
規定する制度	—
計画の性格	社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる地域福祉計画と、住民主体で支えあいのまちづくりを推進していくことを目的として策定する地域福祉活動計画は、言わば車の両輪です。

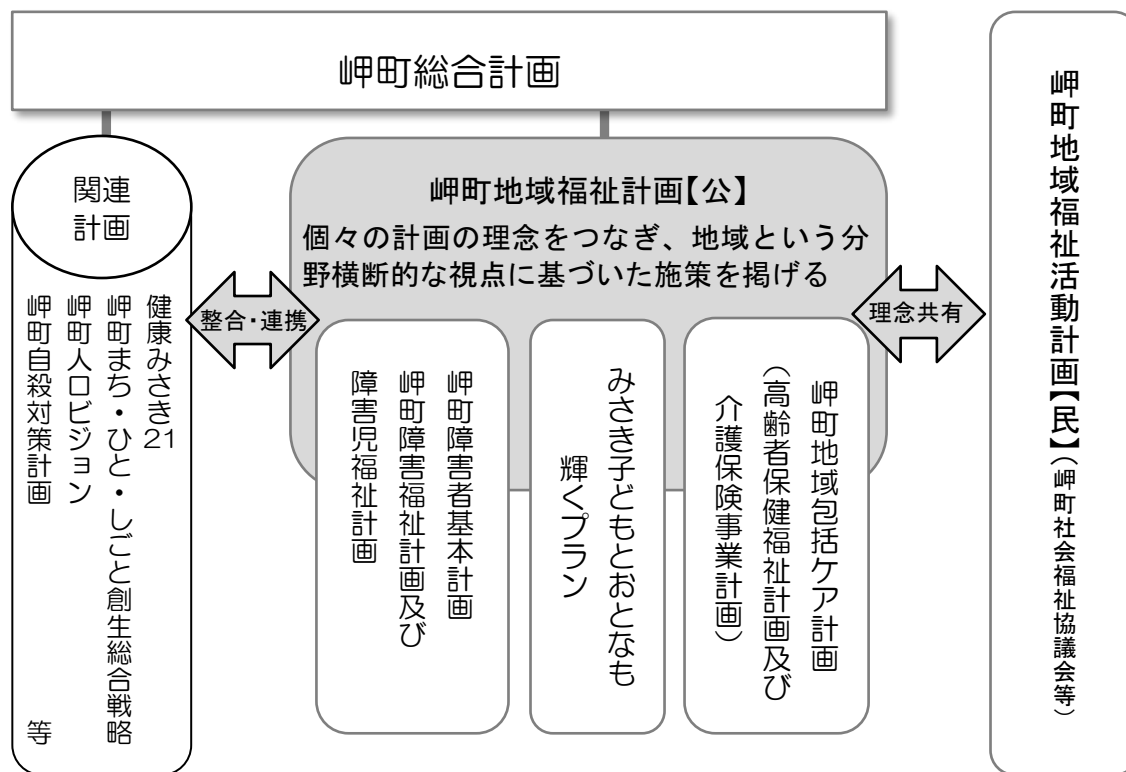
両計画を一体的に策定することで、地域福祉の理念や施策の方向性を共有しながら、相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を進展させていくことが可能となります。



(3) 他の関連計画との関係

平成30年4月の社会福祉法の一部改正に伴い、地域福祉計画が福祉分野の各種個別計画の上位計画として明確に位置づけられています。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の関連計画との関係】



4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5ヵ年とします。なお、国、府などの動向や、社会状況の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行うことがあります。

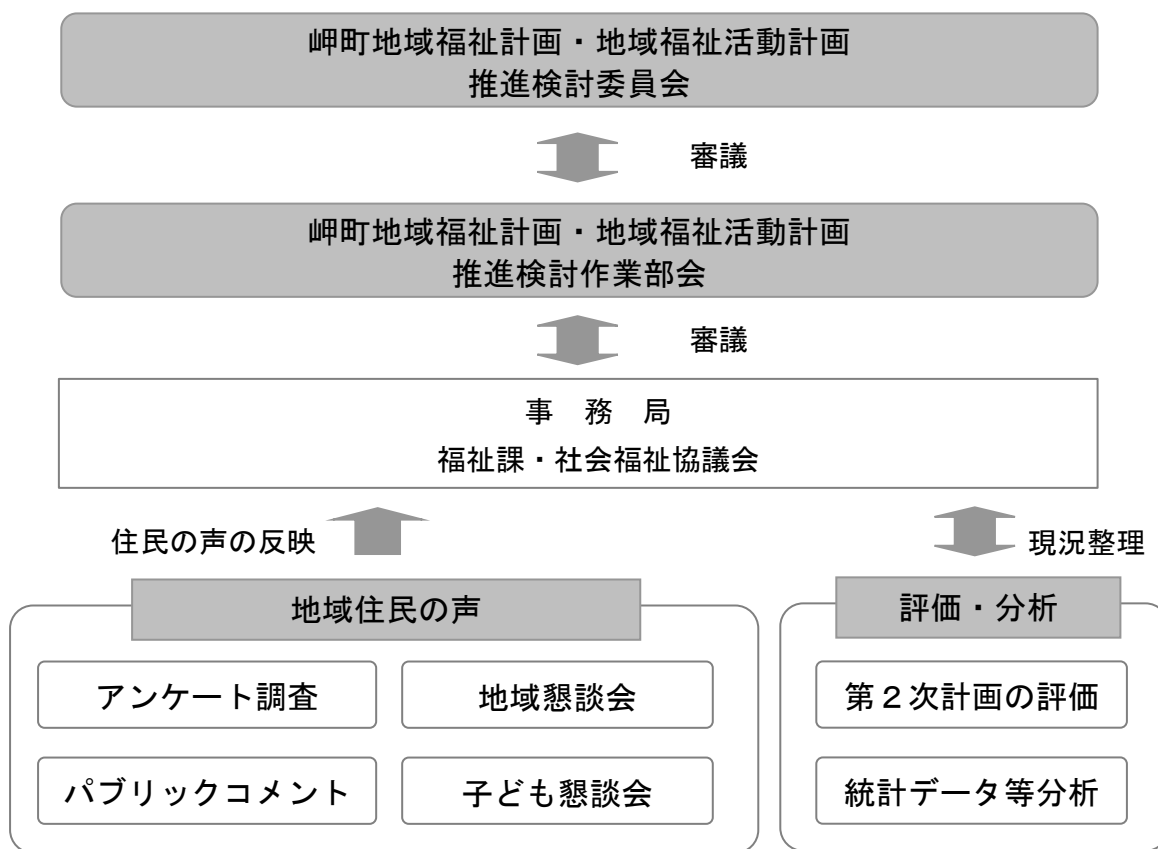
年 度	平 成	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	西 暦	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総合計画		第4次(H23～H32)							第5次(H33～)		
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第2次(H26～H30)					第3次(H31～H35)				

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定段階からの住民参加として、住民アンケート調査のほか、地域懇談会・子ども懇談会を開催するとともに、パブリックコメント*を行い、多くの住民の方の意見反映に努めました。

さらに、学識経験者、地域団体や福祉活動団体、公募委員、当事者団体など地域福祉に関連した分野の委員 10 人から構成される「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会」を設置し、計画の内容について審議を行いました。

【計画策定体制】

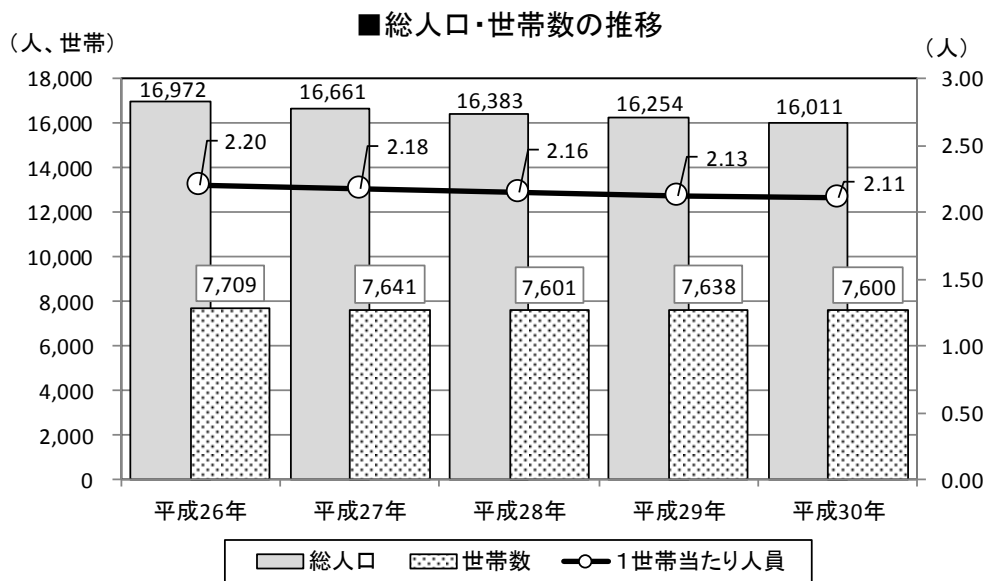


第2章 岬町の地域福祉をとりまく現状と課題

1 基礎データからみる町の現状（各種統計データ）

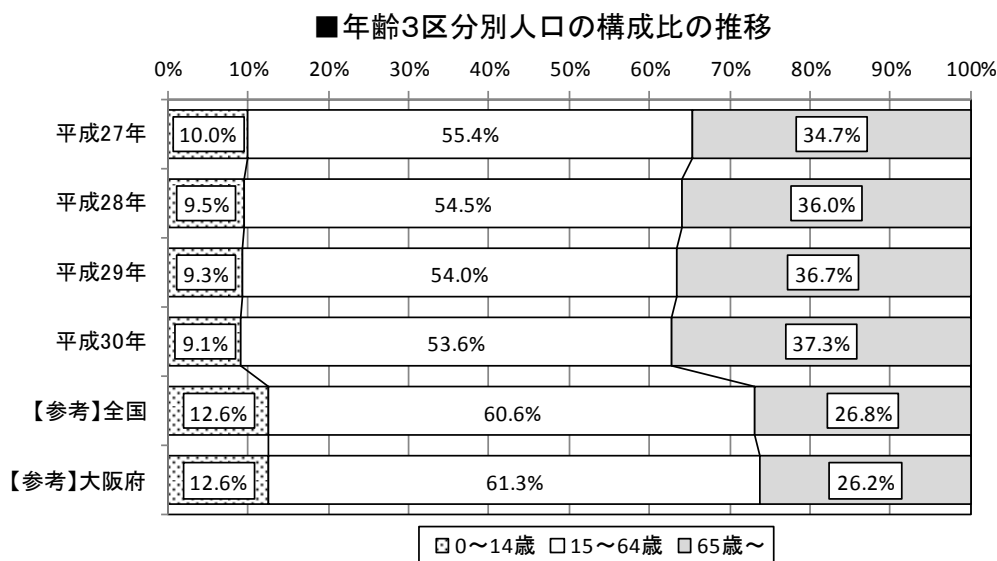
①人口

岬町の人口は減少し続けています。世帯数については平成29年に一旦増加しているものの、減少傾向となっています。



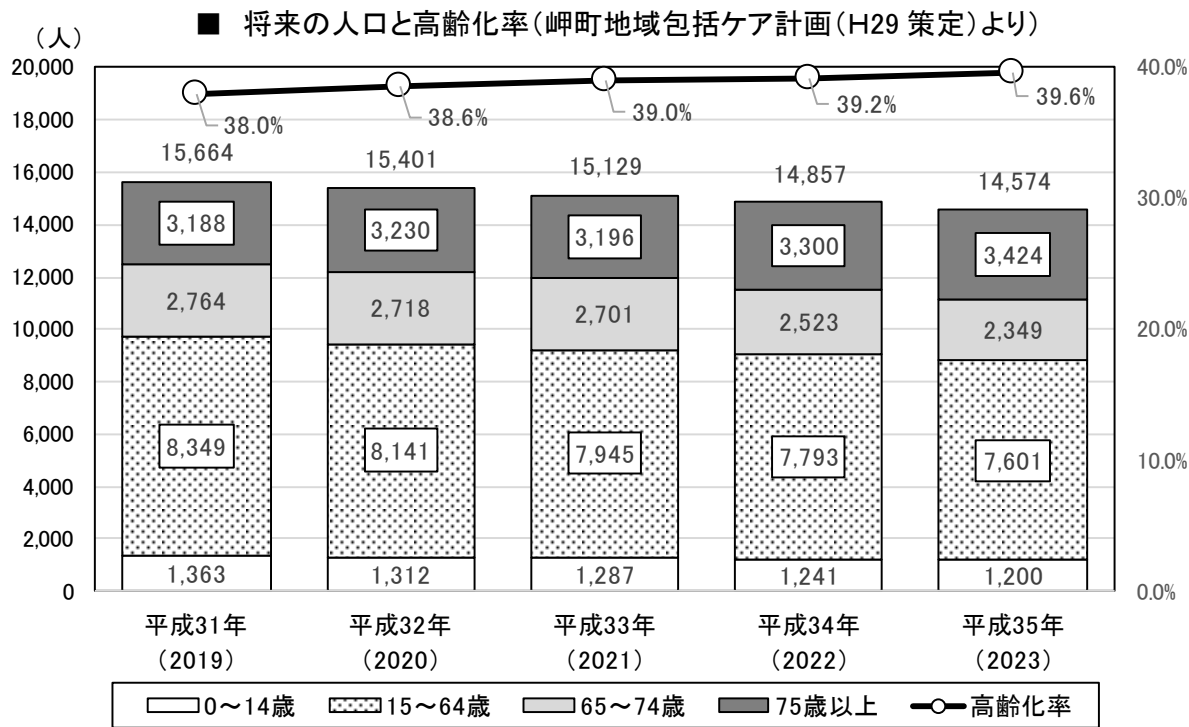
平成29年の年齢3区分別人口の構成比をみると、高齢化率（65歳～）は全国が26.8%、大阪府が26.2%であるのに対し、岬町は36.7%と全国・大阪府の水準を大きく上回っています。

一方で、生産年齢人口比率（15～64歳）・年少人口比率（0～14歳）については、全国・大阪府の水準より低くなっています。



岬町の人口は今後もゆるやかに減少し、平成 35（2023）年には 14,574 人程度にまで減少することが見込まれています。

一方で 75 歳以上の後期高齢者は今後増加傾向で推移し、高齢化率についても平成 35（2023）年には 39.6%になることが見込まれています。



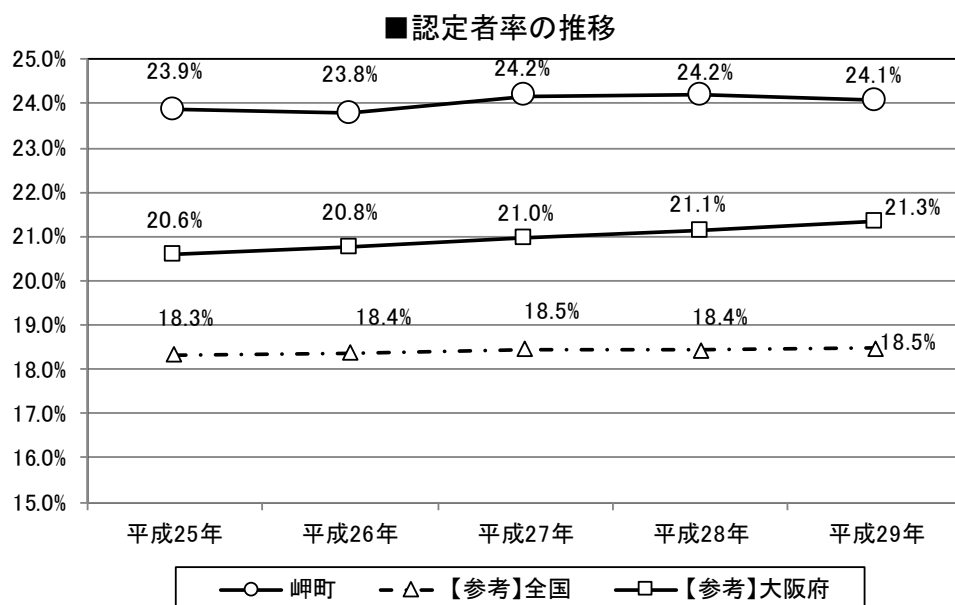
資料: 住民基本台帳(10月1日)人口をベースとした推計



②要介護（要支援）認定者*

平成29年の認定者率をみると、全国は18.5%、大阪府は21.3%となっていますが、岬町は24.1%と全国や大阪府の水準と比較して高くなっています。

介護度別認定者数の変化率をみると、要支援1、要介護1の認定者数が大きく増加しています。



■介護度別認定者数・第1号被保険者数の推移と変化率

（単位：人）

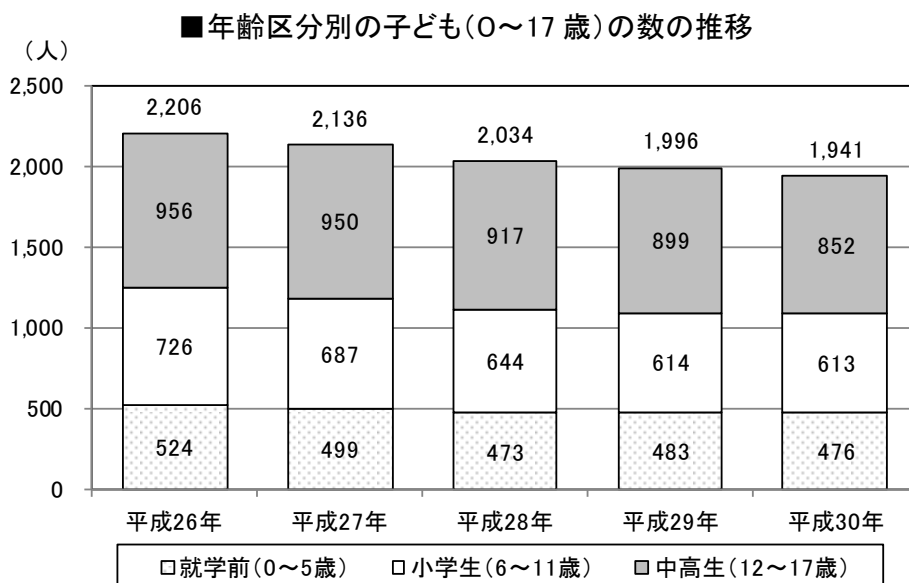
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	変化率 (H25⇒H29)
認定者数	1,328	1,362	1,403	1,432	1,439	108.4%
要支援1	217	260	302	325	318	146.5%
要支援2	296	278	276	292	294	99.3%
要介護1	102	159	158	170	193	189.2%
要介護2	272	246	255	247	250	91.9%
要介護3	180	160	157	159	141	78.3%
要介護4	162	167	157	145	154	95.1%
要介護5	99	92	98	94	89	89.9%
第1号被保険者数	5,567	5,728	5,805	5,919	5,979	107.4%
認定者率	23.9%	23.8%	24.2%	24.2%	24.1%	-

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

※変化率は平成29年度値を平成25年度値で除した値で、100.0%以上なら増加傾向、以下なら減少傾向を表す

③子ども（０～１７歳）の数

子ども（０～１７歳）の数は、減少傾向となっており、平成３０年では１,９４１人となっています。



④要保護・準要保護児童生徒*の状況

小中学校児童生徒数が減少する中で、要保護・準要保護児童生徒数についても減少傾向となっています。

■要保護・準要保護児童生徒数の推移 （単位：人）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要保護・準要保護児童生徒合計	児童生徒数	210	184	176	176	147
	就学援助率	17.4%	16.1%	16.0%	17.4%	15.5%
要保護児童生徒	児童生徒数	9	6	6	9	7
	就学援助率	0.7%	0.5%	0.5%	0.9%	0.7%
準要保護児童生徒	児童生徒数	201	178	170	167	140
	就学援助率	16.7%	15.6%	15.5%	16.5%	14.7%
小中学校児童生徒総数		1,206	1,144	1,099	1,011	951
小学校児童数		767	703	665	612	582
中学校生徒数		439	441	434	399	369

資料：教育委員会（各年度末現在）

資料：大阪の学校統計（各年度5月1日現在）

※就学援助率は要保護・準要保護児童生徒数を小中学校児童生徒総数で除して算出

⑤生活保護の状況

生活保護受給者数は減少傾向となっていますが、受給率は、ほぼ横ばいで推移しています。

■生活保護受給率の推移

(単位:人、世帯)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活保護 受給者数	人数	277	243	258	250	238
	受給率	1.6%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%
生活保護 受給世帯数	世帯	197	178	185	182	178
	受給率	2.6%	2.3%	2.4%	2.4%	2.3%

資料:大阪府岸和田子ども家庭センター(各年度月平均)

※受給率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口、総世帯数で除して算出

⑥障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳*所持者については減少傾向となっている一方で、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	変化率 (H25⇒H29)
身体障害者手帳	所持者数	857	859	865	825	805	93.9%
	所持率	5.0%	5.2%	5.3%	5.1%	5.0%	—
療育手帳	所持者数	137	140	149	153	163	119.0%
	所持率	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	—
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	83	93	102	100	107	128.9%
	所持率	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	—

資料:福祉課(各年度3月末現在)

※所持率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口で除して算出

※変化率は平成29年度値を平成25年度値で除した値で、100.0%以上なら増加傾向、以下なら減少傾向を表す

⑦外国人の状況

岬町に在住する外国人は、増加傾向となっています。

■外国人人口の推移

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	変化率 (H25⇒H29)
外国人	96	96	96	101	104	108.3%

※住民基本台帳(各年1月1日現在)

※平成25年のみ3月末時点

※変化率は平成29年度値を平成25年度値で除した値で、100.0%以上なら増加傾向、以下なら減少傾向を表す

⑧自殺の状況

岬町の自殺者数・自殺死亡率は、平成26年以降は全国や大阪府より低い水準で推移しており、平成29年については0人となっています。

■自殺者数・自殺死亡率の推移

(単位:人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
岬町	自殺者数	7	2	2	2	0
	自殺死亡率	40.49	11.72	11.93	12.13	—
【参考】全国の自殺死亡率		21.06	19.63	18.57	16.95	16.52
【参考】大阪府の自殺死亡率		18.35	16.14	15.32	14.36	14.04

資料:地域における自殺の基礎資料(各年間集計)

※自殺死亡率は自殺者数を住民基本台帳人口(各年1月1日)で除し、これを10万人あたりの数値に換算

⑨社会福祉協議会関連事業の状況

社会福祉協議会においては、地域活動やボランティアへの支援、各種相談、セミナーの開催といった事業を継続的に実施しており、それぞれ一定の成果を上げています。

■ボランティア相談数・登録数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談数 (件)	241	227	209	345	388
ボランティア登録者数(人)	411	366	377	385	415

資料:岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■キッズボランティア登録数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
キッズボランティア登録者数(人)	36	27	22	15	21

資料:岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■移送サービス実施状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用実績	登録者数(人)	69	66	75	53	59
	利用件数(延件)	67	67	94	98	92
	利用者数(延人)	67	67	94	98	92
ボランティア活動状況	登録者数(人)	10	10	13	15	12
	利用件数(延件)	67	67	94	98	92
	活動人数(延人)	67	67	94	98	92

資料:岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■こころの病よろず相談件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数 (件)	172	98	257	273	174

資料:岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■小地域ネットワーク活動*・個別援助活動の実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ネットワーク件数 (件)	172	161	121	124	120
ネット協力員数 (人)	179	146	60	66	63
延活動件数 (回)	4,473	3,451	1,261	1,393	1,471

資料: 岬町社会福祉協議会 (各年度末現在)

■小地域ネットワーク活動・グループ援助活動の実施状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
いきいきサロン	実施箇所数(所)	33	33	31	30	34
	実施地区(自治区)	58	57	56	55	53
	実施回数(回)	112	110	109	102	104
	参加者数(人)	3,154	3,459	2,902	2,862	2,900
共生型サロン*	実施箇所数(所)	10	10	10	10	10
	実施回数(回)	96	103	99	110	104
	参加者数(人)	4,857	5,169	5,074	5,360	4,905

資料: 岬町社会福祉協議会 (各年度末現在)

■日常生活自立支援事業の実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数 (件)	848	1,071	994	1,320	1,246
契約者数 (人)	17	15	17	13	14

資料: 岬町社会福祉協議会 (各年度末現在)

■地域福祉ボランティア学習共育セミナーの開催状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
テーマ	「学び合い、育ち合う場創り」 講師: 金田喜弘氏	権利擁護講座 「地域住民と共に考える権利擁護」 講師: 浅野壽一氏 延べ2回開催	「豊かな“みさき”を考えよう」 講師: 岩崎順子氏 西之坊篤氏	「新しい介護保険制度での介護予防・日常生活支援総合事業について」 講師: 中家裕美氏 井上龍介氏	まちづくり・なかまづくり入門講座 「誰もが主人公の地域(まち)を目指そう!」 講師: 石川久仁子氏
参加者数 (人)	42	135	67	58	23

資料: 岬町社会福祉協議会 (各年度末現在)

■地域福祉共育実践プレゼンテーションの開催状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
テーマ	「子どもと大人 がかもしだす 「地域愛」!! ～根づいてほし い寄付の文化 ～」 講師： 新崎国広氏	「共生を創造し こころを育む福 祉共育」 講師： 新崎国広氏 金川めぐみ氏 金田喜弘氏	「大人も子ども も共に学ぶ“福 祉共育”」 講師： 吉田祐一郎氏	「“福祉共育” をとおしてまち づくりを考える ～大人も子ども も共に学びあう ために～」 講師： 吉田祐一郎氏	「“福祉共育” をとおして町づ くりを考える」 講師： 日上耕司氏
参加者数 (人)	100	90	51	65	69

資料：岬町社会福祉協議会（各年度末現在）

⑩民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況は、平成29年度の相談支援件数が過去5年間で最も多くなっています。

■民生委員・児童委員の活動状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
民生委員・児童委員活動数 (人) (各年度12月1日現在)		54	62	63	46	59
相談支援件数 (件)		1,717	948	1,101	366	1,847
内訳	高齢者 (人)	881	401	503	136	809
	障がい者 (人)	94	49	15	5	74
	子ども (人)	532	352	475	194	699
	その他 (人)	210	146	108	31	265

資料：福祉行政報告例

2 アンケート結果からみる課題

(1) 調査概要

岬町在住の18歳以上の方を対象に、日頃生活する中で抱えている様々な問題や、地域福祉に関わる活動への参加状況などを把握し、計画策定の資料とするために実施しました。

項 目	内 容
調査地域	岬町全域
調査対象	平成30年7月2日時点、町内在住18歳以上の住民1,600人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年7月27日～8月17日
配布・回収状況	配布数：1,600票 回収数：633票（うち有効票624票） 回収率：39.6%

(2) 調査結果のまとめ

調査結果については、「取り組みの成果、支えあいの資源」「調査結果からみる課題」という2つの視点でとりまとめています。

【取り組みの成果、支えあいの資源】

活動の認知状況の高まり

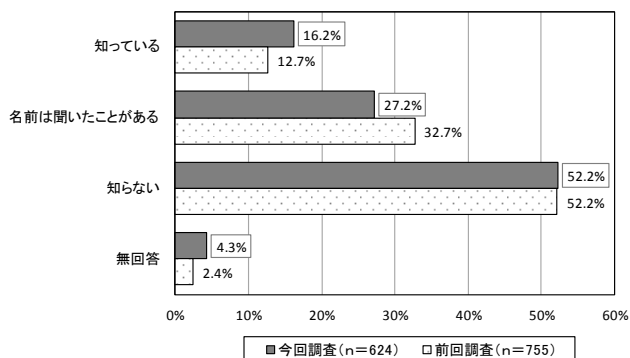
★前回調査よりも地域福祉に関する活動の認知状況は高まっており、取り組みの浸透がみられる。

○岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況は、前回調査と比較すると、「知っている」の割合が増加している。【問24】

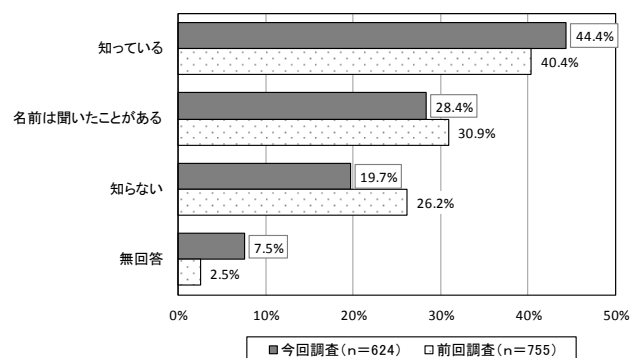
○岬町社会福祉協議会（社協）を知っているかは、前回調査と比較すると、「知っている」の割合が増加している。【問25】

○地域の民生委員・児童委員を知っているかは、前回調査と比較すると、「委員さんも活動内容も知っている」の割合が増加している。【問27】

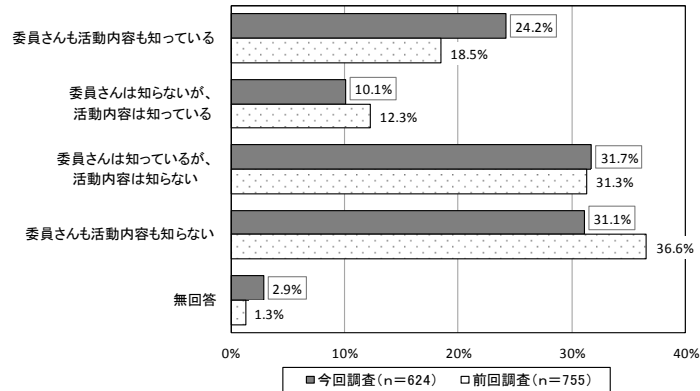
【問24 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況】



【問25 岬町社会福祉協議会（社協）を知っているか】



【問 27 地域の民生委員・児童委員を知っているか】



効果的な情報発信

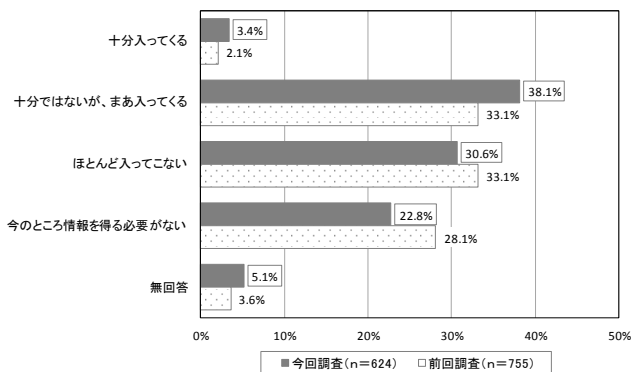
★前回調査よりも情報の入手状況の改善がみられる。広報「岬だより」
広報「社協みさき」も情報提供手段として有効に機能している。

○福祉サービスについての情報の入手状況は、前回調査と比較すると
「ほとんど入ってこない」「今のところ情報を得る必要がない」が減少し、他の項目（「十分入ってくる」等）の割合が増加している。【問 35】

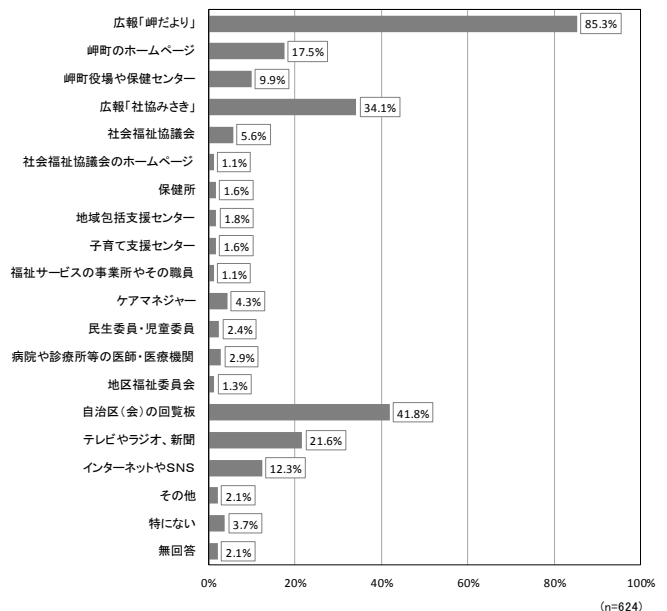
○身近な地域の情報を得る機関や手段は、広報「岬だより」、広報「社協みさき」の割合が高い。【問 36】

○自由意見においても、広報「岬だより」を楽しみにしているといった意見もみられる。【自由意見】

【問 35 福祉サービスについての情報の入手状況】



【問 36 身近な地域の情報を得る機関や手段】



地域特性の活用

★地区ごとに異なるニーズがある中で、それぞれのニーズに対応した支えあいの取り組みの推進が効果的と考えられる。

○地域の課題に対して住民ができることは、全体では「防災・防犯の呼びかけ」「隣近所へ日常的な声がけ、見守り」の割合が高い中で、“孝子”では「地域の避難訓練等への参加」の割合が最も高い。【問 17】

○支えあいの理解を深めるために必要だと思われる機会は、全体では「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶ機会」「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」の割合が高い中で、“多奈川”“望海坂”では「お祭りや地域のイベントなど、地域住民が集まる場での啓発の機会」が最も高い。【問 23】

○助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なことは、全体では「地域で日頃から住民同士が相互に交流したりつながりを持てる機会づくり」の割合が高い中で、“望海坂”では「支援する人と支援を必要とする人をつなぐ場づくり」の割合が最も高い。【問 39】

【問 17 地域の課題に対して住民ができること】

		問17. 地域の課題に対して住民ができること									
合計		マナー改 善に向け た呼びか け	青少年の 健全育成 の呼びか け	防災・防 犯の呼び かけ	地域活動 への参加 の呼びか け	子どもの 居場所づ くり	高齢者の 居場所づ くり	障がい のある人 の居場所 づくり	乳幼児期 の子育て 支援	健康づく りへの取 り組み	
居住地区	全体	624 100.0	148 23.7	46 7.4	231 37.0	85 13.6	103 16.5	127 20.4	52 8.3	42 6.7	121 19.4
	淡輪	292 100.0	71 24.3	24 8.2	113 38.7	39 13.4	46 15.8	57 19.5	27 9.2	21 7.2	67 22.9
	深日	176 100.0	43 24.4	9 5.1	67 38.1	23 13.1	29 16.5	35 19.9	11 6.3	10 5.7	27 15.3
	多奈川	98 100.0	19 19.4	9 9.2	31 31.6	15 15.3	18 18.4	19 19.4	10 10.2	7 7.1	18 18.4
	孝子	13 100.0	1 7.7	0 0.0	5 38.5	4 30.8	0 0.0	2 15.4	0 0.0	0 0.0	2 15.4
	望海坂	40 100.0	12 30.0	2 5.0	13 32.5	3 7.5	10 25.0	12 30.0	4 10.0	4 10.0	7 17.5

		問17. 地域の課題に対して住民ができること									
合計		隣近所へ 日常的な 声がけ、 見守り	隣近所の 相談相手	募金や寄 付、空き 家等の提 供	買い物や 通院時の 移動の手 助け	地域の支 えあいに 関心を持 つ	地域の避 難訓練等 への参加	その他	できるこ とはない	無回答	
居住地区	全体	624 100.0	210 33.7	75 12.0	61 9.8	83 13.3	177 28.4	154 24.7	10 1.6	32 5.1	60 9.6
	淡輪	292 100.0	108 37.0	29 9.9	20 6.8	39 13.4	93 31.8	77 26.4	5 1.7	14 4.8	22 7.5
	深日	176 100.0	52 29.5	21 11.9	24 13.6	21 11.9	44 25.0	38 21.6	5 2.8	11 6.3	21 11.9
	多奈川	98 100.0	26 26.5	15 15.3	12 12.2	17 17.3	24 24.5	24 24.5	0 0.0	4 4.1	12 12.2
	孝子	13 100.0	7 53.8	3 23.1	1 7.7	3 23.1	4 30.8	9 69.2	0 0.0	1 7.7	1 7.7
	望海坂	40 100.0	16 40.0	7 17.5	4 10.0	2 5.0	9 22.5	6 15.0	0 0.0	2 5.0	3 7.5

【問 23 支えあいの理解を深めるために必要だと思われる機会】

	合計	問23. 支えあいの理解を深めるために必要だと思われる機会								
		福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶ機会	介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりする機会	手話や点字、介護の方法などの技術を習得する機会	住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会	学校教育等の中で、子どもから地域の福祉について学ぶ機会	お祭りや地域のイベントなど、地域住民が集まる場での啓発の機会	その他	特に必要はない	無回答
全体	624 100.0	169 27.1	119 19.1	68 10.9	148 23.7	167 26.8	138 22.1	15 2.4	65 10.4	93 14.9
居住地区	淡輪	292 100.0	75 25.7	56 19.2	31 10.6	77 26.4	86 29.5	58 19.9	7 2.4	25 8.6
	深日	176 100.0	55 31.3	33 18.8	23 13.1	32 18.2	44 25.0	32 18.2	6 3.4	22 12.5
	多奈川	98 100.0	24 24.5	21 21.4	7 7.1	25 25.5	25 25.5	29 29.6	1 1.0	13 13.3
	孝子	13 100.0	2 15.4	1 7.7	0 0.0	5 38.5	3 23.1	4 30.8	0 0.0	1 7.7
	望海坂	40 100.0	13 32.5	8 20.0	7 17.5	7 17.5	9 22.5	15 37.5	1 2.5	2 5.0

【問 39 助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと】

	合計	問39. 助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと								
		学校教育や生涯教育での福祉教育の充実	福祉活動に携わる人やそのリーダーの養成	地域で日頃から住民同士が相互に交流したりつながりを持つ機会づくり	ボランティアの尊重や人権に関する意識の啓発	介護やボランティア活動の方法などに関する研修	地域での活動の拠点となる場の整備	身近な地域で特技・自由時間を活かしたボランティア活動ができる体制づくり	困っている人や助けあいの場、組織についての情報を得やすくする	無回答
全体	624 100.0	180 28.8	147 23.6	224 35.9	73 11.7	84 13.5	119 19.1	93 14.9	154 24.7	
居住地区	淡輪	292 100.0	89 30.5	66 22.6	118 40.4	34 11.6	44 15.1	58 19.9	46 15.8	74 25.3
	深日	176 100.0	43 24.4	39 22.2	50 28.4	22 12.5	22 12.5	29 16.5	25 14.2	41 23.3
	多奈川	98 100.0	32 32.7	28 28.6	38 38.8	10 10.2	8 8.2	20 20.4	13 13.3	28 28.6
	孝子	13 100.0	3 23.1	2 15.4	7 53.8	2 15.4	2 15.4	4 30.8	2 15.4	3 23.1
	望海坂	40 100.0	13 32.5	11 27.5	10 25.0	4 10.0	8 20.0	8 20.0	5 12.5	8 20.0

	合計	問39. 助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと						
		地域における福祉活動の意義と重要性についてのPR	福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実	地域における福祉活動の活動費や運営費などの資金的な援助	支援する人と支援を必要とする人をつなぐ場づくり	その他	支援が必要だとは思わない	無回答
全体	624 100.0	67 10.7	103 16.5	68 10.9	167 26.8	21 3.4	15 2.4	57 9.1
居住地区	淡輪	292 100.0	34 11.6	50 17.1	33 11.3	82 28.1	8 2.7	24 8.2
	深日	176 100.0	17 9.7	30 17.0	22 12.5	45 25.6	12 6.8	20 11.4
	多奈川	98 100.0	11 11.2	17 17.3	8 8.2	24 24.5	0 0.0	9 9.2
	孝子	13 100.0	1 7.7	2 15.4	3 23.1	1 7.7	0 0.0	3 23.1
	望海坂	40 100.0	4 10.0	4 10.0	2 5.0	14 35.0	1 2.5	0 0.0

潜在的な担い手の活用

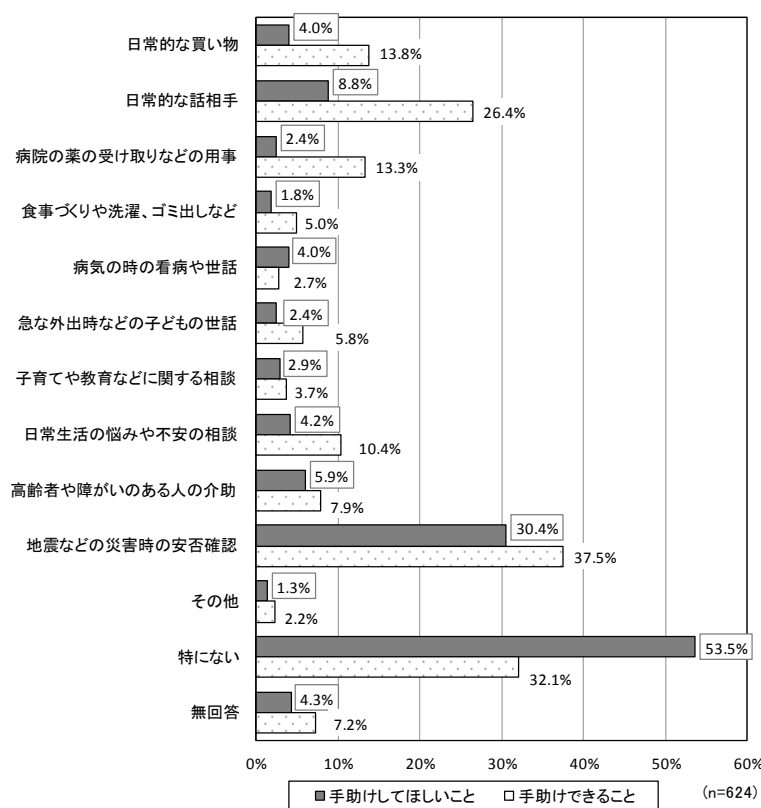
★潜在的な担い手がいることを踏まえ、その掘り起こしによる需要と供給のマッチングや、災害時の支援の取り組みを支えあいの活動への参加のきっかけとして活用することも有効と考えられる。

○暮らしの中で隣近所に“手助けしてほしいこと”よりも“手助けできること”の方が「日常的な話相手」「日常的な買い物」などをはじめとしたほとんどの項目で割合が高くなっており、支えあいの潜在的な担い手は一定数いることがうかがえる。【問 14】

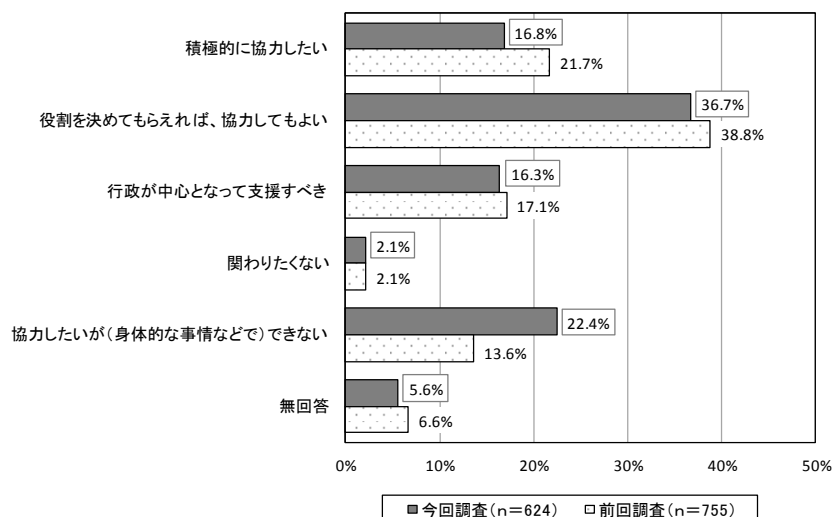
○手助けしてほしいこと・手助けできることについては、どちらも「地震などの災害時の安否確認」の割合が最も高い。【問 14】

○災害時要支援者の支援に関しての考えは、「役割を決めてもらえれば、協力してもよい」の割合が最も高い。【問 45】

【問 14 暮らしの中で隣近所に手助けしてほしいこと・手助けできること】



【問 45 災害時要支援者の支援に関しての考え】



若い世代の参加
促進

★若い世代の支えあい活動への参加のきっかけとして、特に関心の高い子ども・子育てに関する取り組みを活用することも有効と考えられる。

○地域で解決が必要と感じる問題は、年齢が低いほど「子どもの遊び場がないこと」の割合が高い。【問 16】

○地域の課題に対して住民ができることについても、年齢が低いほど「子どもの居場所づくり」の割合が高い。【問 17】

○関心がある福祉の分野は、年齢が低いほど「子どもに関する福祉」の割合が高い。【問 18-2】

○今後してみたい活動の分野は、年齢が低いほど「子育てを支援する活動」の割合が高い。【問 22-2】

○自由意見においても、子育て・教育に関する意見が多くなっている。
【自由意見】

【問 16 地域で解決が必要と感じる問題】

		合計	問16. 地域で解決が必要と感じる問題						
			子どもの遊び場がないこと	子どもの非行やいじめのこと	ゴミ処理や犬のふんの後始末、駐車などの住民のマナーのこと	自治区(会)などの役員や担い手がいらないこと	ひとり暮らしや高齢夫婦、障がいのある人等への見守り・支援	ひとり親家庭への支援	虐待やDV
全体		624 100.0	144 23.1	38 6.1	205 32.9	102 16.3	156 25.0	37 5.9	26 4.2
年齢	18～39歳	87 100.0	34 39.1	12 13.8	22 25.3	16 18.4	20 23.0	6 6.9	5 5.7
	40～64歳	210 100.0	56 26.7	15 7.1	77 36.7	36 17.1	55 26.2	15 7.1	15 7.1
	65～74歳	164 100.0	37 22.6	8 4.9	62 37.8	28 17.1	48 29.3	10 6.1	6 3.7
	75歳以上	157 100.0	16 10.2	2 1.3	44 28.0	20 12.7	33 21.0	6 3.8	0 0.0

		合計	問16. 地域で解決が必要と感じる問題						
			火災予防や災害時の避難・防災・減災活動	空き家・空き地や耕作放棄地の増加等に伴う生活環境の悪化	暮らしや福祉のことを相談できる人がいないこと	身近な地域での買い物や病院への通院などができないこと	その他	特にない	無回答
全体		624 100.0	147 23.6	272 43.6	44 7.1	137 22.0	21 3.4	89 14.3	21 3.4
年齢	18～39歳	87 100.0	20 23.0	29 33.3	6 6.9	26 29.9	4 4.6	12 13.8	2 2.3
	40～64歳	210 100.0	52 24.8	115 54.8	21 10.0	49 23.3	11 5.2	17 8.1	5 2.4
	65～74歳	164 100.0	41 25.0	81 49.4	11 6.7	27 16.5	2 1.2	26 15.9	4 2.4
	75歳以上	157 100.0	34 21.7	45 28.7	6 3.8	34 21.7	4 2.5	32 20.4	10 6.4

【問 17 地域の課題に対して住民ができること】

		問17. 地域の課題に対して住民ができること									
		合計	マナー改 善に向け た呼びか け	青少年の 健全育成 の呼びか け	防災・防 犯の呼び かけ	地域活動 への参加 の呼びか け	子どもの 居場所づ くり	高齢者の 居場所づ くり	障がいの ある人の 居場所づ くり	乳幼児期 の子育て 支援	健康づく りへの取 り組み
全体		624 100.0	148 23.7	46 7.4	231 37.0	85 13.6	103 16.5	127 20.4	52 8.3	42 6.7	121 19.4
年齢	18～39歳	87 100.0	22 25.3	11 12.6	29 33.3	12 13.8	33 37.9	15 17.2	9 10.3	15 17.2	13 14.9
	40～64歳	210 100.0	56 26.7	15 7.1	92 43.8	23 11.0	42 20.0	39 18.6	25 11.9	18 8.6	38 18.1
	65～74歳	164 100.0	43 26.2	16 9.8	60 36.6	29 17.7	18 11.0	36 22.0	10 6.1	6 3.7	42 25.6
	75歳以上	157 100.0	25 15.9	2 1.3	48 30.6	20 12.7	10 6.4	35 22.3	8 5.1	3 1.9	28 17.8

		問17. 地域の課題に対して住民ができること									
		合計	隣近所へ 日常的な 声がけ、 見守り	隣近所の 相談相手	募金や寄 付、空き 家等の提 供	買い物や 通院時の 移動の手 助け	地域の支 えあいに 関心を持 つ	地域の避 難訓練等 への参加	その他	できるこ とはない	無回答
全体		624 100.0	210 33.7	75 12.0	61 9.8	83 13.3	177 28.4	154 24.7	10 1.6	32 5.1	60 9.6
年齢	18～39歳	87 100.0	24 27.6	12 13.8	11 12.6	10 11.5	23 26.4	20 23.0	2 2.3	5 5.7	6 6.9
	40～64歳	210 100.0	78 37.1	24 11.4	27 12.9	34 16.2	57 27.1	54 25.7	3 1.4	7 3.3	12 5.7
	65～74歳	164 100.0	56 34.1	20 12.2	17 10.4	21 12.8	47 28.7	50 30.5	3 1.8	9 5.5	14 8.5
	75歳以上	157 100.0	51 32.5	19 12.1	6 3.8	17 10.8	46 29.3	30 19.1	2 1.3	11 7.0	27 17.2

【問 18-2 関心がある福祉の分野】

		問18-2. 関心がある福祉の分野							
		合計	子どもに 関する福 祉	高齢者に 関する福 祉	障がいの ある人に 関する福 祉	経済的困 窮にある 人に関する 福祉	上記以外 の人に関 する福祉	その他	無回答
全体		374 100.0	116 31.0	286 76.5	110 29.4	68 18.2	16 4.3	4 1.1	7 1.9
年齢	18～39歳	42 100.0	28 66.7	18 42.9	14 33.3	9 21.4	4 9.5	2 4.8	0 0.0
	40～64歳	116 100.0	47 40.5	86 74.1	41 35.3	25 21.6	8 6.9	1 0.9	2 1.7
	65～74歳	110 100.0	27 24.5	93 84.5	31 28.2	23 20.9	2 1.8	0 0.0	2 1.8
	75歳以上	102 100.0	14 13.7	85 83.3	23 22.5	11 10.8	2 2.0	1 1.0	3 2.9

【問 22-2 今後してみたい活動の分野】

		問22-2. 今後してみたい活動の分野												
		合計	地域を元気にする活動	子育てを支援する活動	児童・青少年の健全育成の活動	高齢者を支援する活動	障がいのある人を支援する活動	環境美化等の周辺環境保全活動	健康づくりを支援する活動	防犯や防災等地域の安全を守る活動	文化・スポーツ等生涯学習活動	観光やまちづくりに関する活動	その他	無回答
全体		325 100.0	104 32.0	61 18.8	46 14.2	100 30.8	38 11.7	111 34.2	61 18.8	86 26.5	68 20.9	56 17.2	2 0.6	6 1.8
年齢	18～39歳	49 100.0	10 20.4	23 46.9	11 22.4	10 20.4	6 12.2	9 18.4	4 8.2	10 20.4	10 20.4	9 18.4	0 0.0	0 0.0
	40～64歳	122 100.0	36 29.5	28 23.0	15 12.3	40 32.8	15 12.3	40 32.8	17 13.9	31 25.4	20 16.4	25 20.5	0 0.0	3 2.5
	65～74歳	93 100.0	38 40.9	8 8.6	15 16.1	33 35.5	12 12.9	42 45.2	26 28.0	31 33.3	20 21.5	19 20.4	0 0.0	2 2.2
	75歳以上	59 100.0	20 33.9	2 3.4	4 6.8	17 28.8	5 8.5	20 33.9	14 23.7	13 22.0	17 28.8	3 5.1	2 3.4	1 1.7

【調査結果からみる課題】

世代間の支えあい意識の差

★全般的に若い世代ほど支えあいや福祉に対する関心が低い。

○地域で生活上の課題を抱えている人の認知状況は、年齢が低いほど「知らない」の割合が高い。【問 15】

○福祉に関心があるかは、年齢が低いほど『関心がない』の割合が高い。【問 18】

○岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況は、年齢が高いほど「知っている」の割合が、年齢が低いほど「知らない」の割合が高い。【問 24】

○災害時要支援者の支援に関しての考えは、年齢が低いほど「行政が中心となって支援すべき」の割合が高い。【問 45】

【問 15 地域で生活上の課題を抱えている人の認知状況】

		合計	問15. 地域で生活上の課題を抱えている人の認知状況			
			よく知っている	聞いたことはある	知らない	無回答
全体		624 100.0	16 2.6	81 13.0	507 81.3	20 3.2
年齢	18～39歳	87 100.0	3 3.4	8 9.2	76 87.4	0 0.0
	40～64歳	210 100.0	3 1.4	31 14.8	173 82.4	3 1.4
	65～74歳	164 100.0	4 2.4	24 14.6	131 79.9	5 3.0
	75歳以上	157 100.0	6 3.8	17 10.8	122 77.7	12 7.6

【問 18 福祉に関心があるか】

		合計	問18. 福祉に関心があるか					
			とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない	無回答
全体		624 100.0	52 8.3	322 51.6	162 26.0	16 2.6	57 9.1	15 2.4
年齢	18～39歳	87 100.0	9 10.3	33 37.9	28 32.2	7 8.0	10 11.5	0 0.0
	40～64歳	210 100.0	15 7.1	101 48.1	62 29.5	6 2.9	20 9.5	6 2.9
	65～74歳	164 100.0	11 6.7	99 60.4	38 23.2	3 1.8	11 6.7	2 1.2
	75歳以上	157 100.0	16 10.2	86 54.8	32 20.4	0 0.0	16 10.2	7 4.5

【問 24 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況】

		合計	問24. 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画を知っているか			
			知っている	名前は聞いたことがある	知らない	無回答
全体		624 100.0	101 16.2	170 27.2	326 52.2	27 4.3
年齢	18～39歳	87 100.0	4 4.6	15 17.2	67 77.0	1 1.1
	40～64歳	210 100.0	20 9.5	51 24.3	135 64.3	4 1.9
	65～74歳	164 100.0	32 19.5	57 34.8	68 41.5	7 4.3
	75歳以上	157 100.0	44 28.0	45 28.7	53 33.8	15 9.6

【問 45 災害時要支援者の支援に関しての考え】

		合計	問45. 災害時要支援者の支援に関しての考え					
			積極的に協力したい	役割を決めてもらえれば、協力してもよい	行政が中心となって支援すべき	関わりたくない	協力したいが（身体的な事情などで）できない	無回答
全体		624 100.0	105 16.8	229 36.7	102 16.3	13 2.1	140 22.4	35 5.6
年齢	18～39歳	87 100.0	15 17.2	31 35.6	24 27.6	6 6.9	9 10.3	2 2.3
	40～64歳	210 100.0	36 17.1	100 47.6	38 18.1	4 1.9	22 10.5	10 4.8
	65～74歳	164 100.0	33 20.1	66 40.2	22 13.4	2 1.2	31 18.9	10 6.1
	75歳以上	157 100.0	20 12.7	31 19.7	18 11.5	1 0.6	75 47.8	12 7.6

世代間の支えあい活動の差

- ★全般的に若い世代ほど支えあい活動の参加には消極的。一方で、75歳以上の後期高齢者についても健康上の理由等で活動が困難な実態。
- 各種支援活動の取り組み状況は、年齢が低いほど「取り組んだことはない」の割合が高い。【問 19】
- 助けあいや支えあいの活動についての考えは、年齢が低いほど「公的なサービスを充実すべき」の割合が高い。【問 20】
- ボランティア活動についての考えは、年齢が低いほど「気持ちはあるが忙しいので参加できない」の割合が高い。【問 21】
- 各種支援活動等の取り組みについての考えは、“75 歳以上”では「取り組むことができない」の割合が最も高い。【問 22】

【問 19 各種支援活動の取り組み状況】

		問19. 各種支援活動の取り組み状況						
		合計	現在、継続的に取り組んでいる	たまに取組むことがある	取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない	取り組んだことはない	取り組むことができない	無回答
全体		624 100.0	62 9.9	73 11.7	100 16.0	279 44.7	83 13.3	27 4.3
年齢	18～39歳	87 100.0	8 9.2	6 6.9	15 17.2	44 50.6	14 16.1	0 0.0
	40～64歳	210 100.0	9 4.3	33 15.7	29 13.8	104 49.5	26 12.4	9 4.3
	65～74歳	164 100.0	26 15.9	17 10.4	28 17.1	78 47.6	11 6.7	4 2.4
	75歳以上	157 100.0	18 11.5	17 10.8	28 17.8	51 32.5	30 19.1	13 8.3

【問 20 助けあいや支えあいの活動についての考え】

		問20. 助けあいや支えあいの活動についての考え									
		合計	困っているときは お互いさまだから、活 発にしたい	家族や親せきで何 とかしたいと思うの で、活動に参加した いとは思わない	手助けしてもらおう かと思うので、活動 に参加したいと思 う	普段つきあいがな いので、困っている 人への度かわれば よいかわからない	公的なサービスを充 実すべき	その他	興味が無い	無回答	
全体		624 100.0	219 35.1	52 8.3	50 8.0	102 16.3	170 27.2	232 37.2	22 3.5	18 2.9	4 0.6
年齢	18～39歳	87 100.0	25 28.7	6 6.9	7 8.0	18 20.7	27 31.0	35 40.2	1 1.1	5 5.7	2 2.3
	40～64歳	210 100.0	72 34.3	12 5.7	14 6.7	43 20.5	63 30.0	81 38.6	4 1.9	7 3.3	1 0.5
	65～74歳	164 100.0	63 38.4	17 10.4	17 10.4	26 15.9	50 30.5	59 36.0	1 0.6	3 1.8	5 3.0
	75歳以上	157 100.0	56 35.7	16 10.2	12 7.6	14 8.9	29 18.5	56 35.7	15 9.6	3 1.9	12 7.6

【問 21 ボランティア活動についての考え】

		問21. ボランティア活動についての考え						
		合計	地域において助けあいや支えあい、交流などを深めるためにも必要である	気持ちはあるが忙しいので参加できない	活動をする機会がなかなかない	そのような活動は本来行政が行うべきである	ボランティア活動はしたくない	その他 無回答
全体		624 100.0	191 30.6	156 25.0	40 6.4	48 7.7	50 8.0	48 7.7
年齢	18～39歳	87 100.0	14 16.1	48 55.2	6 6.9	5 5.7	7 8.0	2 2.3
	40～64歳	210 100.0	39 18.6	72 34.3	20 9.5	22 10.5	20 9.5	10 4.8
	65～74歳	164 100.0	66 40.2	27 16.5	11 6.7	11 6.7	14 8.5	7 4.3
	75歳以上	157 100.0	70 44.6	7 4.5	3 1.9	10 6.4	7 4.5	29 18.5

【問 22 各種支援活動等の取り組みについての考え】

		問22. 各種支援活動等の取り組みについての考え					
		合計	積極的に取り組んでいきたい	できるだけ取り組んでいきたい	機会があれば取り組んでもよい	あまり取り組みたくない	取り組むことができない 無回答
全体		624 100.0	24 3.8	74 11.9	227 36.4	108 17.3	55 8.8
年齢	18～39歳	87 100.0	5 5.7	11 12.6	33 37.9	18 20.7	3 3.4
	40～64歳	210 100.0	5 2.4	12 5.7	105 50.0	46 21.9	12 5.7
	65～74歳	164 100.0	6 3.7	33 20.1	54 32.9	35 21.3	14 8.5
	75歳以上	157 100.0	8 5.1	17 10.8	34 21.7	8 5.1	26 16.6

世代間の支えあい活動認知の差

★全般的に若い世代ほど支えあい活動の状況の認知度は低い。

○岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況は、年齢が高いほど「知っている」の割合が、年齢が低いほど「知らない」の割合が高い。【問 24】

○岬町社会福祉協議会（社協）を知っているかは、年齢が高いほど「知っている」の割合が、年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなる傾向にある。【問 25】

○地域の民生委員・児童委員を知っているかは、年齢が高いほど「委員さんも活動内容も知っている」、年齢が低いほど「委員さんも活動内容も知らない」の割合が高い。【問 27】

【問 24 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況】

		合計	問24. 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画を知っているか			
			知っている	名前は聞いたことがある	知らない	無回答
全体		624 100.0	101 16.2	170 27.2	326 52.2	27 4.3
年齢	18～39歳	87 100.0	4 4.6	15 17.2	67 77.0	1 1.1
	40～64歳	210 100.0	20 9.5	51 24.3	135 64.3	4 1.9
	65～74歳	164 100.0	32 19.5	57 34.8	68 41.5	7 4.3
	75歳以上	157 100.0	44 28.0	45 28.7	53 33.8	15 9.6

【問 25 岬町社会福祉協議会（社協）を知っているか】

		合計	問25. 岬町社会福祉協議会（社協）を知っているか			
			知っている	名前は聞いたことがある	知らない	無回答
全体		624 100.0	277 44.4	177 28.4	123 19.7	47 7.5
年齢	18～39歳	87 100.0	18 20.7	29 33.3	36 41.4	4 4.6
	40～64歳	210 100.0	83 39.5	67 31.9	44 21.0	16 7.6
	65～74歳	164 100.0	89 54.3	44 26.8	20 12.2	11 6.7
	75歳以上	157 100.0	85 54.1	35 22.3	21 13.4	16 10.2

【問 27 地域の民生委員・児童委員を知っているか】

		合計	問27. 地域の民生委員・児童委員を知っているか				
			委員さん も活動内 容も知っ ている	委員さん は知らないが、活 動内容は 知っている	委員さん は知って いるが、 活動内容 は知らない	委員さん も活動内 容も知ら ない	無回答
全体		624 100.0	151 24.2	63 10.1	198 31.7	194 31.1	18 2.9
年齢	18～39歳	87 100.0	9 10.3	8 9.2	22 25.3	45 51.7	3 3.4
	40～64歳	210 100.0	28 13.3	21 10.0	78 37.1	81 38.6	2 1.0
	65～74歳	164 100.0	50 30.5	21 12.8	53 32.3	37 22.6	3 1.8
	75歳以上	157 100.0	62 39.5	13 8.3	43 27.4	29 18.5	10 6.4

世代間の今後の
支えあい意識の
差

★世代によって重要視している内容が異なることを踏まえ、相互の理解促進とともに、それぞれの特性を活かして支えあいの取り組みを活発にすることが必要。

○助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なことは、全体では「地域で日頃から住民同士が相互に交流したりつながりを持てる機会づくり」が高い中で、年齢が低いほど「学校教育や生涯教育での福祉教育の充実」の割合が高い。【問 39】

○生涯を安心して暮らすために充実してほしい福祉施策は、全体では「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる在宅福祉」が高い中で、年齢が低いほど「子育てが安心してできる子育て支援」「安心して快適に暮らせる住宅や道路環境」の割合が高い。【問 40】

【問 39 助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと】

		合計	問39. 助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと							
			学校教育や生涯教育での福祉教育の充実	福祉活動に携わる人やそのリーダーの養成	地域で日頃から住民同士が相互に交流したりつながりを持てる機会づくり	プライバシーの尊重や人権に関する意識の啓発	介護やボランティア活動の方法などに関する研修	地域での活動の拠点となる場の整備	身近な地域で特技・自由時間を活かしボランティア活動ができる体制づくり	困っている人や助けあいの場、組織についての情報を得やすくする
全体		624 100.0	180 28.8	147 23.6	224 35.9	73 11.7	84 13.5	119 19.1	93 14.9	154 24.7
年齢	18～39歳	87 100.0	31 35.6	15 17.2	19 21.8	12 13.8	16 18.4	18 20.7	12 13.8	25 28.7
	40～64歳	210 100.0	72 34.3	58 27.6	69 32.9	24 11.4	33 15.7	41 19.5	37 17.6	49 23.3
	65～74歳	164 100.0	47 28.7	36 22.0	71 43.3	24 14.6	20 12.2	33 20.1	24 14.6	46 28.0
	75歳以上	157 100.0	30 19.1	37 23.6	64 40.8	12 7.6	15 9.6	27 17.2	18 11.5	34 21.7

		合計	問39. 助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと						
			地域における福祉活動の意義と重要性についてのPR	福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実	地域における福祉活動の活動費や運営費などの資金的な援助	支援する人と支援を必要とする人をつなぐ場づくり	その他	支援が必要だとは思わない	無回答
全体		624 100.0	67 10.7	103 16.5	68 10.9	167 26.8	21 3.4	15 2.4	57 9.1
年齢	18～39歳	87 100.0	6 6.9	11 12.6	11 12.6	28 32.2	4 4.6	4 4.6	4 4.6
		210 100.0	18 8.6	33 15.7	24 11.4	58 27.6	8 3.8	3 1.4	9 4.3
	40～64歳	164 100.0	28 17.1	27 16.5	17 10.4	34 20.7	2 1.2	5 3.0	19 11.6
		75歳以上	157 100.0	15 9.6	32 20.4	16 10.2	45 28.7	7 4.5	1 0.6

【問 40 生涯を安心して暮らすために充実してほしい福祉施策】

		問40. 生涯を安心して暮らすために充実してほしい福祉施策								
		合計	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる在宅福祉	高齢者や障がいのある人などの入所施設	子育てが安心してできる子育て支援	健康の保持・増進のための健康づくりや介護予防	子ども、高齢者、障がいのある人等すべての人が気軽にふれあい、憩える場	地域でのボランティア活動やNPO活動に対する支援	障がいのある人に対する理解や人権の尊重などの啓発・教育	福祉サービス利用者保護のための権利擁護や苦情対応などの取り組み
全体		624 100.0	299 47.9	214 34.3	184 29.5	161 25.8	118 18.9	66 10.6	71 11.4	48 7.7
年齢	18～39歳	87 100.0	42 48.3	21 24.1	50 57.5	18 20.7	16 18.4	11 12.6	15 17.2	9 10.3
	40～64歳	210 100.0	109 51.9	82 39.0	82 39.0	50 23.8	46 21.9	21 10.0	30 14.3	14 6.7
	65～74歳	164 100.0	73 44.5	64 39.0	33 20.1	54 32.9	31 18.9	17 10.4	17 10.4	11 6.7
	75歳以上	157 100.0	73 46.5	46 29.3	18 11.5	39 24.8	24 15.3	16 10.2	8 5.1	13 8.3

		問40. 生涯を安心して暮らすために充実してほしい福祉施策								
		合計	何でも相談できる体制や情報提供	安心して快適に暮らせる住宅や道路環境	消費者被害の防止などの防犯や災害時の避難などの防災対策	高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会	身近な買い物の場の確保、通院などの移動・外出支援	その他	特になし	無回答
全体		624 100.0	198 31.7	176 28.2	125 20.0	82 13.1	264 42.3	9 1.4	16 2.6	41 6.6
年齢	18～39歳	87 100.0	20 23.0	42 48.3	22 25.3	11 12.6	41 47.1	2 2.3	2 2.3	3 3.4
	40～64歳	210 100.0	79 37.6	61 29.0	41 19.5	32 15.2	96 45.7	5 2.4	2 1.0	5 2.4
	65～74歳	164 100.0	54 32.9	41 25.0	29 17.7	24 14.6	62 37.8	1 0.6	6 3.7	13 7.9
	75歳以上	157 100.0	43 27.4	32 20.4	32 20.4	14 8.9	64 40.8	1 0.6	6 3.8	20 12.7

世代間の福祉関連情報入手の差

★支えあい意識の向上や福祉の理解促進に向けて、世代に応じた情報発信の強化が必要。

○福祉サービスについての情報の入手状況は、年齢が低いほど「ほとんど入ってこない」「今のところ情報を得る必要がない」の割合が高い。【問 35】

○身近な地域の情報を得る機関や手段は、年齢が低いほど「岬町のホームページ」「インターネットやSNS*」、年齢が高いほど「自治区（会）の回覧板」「テレビやラジオ、新聞」の割合が高い。【問 36】

【問 35 福祉サービスについての情報の入手状況】

		合計	問35. 福祉サービスについての情報の入手状況				
			十分入ってくる	十分ではないが、まあ入ってくる	ほとんど入ってこない	今のところ情報を得る必要がない	無回答
全体		624 100.0	21 3.4	238 38.1	191 30.6	142 22.8	32 5.1
年齢	18～39歳	87 100.0	3 3.4	24 27.6	33 37.9	27 31.0	0 0.0
	40～64歳	210 100.0	5 2.4	76 36.2	72 34.3	50 23.8	7 3.3
	65～74歳	164 100.0	7 4.3	71 43.3	44 26.8	37 22.6	5 3.0
	75歳以上	157 100.0	6 3.8	65 41.4	41 26.1	26 16.6	19 12.1

【問 36 身近な地域の情報を得る機関や手段】

		合計	問36. 身近な地域の情報を得る機関や手段									
			広報「岬だより」	岬町のホームページ	岬町役場や保健センター	広報「社会福祉協議会」	社会福祉協議会	社会福祉協議会のホームページ	保健所	地域包括支援センター	子育て支援センター	福祉サービスの事業所やその職員
全体		624 100.0	532 85.3	109 17.5	62 9.9	213 34.1	35 5.6	7 1.1	10 1.6	11 1.8	10 1.6	7 1.1
年齢	18～39歳	87 100.0	64 73.6	26 29.9	6 6.9	18 20.7	1 1.1	0 0.0	2 2.3	0 0.0	5 5.7	1 1.1
		40～64歳	210 100.0	185 88.1	48 22.9	14 6.7	54 25.7	1 0.5	3 1.4	0 0.0	1 0.5	4 1.9
	65～74歳	164 100.0	147 89.6	22 13.4	22 13.4	75 45.7	16 9.8	1 0.6	4 2.4	4 2.4	1 0.6	1 0.6
		75歳以上	157 100.0	133 84.7	12 7.6	20 12.7	65 41.4	17 10.8	3 1.9	4 2.5	6 3.8	0 0.0

		問36. 身近な地域の情報を得る機関や手段										
		合計	ケアマネ ジャー	民生委 員・児童 委員	病院や診 療所等の 医師・医 療機関	地区福祉 委員会	自治区 (会)の 回覧板	テレビや ラジオ、 新聞	インター ネットや SNS	その他	特にない	無回答
全体		624 100.0	27 4.3	15 2.4	18 2.9	8 1.3	261 41.8	135 21.6	77 12.3	13 2.1	23 3.7	13 2.1
年齢	18～39歳	87 100.0	1 1.1	0 0.0	1 1.1	0 0.0	15 17.2	9 10.3	31 35.6	4 4.6	6 6.9	0 0.0
	40～64歳	210 100.0	11 5.2	2 1.0	7 3.3	1 0.5	75 35.7	31 14.8	28 13.3	6 2.9	10 4.8	1 0.5
	65～74歳	164 100.0	6 3.7	6 3.7	6 3.7	4 2.4	85 51.8	41 25.0	14 8.5	3 1.8	2 1.2	3 1.8
	75歳以上	157 100.0	9 5.7	7 4.5	4 2.5	3 1.9	84 53.5	53 33.8	4 2.5	0 0.0	4 2.5	8 5.1

地域別課題

- ★人口規模を踏まえても、地域に一定の差がみられる。とりわけ相談できる人がいないことや日常的なネガティブな実感は、孤立、虐待、ひきこもり、自殺等につながることから、特性を踏まえた対策が必要。
- 悩みや不安があったときの家族・親戚以外の相談相手は、“孝子”を除いて各地域で一定の方が「相談できる人がいない」を選択しており、特に“淡輪”では割合が比較的高い。【問 29】
- 日々の生活の中でのネガティブな実感の、各項目の「よくある」「いつもある」については、“孝子”“望海坂”で比較的割合が少なく、“淡輪”“深日”“多奈川”では比較的割合が高い。【問 30】
- 過去1年間における経済的な理由による経験の有無における各項目の「何度かあった」「頻繁にあった」については、“淡輪”“深日”“多奈川”では一定選択されている。【問 33】
- 福祉サービスについての情報の入手状況は、“深日”“多奈川”で「ほとんど入ってこない」の割合が高い。【問 35】

【問 29 悩みや不安があったときの家族・親戚以外の相談相手】

	合計	問29. 悩みや不安があったときの家族・親戚以外の相談相手									
		近所の人	友人や知人	自治区(会)の役員	地区福祉委員会	民生委員・児童委員	保育所・幼稚園・学校の先生など	ケアマネジャー	岬町役場や保健センター	保健所	病院や診療所等の医師・医療機関
全体	624	72	348	26	8	24	18	41	77	7	77
	100.0	11.5	55.8	4.2	1.3	3.8	2.9	6.6	12.3	1.1	12.3
居住地区	淡輪	292	28	160	13	4	11	9	18	37	4
		100.0	9.6	54.8	4.5	1.4	3.8	3.1	6.2	12.7	1.4
	深日	176	19	97	5	2	5	3	14	18	1
		100.0	10.8	55.1	2.8	1.1	2.8	1.7	8.0	10.2	0.6
	多奈川	98	16	56	6	1	5	0	7	11	2
		100.0	16.3	57.1	6.1	1.0	5.1	0.0	7.1	11.2	2.0
	孝子	13	2	7	0	1	1	1	0	1	0
		100.0	15.4	53.8	0.0	7.7	7.7	7.7	0.0	7.7	0.0
	望海坂	40	6	27	0	0	2	5	2	9	0
		100.0	15.0	67.5	0.0	0.0	5.0	12.5	5.0	22.5	0.0

		合計	問29. 悩みや不安があったときの家族・親戚以外の相談相手									
			社会福祉協議会	地域包括支援センター	いきいきネット相談支援センター (コミュニティソーシャルワーカー)	福祉サービス事業所	子育て支援センター	福祉なんでも相談	その他	相談できる人がいない	相談しない	無回答
全体		624 100.0	18 2.9	18 2.9	3 0.5	7 1.1	10 1.6	10 1.6	19 3.0	36 5.8	86 13.8	26 4.2
居住地区	淡輪	292 100.0	9 3.1	10 3.4	2 0.7	5 1.7	3 1.0	4 1.4	7 2.4	21 7.2	43 14.7	9 3.1
	深日	176 100.0	6 3.4	4 2.3	1 0.6	1 0.6	4 2.3	3 1.7	7 4.0	9 5.1	26 14.8	10 5.7
	多奈川	98 100.0	2 2.0	3 3.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 5.1	3 3.1	11 11.2	6 6.1
	孝子	13 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	1 7.7	0 0.0	0 0.0	2 15.4	1 7.7
	望海坂	40 100.0	1 2.5	1 2.5	0 0.0	1 2.5	2 5.0	2 5.0	0 0.0	2 5.0	3 7.5	0 0.0

【問 30 日々の生活の中でのネガティブな実感】

	合計	問30. ①ちょっとしたことでイライラしたり不安を感じる					
		全くない	少しある	時々ある	よくある	いつもあ る	無回答
全体	624 100.0	130 20.8	235 37.7	174 27.9	35 5.6	12 1.9	38 6.1
居住地区	淡輪	292 100.0	73 25.0	97 33.2	85 29.1	17 5.8	7 2.4
	深日	176 100.0	30 17.0	77 43.8	41 23.3	13 7.4	2 1.1
	多奈川	98 100.0	16 16.3	41 41.8	25 25.5	5 5.1	3 3.1
	孝子	13 100.0	2 15.4	3 23.1	6 46.2	0 0.0	0 0.0
	望海坂	40 100.0	8 20.0	14 35.0	17 42.5	0 0.0	1 2.5
	望海坂	40 100.0	8 20.0	14 35.0	17 42.5	0 0.0	1 2.5

	合計	問30. ③気分が沈み、気が晴れないように感じる					
		全くない	少しある	時々ある	よくある	いつもあ る	無回答
全体	624 100.0	226 36.2	211 33.8	103 16.5	26 4.2	3 0.5	55 8.8
居住地区	淡輪	292 100.0	109 37.3	98 33.6	52 17.8	12 4.1	0 0.0
	深日	176 100.0	59 33.5	57 32.4	31 17.6	6 3.4	1 0.6
	多奈川	98 100.0	31 31.6	38 38.8	14 14.3	5 5.1	2 2.0
	孝子	13 100.0	5 38.5	3 23.1	2 15.4	1 7.7	0 0.0
	望海坂	40 100.0	19 47.5	14 35.0	4 10.0	2 5.0	0 0.0
	望海坂	40 100.0	19 47.5	14 35.0	4 10.0	2 5.0	0 0.0

	合計	問30. ②絶望的だと感じる					
		全くない	少しある	時々ある	よくある	いつもあ る	無回答
全体	624 100.0	393 63.0	120 19.2	43 6.9	12 1.9	5 0.8	51 8.2
居住地区	淡輪	292 100.0	189 64.7	58 19.9	20 6.8	6 2.1	2 0.7
	深日	176 100.0	110 62.5	28 15.9	13 7.4	3 1.7	1 0.6
	多奈川	98 100.0	56 57.1	24 24.5	6 6.1	2 2.0	1 1.0
	孝子	13 100.0	4 30.8	4 30.8	2 15.4	1 7.7	0 0.0
	望海坂	40 100.0	31 77.5	5 12.5	2 5.0	0 0.0	1 2.5
	望海坂	40 100.0	31 77.5	5 12.5	2 5.0	0 0.0	1 2.5

	合計	問30. ④何をするにも面倒だと感じる					
		全くない	少しある	時々ある	よくある	いつもあ る	無回答
全体	624 100.0	160 25.6	222 35.6	126 20.2	56 9.0	17 2.7	43 6.9
居住地区	淡輪	292 100.0	75 25.7	108 37.0	62 21.2	25 8.6	6 2.1
	深日	176 100.0	40 22.7	62 35.2	34 19.3	17 9.7	7 4.0
	多奈川	98 100.0	25 25.5	34 34.7	20 20.4	8 8.2	4 4.1
	孝子	13 100.0	4 30.8	3 23.1	3 23.1	2 15.4	0 0.0
	望海坂	40 100.0	15 37.5	12 30.0	7 17.5	4 10.0	0 0.0
	望海坂	40 100.0	15 37.5	12 30.0	7 17.5	4 10.0	0 0.0

	合計	問30. ⑤自分は価値のない人間だと感じる					
		全くない	少しある	時々ある	よくある	いつもあ る	無回答
全体	624 100.0	350 56.1	127 20.4	63 10.1	25 4.0	8 1.3	51 8.2
居住地区	淡輪	292 100.0	168 57.5	64 21.9	29 9.9	12 4.1	2 0.7
	深日	176 100.0	95 54.0	31 17.6	18 10.2	8 4.5	5 2.8
	多奈川	98 100.0	50 51.0	21 21.4	12 12.2	3 3.1	1 1.0
	孝子	13 100.0	4 30.8	4 30.8	2 15.4	1 7.7	0 0.0
	望海坂	40 100.0	31 77.5	5 12.5	2 5.0	1 2.5	0 0.0
	望海坂	40 100.0	31 77.5	5 12.5	2 5.0	1 2.5	0 0.0

【問 33 過去 1 年間における経済的な理由による経験の有無】

		合計	問33. ①必要な食料が買えなかった			
			まったく ない	何度か あった	頻繁に あった	無回答
全体		624 100.0	560 89.7	24 3.8	1 0.2	39 6.3
居住地区	淡輪	292 100.0	266 91.1	10 3.4	1 0.3	15 5.1
	深日	176 100.0	152 86.4	8 4.5	0 0.0	16 9.1
	多奈川	98 100.0	87 88.8	5 5.1	0 0.0	6 6.1
	孝子	13 100.0	11 84.6	0 0.0	0 0.0	2 15.4
	望海坂	40 100.0	40 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

		合計	問33. ②必要な衣料が買えなかった			
			まったく ない	何度か あった	頻繁に あった	無回答
全体		624 100.0	552 88.5	24 3.8	6 1.0	42 6.7
居住地区	淡輪	292 100.0	264 90.4	10 3.4	2 0.7	16 5.5
	深日	176 100.0	149 84.7	9 5.1	1 0.6	17 9.7
	多奈川	98 100.0	86 87.8	4 4.1	2 2.0	6 6.1
	孝子	13 100.0	10 76.9	0 0.0	0 0.0	3 23.1
	望海坂	40 100.0	38 95.0	1 2.5	1 2.5	0 0.0

		合計	問33. ③電気・ガス・水道料金の滞納			
			まったく ない	何度か あった	頻繁に あった	無回答
全体		624 100.0	568 91.0	19 3.0	3 0.5	34 5.4
居住地区	淡輪	292 100.0	271 92.8	7 2.4	0 0.0	14 4.8
	深日	176 100.0	154 87.5	7 4.0	1 0.6	14 8.0
	多奈川	98 100.0	91 92.9	2 2.0	1 1.0	4 4.1
	孝子	13 100.0	10 76.9	1 7.7	0 0.0	2 15.4
	望海坂	40 100.0	37 92.5	2 5.0	1 2.5	0 0.0

		合計	問33. ④電話料金の滞納			
			まったく ない	何度か あった	頻繁に あった	無回答
全体		624 100.0	579 92.8	9 1.4	0 0.0	36 5.8
居住地区	淡輪	292 100.0	274 93.8	3 1.0	0 0.0	15 5.1
	深日	176 100.0	158 89.8	4 2.3	0 0.0	14 8.0
	多奈川	98 100.0	91 92.9	2 2.0	0 0.0	5 5.1
	孝子	13 100.0	11 84.6	0 0.0	0 0.0	2 15.4
	望海坂	40 100.0	40 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

		合計	問33. ⑤家賃・住宅ローンの滞納			
			まったく ない	何度か あった	頻繁に あった	無回答
全体		624 100.0	563 90.2	8 1.3	1 0.2	52 8.3
居住地区	淡輪	292 100.0	269 92.1	1 0.3	1 0.3	21 7.2
	深日	176 100.0	155 88.1	2 1.1	0 0.0	19 10.8
	多奈川	98 100.0	87 88.8	2 2.0	0 0.0	9 9.2
	孝子	13 100.0	10 76.9	1 7.7	0 0.0	2 15.4
	望海坂	40 100.0	37 92.5	2 5.0	0 0.0	1 2.5

【問 35 福祉サービスについての情報の入手状況】

		合計	問35. 福祉サービスについての情報の入手状況				
			十分入っ てくる	十分では ないが、 まあ入っ てくる	ほとんど 入ってこ ない	今のところ 情報を 得る必要 がない	無回答
全体		624 100.0	21 3.4	238 38.1	191 30.6	142 22.8	32 5.1
居住地区	淡輪	292 100.0	6 2.1	125 42.8	79 27.1	69 23.6	13 4.5
	深日	176 100.0	6 3.4	57 32.4	57 32.4	46 26.1	10 5.7
	多奈川	98 100.0	5 5.1	33 33.7	39 39.8	15 15.3	6 6.1
	孝子	13 100.0	3 23.1	6 46.2	2 15.4	1 7.7	1 7.7
	望海坂	40 100.0	1 2.5	15 37.5	14 35.0	9 22.5	1 2.5

生活課題

★移動や買い物といった生活課題は、生活に不便⇒若者を中心とした転出加速⇒人口減少⇒さらなる利便性の低下、といった負のサイクルにつながることから、行政と地域の一体的な解決方法の検討が必要。

○岬町に住み続けたくない理由としては「買い物などが不便だから」「医療や福祉等の公共サービスが整っていないから」の割合が高い。

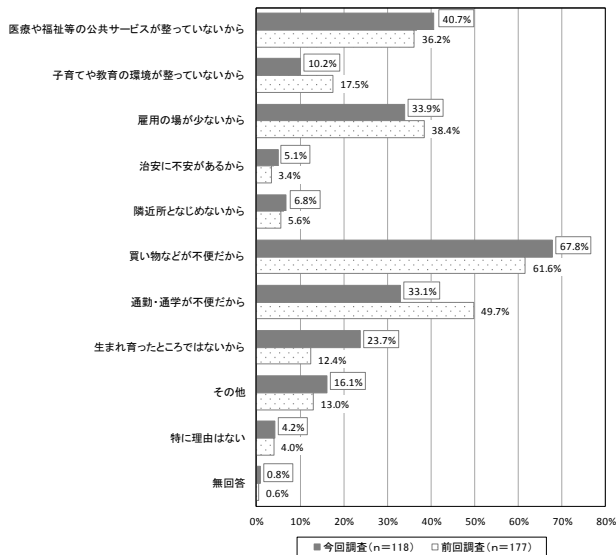
【問9-2】

○地域で解決が必要と感じる問題は「空き家・空き地や耕作放棄地の増加等に伴う生活環境の悪化」「ゴミ処理や犬のふんの後始末、駐車などの住民のマナーのこと」の割合が高い。【問16】

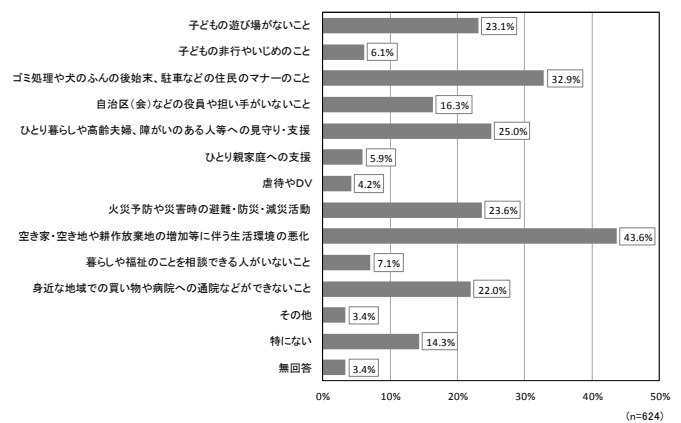
○買い物の際に利用する手段は、他の年齢層と比べ“75歳以上”で「自分で自動車・バイクを運転」の割合が大きく減少。【問32】

○自由意見においても、移動・買い物・環境衛生に関する意見が多くなっている。【自由意見】

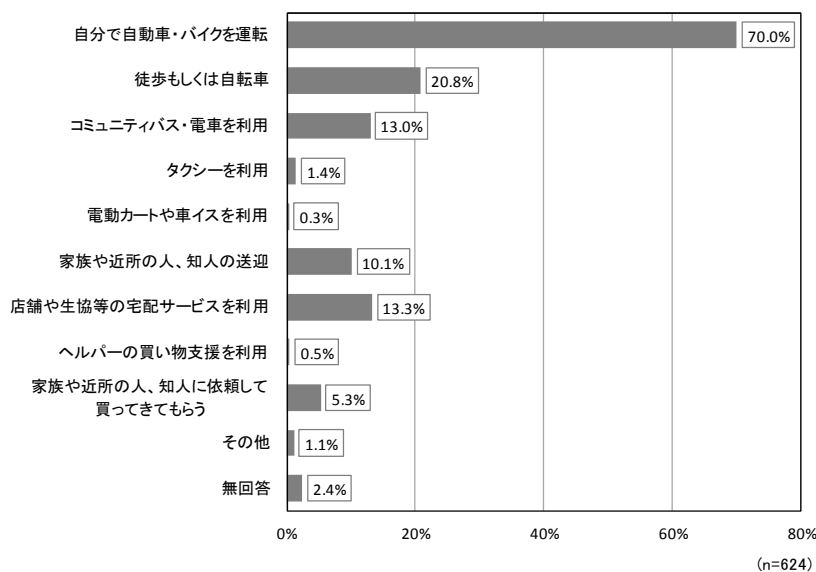
【問9-2 住み続けたくない理由】



【問16 地域で解決が必要と感じる問題】



【問32 買い物の際に利用する手段】



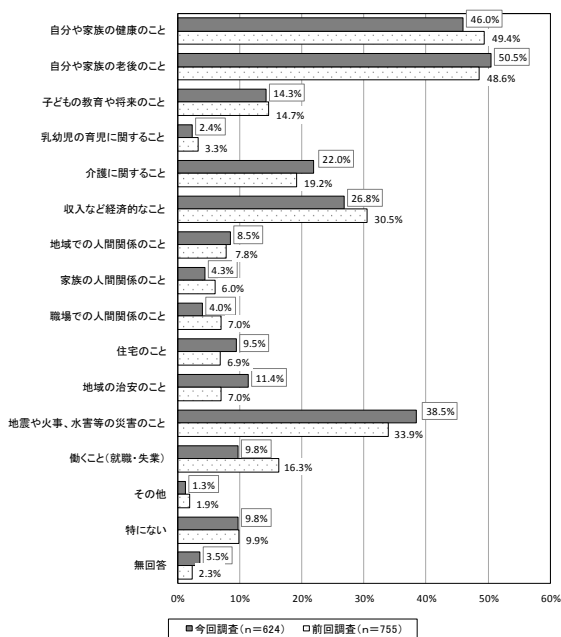
家計の状況

★生活困窮世帯に該当する世帯が一定数みられる中で、支えあい活動を行うには、支える側にも余裕が必要であると考えられることから、対応について検討が必要。

○日頃の生活で感じている悩みや不安は、年齢が低いほど「収入など経済的なこと」の割合が高まる傾向が顕著となっている。【問 28】

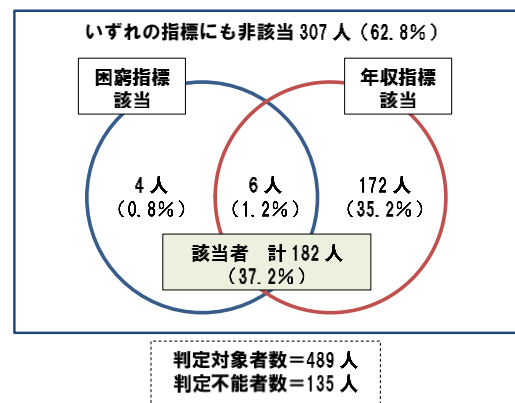
○過去 1 年間における経済的な理由による経験の有無、世帯の年間収入の状況等から判定した生活困窮世帯は、一定数みられ、とりわけ 18 歳未満の子どもがいる世帯においては該当する世帯が半数近い状況となっている。【問 33・34】

【問 28 日頃の生活で感じている悩みや不安】

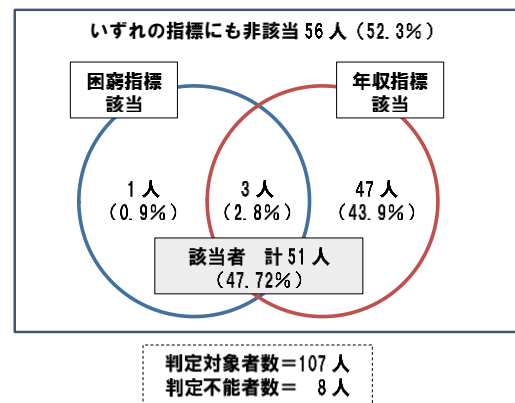


【問 33 過去 1 年間における経済的な理由による経験の有無、
問 34 世帯の年間収入 (税込み)】

1. 生活困窮状況 ～アンケート対象者 (18 歳以上の町民) 全体～



2. 生活困窮状況 ～18 歳未満の子どもがいる世帯の方のみ～



災害対策

★災害に対する住民の意識が高まっている中で、これを一つの機運として捉え、地域の支えあい活動につなげていくことが重要。また、若い世代に対する災害に対する意識啓発や、行政としての災害時の対応についてさらなる強化が求められている。

○地域の課題に対して住民ができることは、「防災・防犯の呼びかけ」の割合が最も高い。【問 17】

○日頃の生活で感じている悩みや不安は、「地震や火事、水害等の災害のこと」の割合が大きく増加している。【問 28】

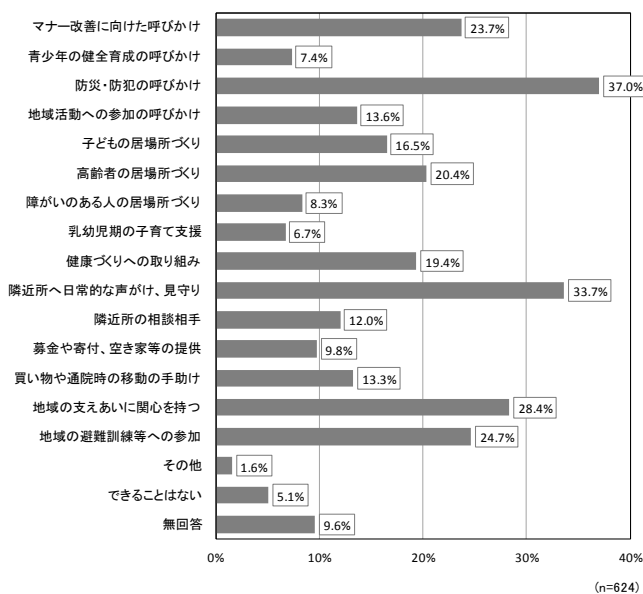
○災害が発生した時にひとりで避難できるかは、「ひとりでは避難できないし、支援してくれる人がだれもない」が 1.4%となっている。【問 41】

○地震や災害などに対しての備えは、年齢が低いほど「特に準備していない」の割合が高い。【問 42】

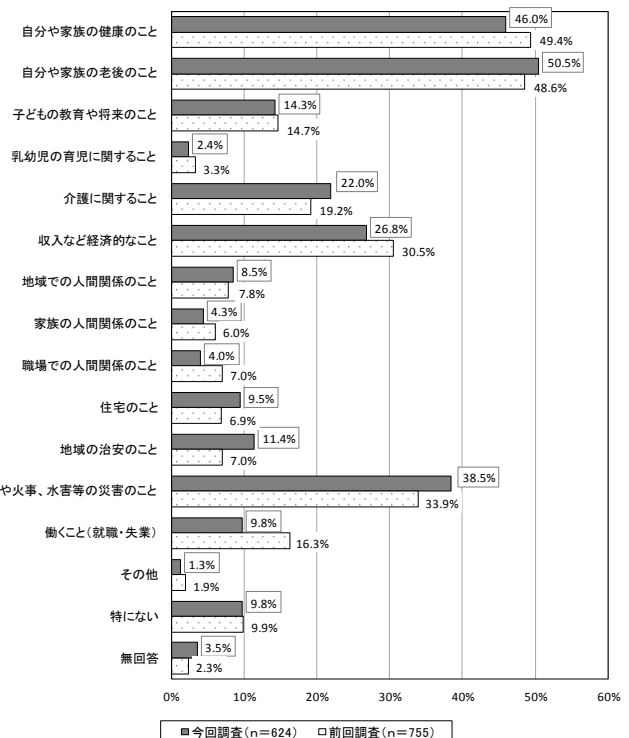
○地域で災害発生時に気になる人の認知状況は、全体では「いる」の割合が高い中で、年齢別の“18～39 歳”、居住地区別の“望海坂”で「知らない」の割合が最も高い。【問 44】

○自由意見においても、災害に関する意見が最も多い。また、町内放送のスピーカーの音が、とりわけ災害時に聞こえづらいという意見が多くみられる。【自由意見】

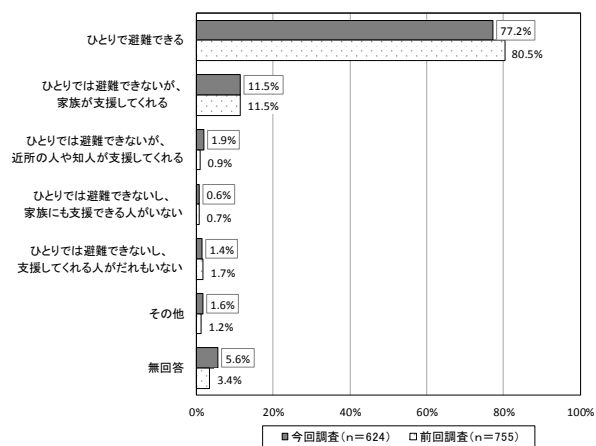
【問 17 地域の課題に対して住民ができること】



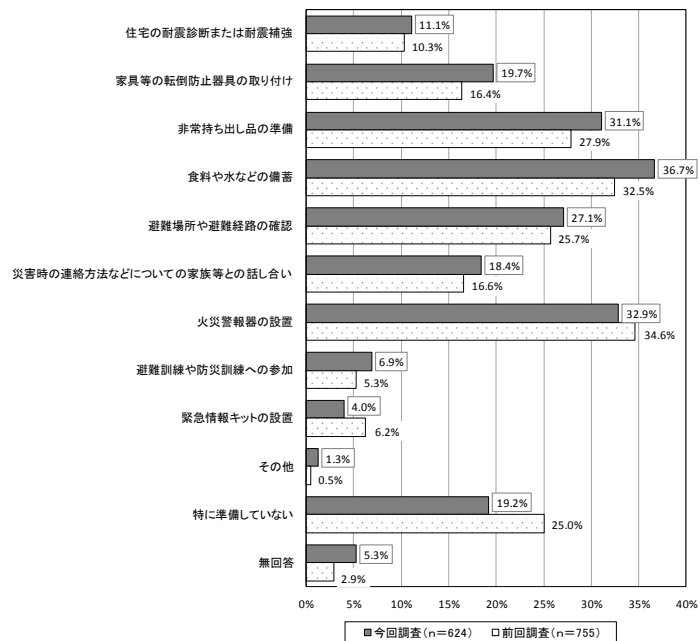
【問 28 日頃の生活で感じている悩みや不安】



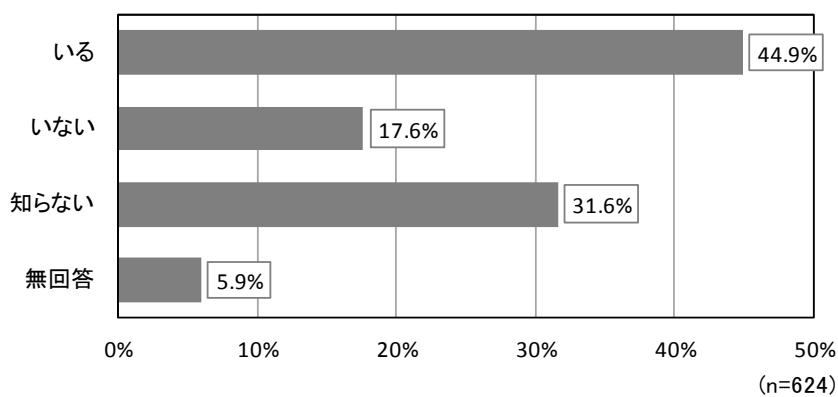
【問 41 災害が発生した時にひとりで避難できるか】



【問 42 地震や災害などに対する備え】



【問 44 地域で災害発生時に気になる人の認知状況】



3 地域懇談会・子ども懇談会からみる課題

(1) 地域懇談会からみる課題

アンケート調査の結果等を踏まえ、さらに地域の生活課題や福祉課題を掘り起こし、課題を共有し、解決策を考えることで、行政・社協・地域住民が一体となって岬町の「地域福祉」をさらに推進していくことができるよう、住民参加による懇談会を開催しました。

なお、平成30年6月の大阪北部地震、7月の豪雨による広島土砂災害など、アンケートを実施する前に大規模な自然災害が発生したことを受けて、アンケートにおいて特に防災に関するご意見が多く寄せられたこと、またアンケート調査後に台風21号・24号と台風が連続して上陸し、特に台風21号では岬町全域で大きな被害を被ったことから、「災害に備えた地域づくりを考える」をテーマとして設定しました。

【実施概要】

	日 時	参加者	場 所
第1回	平成30年10月20日（土） 10時～12時	住民14名	岬町社会福祉協議会
	＜検討内容＞ ①「ひとり暮らしの方などの安否確認をどうするか」 ②台風接近の前と後で思ったこと・してほしいと思ったこと		
第2回	平成30年10月27日（土） 10時～12時	住民18名	岬町社会福祉協議会
	＜検討内容＞ ①災害に備えて、自分たちでできることは何だろう ②若い人が加わりやすく、動きやすくするための工夫		



【意見のまとめ】

第1回	検討内容① ひとり暮らしの方などの安否確認をどうするか 今回、参加いただいた方々の中には既に地域の見守り活動を行っている方もおられました。そのような方の豊富な経験から、例えば「新聞受けがたまっていないか、洗濯物が何日も干したままになっていないかなどを意識して、日常生活での違和感を察知する」「いきいきサロンなどの人が集まる場所で、その日参加していない気になる人の情報を聞く」といった、毎日の散歩やサロンでの集まりの中で情報収集を行うなど、日常生活と合わせて見守りにつなげられて、かつ、見守る側の方も気軽に取り組みやすい工夫がされた意見も出していただきました。負担感を感じないような工夫があることで、住民の皆さまもより気軽に地域の見守りに力を貸してもらえるのではないのでしょうか。
	検討内容② 台風接近の前と後で思ったこと・してほしいと思ったこと やはり暴風による被害の片づけについてのご意見が最も多くありました。がれきの撤去作業など体力の必要な仕事は、どうしても若い方や体力のある動ける方に助けてもらいたいと感じる場面があると思います。地域に住む若い方や体力ある方が、地域の助けあいの輪により参加してもらうための取り組みが非常に重要であることがうかがえます。
第2回	検討内容① 災害に備えて、自分たちでできることは何だろう 地域での緊急時の連絡網を作ったり、自主防災組織*を活性化させて役割を決めることによっていざという時に助けあいやすい・動きやすい環境づくりにつながるようなご意見を多く頂きました。台風21号の経験を通じて、住民の皆さまが、普段から地域の方々と顔の見える関係をつくること、情報を発信し共有することの大切さを感じておられることがうかがえます。
	検討内容② 若い人が加わりやすく、動きやすくするための工夫 懇談会で挙げられた「災害の前は動きにくい、非常時や災害のあった後は若い人に声かけすれば手伝ってくれる」や「青年団、婦人会のあるところは協力してくれている」のようなご意見から、地域での助けあいに参加してくれる、もしくは参加する意欲を持った若い人たちが岬町にはいらっしゃるということが分かります。 そのような若い方たちに地域の助けあいに参加してもらうためには、「スポーツチームなどの若い人たちと事前に話し合っ協力を求めておく。」など、普段からコミュニケーションを図り、気軽に声を掛けあいやすい関係を作っておくこと。そして、そのような若い人たちの地域の助けあいにおける役割を決めることが、若い人たちの参加をより促すことにつながるという考えを住民の皆さまは持っておられるようでした。 しかし、地区によっては、若い人たちや転入者の方がないという課題を抱えている地区もあるようです。若い方たちの参加を促す取り組みとともに、老若男女を問わず地域の皆さまの力を出しあっていく必要があるというご意見も頂きました。

(2) 子ども懇談会からみる課題

子ども懇談会は、町内にお住まいの小学校4年生から6年生までを対象に、子どもたちの豊かな発想で「岬町がしあわせになるアイデア」を出しあい、「そのアイデアを実現するためには、自分たちに何ができるか」を考えてもらうことで、子どもたちが「まちづくりに関わっていけること」や「助けあいの大切さ」に気づき、主体的に、また、将来まで継続的に「地域福祉」「まちづくり」に関心を持ってもらうことを目的として、『みさきの未来はわたしたちもいっしょに創る!』～小さな助けあいから始めてみよう～』をテーマに行いました。

【実施概要】

日 時	参加者	場 所
平成30年8月21日（火） 13時30分～15時30分	小学校4年生～6年生 10名	岬町社会福祉協議会
<意見交換内容（2つのチームに分けて実施）> ①岬町を幸せにするアイデア ②そのアイデアの実現のために（子どもたちが）できること ※その他「まちづくり」に関心を持つきっかけとしてカードゲーム「助けあい体験ゲーム」を実施		



【意見のまとめ：Lemon&玄米チーム】

意見交換内容① 岬町をしあわせにするアイデア

遊べる場所がほしいといった子どもらしい意見から、イベントの実施、バリアフリー*の推進、ポイ捨ての防止など様々な意見が出ました。Lemon&玄米チームの子どもたちは、お年寄りの方はもちろんのこと、小さな子どもたちまでみんながしあわせになれるアイデアを考えてくれていることがうかがえます。

<意見一覧>

- お店を増やす。
- ポイ捨てをなくす。
- 図書館を作る。
- 月に1回小さい子どもたちに、紙芝居や劇をする。
- 月に1回楽しいイベントを実施する。
- バリアフリーを増やす。
- 熱中症予防のために、冷たい水を配る。
- 大きな病院を（岬町に）作る。
- 手作り市みたいなイベントをする。
- 段差をなくしたり、手すりをつけたりする。
- イオンがほしい。
- バッティングセンターがほしい。

意見交換内容② 実現のために（子どもたちが）できること

「キューピークラブやキッズEye ぼらんていあを通して、小さい子どもたち（保育所や幼稚園）に紙芝居や劇をしてあげる！」という意見は、比較的取り組みやすく、実施する場所・日時によっては小さい子どもたちのお父さんやお母さん、お年寄りの方までを巻き込んで、幅広い世代の交流の場を生み出すことができると考えられます。

<意見一覧>

【自分自身ができること】

- いらなくなったものをリサイクルするようにする。

【子ども同士で仲間とならできること】

- キューピークラブやキッズEye ぼらんていあを通して、小さい子どもたち（保育所や幼稚園）に紙芝居や劇をしてあげる。
- ポイ捨てをなくすために、ポイ捨て禁止の看板を立てて、自分たちもポイ捨て禁止を呼びかける。

【大人と一緒にだったらできること】

- 空き地を利用して、お店を増やす！
- ダンボールや牛乳パックを集めて、リサイクルすることでできた物を、お金に換えてお店を作る費用にする。
- 図書館の建設のために寄付金を募集する。
- いらなくなった本を地域の人に寄付してもらう。
- スロープなどをつくる。
- いらなくなったものを集めて、ほしい人に売る。

【意見のまとめ：チームしゃべくり007】

意見交換内容① 岬町をしあわせにするアイデア

バリアフリーやイベントの実施等に加えて、電車の駅へのホームドアの設置や道路の拡張、薬の種類や効果を教えてくれる機械の製作など、大人顔負けのアイデアや、独創的なアイデアもありました。チームしゃべくり007の子どもたちは、まさしく子どもたちが持つ豊かな発想力を全力で発揮してくれました。ホームドアの設置や、道路の拡張といった意見は、実際に実現するには時間とお金が必要になりますが、このような意見が出るということから、チームしゃべくり007の子どもたちは日頃から駅や道路で危険な箇所や困っている人がいるということにきちんと目を向けているということがうかがえます。

＜意見一覧＞

- ・介護をしている人が苦労しないようにするために、点字・手話教室を作る。
- ・いつケガをしても助けが呼べる携帯のようなものを（岬町のいろいろな所に）設置する。
- ・月に1回小学生の町内放送を実施する。
- ・お年寄りの方だけで集まる場所を多くする。
- ・お年寄りの方が楽に買い物ができるように、車いすでも入りやすい店を多くする。
- ・サービスで道の駅やトライアルなど、お年寄りが1人でいけないところを、バスなどで迎えに行く。
- ・子どもも遊べて、お年寄りも利用できるような公園を作る。
- ・年に1回、小学校でお年寄りの方に集まってもらってお楽しみ会をする。（パンを配るなど）
- ・子どもとお年寄りの方が交流できる場所を増やす。
- ・目が不自由で信号が見えない人のために、信号機に音や声を出せる機械をつける。
- ・薬の種類や効果を教えてくれる機械を作る。
- ・地下鉄のように、ホームに自動ドアを作って、落下防止をする。
- ・線路に落ちないように、柵をつける。
- ・狭い道を広くして、車いすや自動車が通りやすくする。
- ・岬町にもっとバリアフリーを増やす。
- ・公園などに車いすを置いておき、いつでも使いたい人が使えるようにする。

意見交換内容② 実現のために（子どもたちが）できること

「学校の授業で、助けあいに関する授業をしてほしいと先生に言う！」という意見からは、「助けあい」や「まちづくり」について、関心や参加意欲が高まってきていることがうかがえます。

＜意見一覧＞

【自分自身ができること】

- 学校の授業で、助けあいに関する授業をしてほしいと先生に言う。
- お年寄りの人がほしいものを（自分たちが買えるものだけでも）かわりに買ってくる。
- ゴミ捨てをかわりにやってあげる。
- 体のどこかが悪い人を助ける。
- 放課後などの空いた時間に、（困っている人の困りごとを）手伝う。
- 貯金したり、募金をしたりして、町に必要なものを買う。
- 市役所や病院に行って車いすを貸してもらう。

【子ども同士で仲間とならできること】

- いらない物を集めて無料でお年寄りの方や、障がいを持っている方にあげる。そのために、小学校でいらない物を集める。
- お楽しみ会を開くために色々準備する。

【大人と一緒にあったらできること】

- 大人と一緒にスポーツできる場所を作る。
- 学校の授業で、お年寄りの方と交流する。
- お年寄りが多い地域に避難所マップを掲載する。目が不自由な方には音で知らせる機能を付ける。
- 小学生が作った回覧板を地域で回覧する。目の不自由な方のために音声機能付き。
- 公園で怪我をしたときや事故があった時などに使える公衆電話を作る。

4 第2次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価

第2次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画に記載された施策、取り組みの進捗状況を把握するために、岬町の関連各課及び社会福祉協議会による評価をとりまとめました。

(1) 評価の手法

評価にあたっては、個別の取り組みを4つの評価基準で点数化（「十分できた＝3点」「概ねできた＝2点」「あまりできなかった＝1点」「未実施＝0点」）するとともに、取り組みの個数で除して平均値を算出し、取り組み状況の比較を行っています。（※平均値が高いほど良い評価となる）

また、これを積み上げることで計画の基本目標や施策といった、より上位のレベルまで評価を行っています。

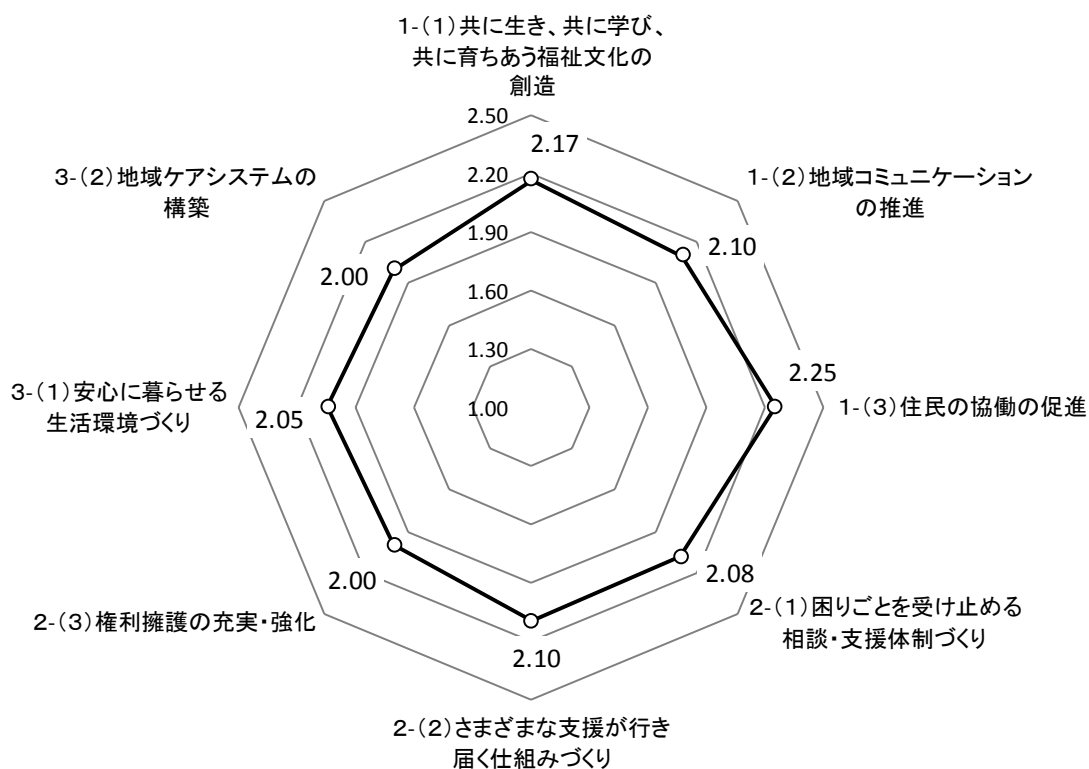
(2) 評価結果

計画全体の評価の平均値は 2.09（「概ねできた」の水準）となっています。

基本目標の評価としては、「1 福祉を共に育む地域づくりの推進」の平均値が 2.17 と最も高い評価となっており、「2 支援が必要な人を支える仕組みづくりの推進」が 2.08、「3 安心して暮らせる環境づくりの推進」が 2.03 となっています。

また、施策の評価としては、「1-（3）住民の協働の促進」の平均値が 2.25 と最も高い評価となっている一方で、「2-（3）権利擁護*の充実・強化」「3-（2）地域ケアシステムの構築」が平均値 2.00 で最も低い評価となっています。

<施策の評価>

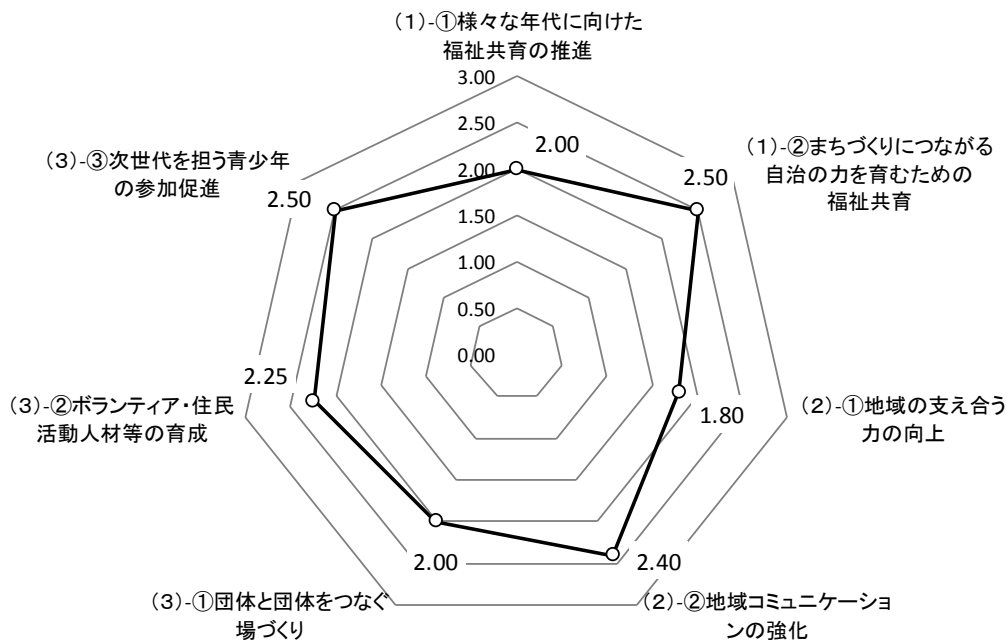


基本目標／施 策	評 価				
	3 十分できた	2 概ねできた	1 あまりできなかった	0 未実施	平均値
1 福祉を共に育む地域づくりの推進	6	16	2	—	2.17
(1) 共に生き、共に学び、共に育ちあう福祉文化の創造	2	3	1	—	2.17
(2) 地域コミュニケーションの推進	2	7	1	—	2.10
(3) 住民の協働の促進	2	6	—	—	2.25
2 支援が必要な人を支える仕組みづくりの推進	5	16	3	—	2.08
(1) 困りごとを受け止める相談・支援体制づくり	3	7	2	—	2.08
(2) さまざまな支援が行き届く仕組みづくり	2	7	1	—	2.10
(3) 権利擁護の充実・強化	—	2	—	—	2.00
3 安心して暮らせる環境づくりの推進	5	24	4	—	2.03
(1) 安心して暮らせる生活環境づくり	5	13	4	—	2.05
(2) 地域ケアシステムの構築	—	11	—	—	2.00
合 計	16	56	9	—	2.09

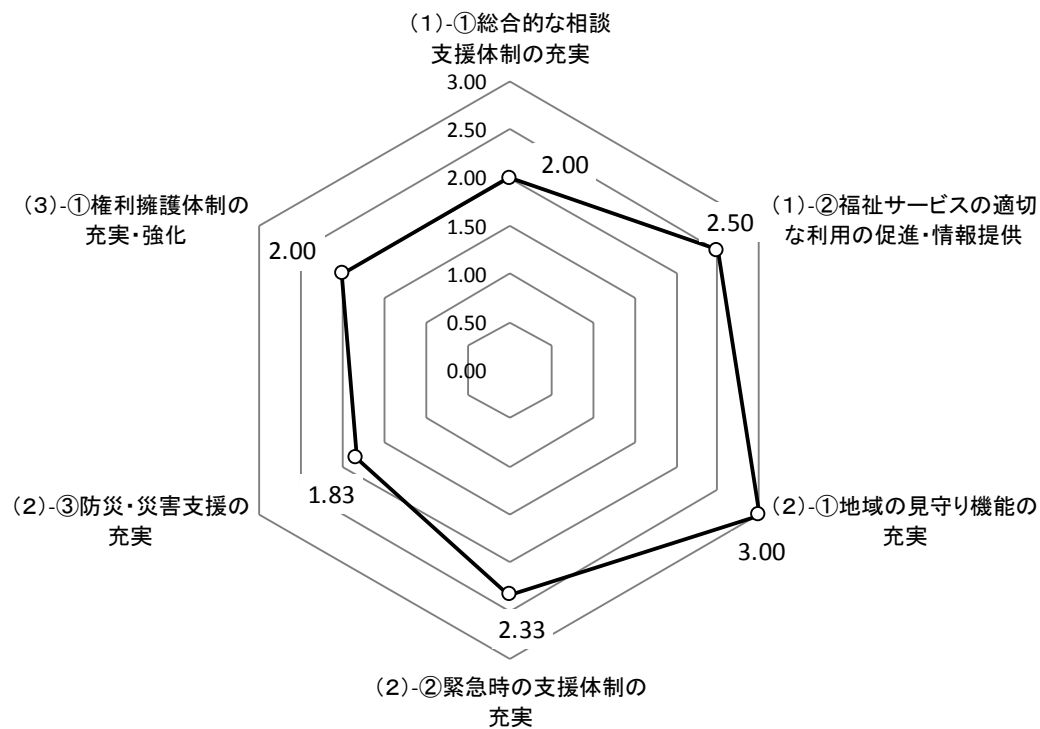
※平均値が高いほど良い評価となる

取り組みの評価は、基本目標2「(2)-①地域の見守り機能の充実」が平均値 3.00 で最も高い評価である一方で、基本目標1「(2)-①地域の支え合う力の向上」が平均値 1.80 で最も低い評価となっています。

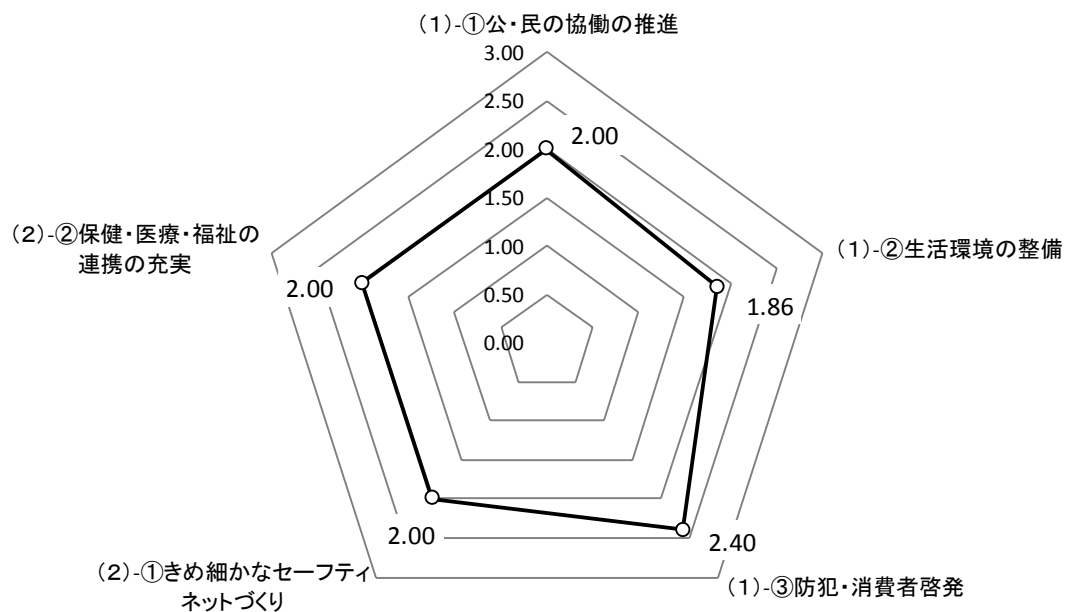
<「基本目標1 福祉を共に育む地域づくりの推進」の取り組み評価>



<「基本目標2 支援が必要な人を支える仕組みづくりの推進」の取り組み評価>



<「基本目標3 安心して暮らせる環境づくりの推進」の取り組み評価>



基本 目標	施 策	取 り 組 み	評 価				
			3 十分 できた	2 概ね できた	1 あまり できな かった	0 未実 施	平均値
1 福祉を共に育む地域づくりの推進	(1) 共に生き、共に学び、共に育ちあう福祉文化の創造	①様々な年代に向けた福祉共育の推進	1	2	1	－	2.00
		②まちづくりにつながる自治の力を育むための福祉共育	1	1	－	－	2.50
	(2) 地域コミュニケーションの推進	①地域の支え合う力の向上	－	4	1	－	1.80
		②地域コミュニケーションの強化	2	3	－	－	2.40
	(3) 住民の協働の促進	①団体と団体をつなぐ場づくり	－	2	－	－	2.00
		②ボランティア・住民活動人材等の育成	1	3	－	－	2.25
		③次世代を担う青少年の参加促進	1	1	－	－	2.50
2 支援が必要な人を支える仕組みづくりの推進	(1) 困りごとを受け止める相談・支援体制づくり	①総合的な相談支援体制の充実	2	6	2	－	2.00
		②福祉サービスの適切な利用の促進・情報提供	1	1	－	－	2.50
	(2) さまざまな支援が行き届く仕組みづくり	①地域の見守り機能の充実	1	－	－	－	3.00
		②緊急時の支援体制の充実	1	2	－	－	2.33
		③防災・災害支援の充実	－	5	1	－	1.83
	(3) 権利擁護の充実・強化	①権利擁護体制の充実・強化	－	2	－	－	2.00
3 安心して暮らせる環境づくりの推進	(1) 安心に暮らせる生活環境づくり	①公・民の協働の推進	2	6	2	－	2.00
		②生活環境の整備	1	4	2	－	1.86
		③防犯・消費者啓発	2	3	－	－	2.40
	(2) 地域ケアシステムの構築	①きめ細かなセーフティネット*づくり	－	9	－	－	2.00
		②保健・医療・福祉の連携の充実	－	2	－	－	2.00
合 計			16	56	9	0	2.09

※平均値が高いほど良い評価となる

5 岬町の地域福祉をとりまく重点課題

地域住民の声や各種調査・分析等から見出された地域の特性と課題、また地域の多様な福祉資源を踏まえ、本計画で取り組むべき重点課題を次のように3つの枠組みでまとめています。

重点課題① 地域活動の担い手づくり

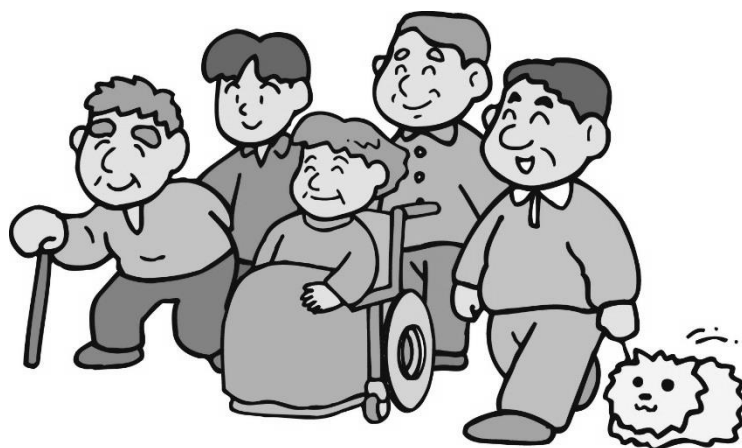
- ◇今後、人口減少が進展する中、後期高齢者のみが増加すると見込まれる。（※基礎データより）
- ◇ボランティア登録者数は5年間で増加している一方、キッズボランティア登録者数は減少している。（※基礎データより）
- ◇現在の活動の担い手の多くが高齢者である中、後期高齢期に入ると健康上の理由で活動が困難になるのが実態、次の世代の担い手育成が喫緊の課題となっている。（※アンケート結果より）
- ◇近年頻発する自然災害への対応という観点からも、地域に住む若い世代の協力が必要であり、地域の助けあいの輪に参加してもらうための取り組みが重要となっている。（※地域懇談会結果より）
- ◇若い世代ほど支えあい活動への参加に消極的である一方、子どもの福祉に対する関心は高く、子ども・子育てに関する取り組みを通じた参加促進が有効と考えられる。（※アンケート結果より）
- ◇地域の課題解決への意欲を持った子どもたちが、将来的な地域活動の担い手となれるよう、地域のことを学び・支えあう活動を、学校や家庭、住まいの地域など日常的な場で取り組めるようにすることが重要となっている。（※子ども懇談会結果より）
- ◇潜在的な担い手がいると考えられることから、地域ごとのニーズの違いも踏まえつつ、関心の高い災害関連等のテーマを通じた地域福祉に対する意識啓発、参加促進が必要となっている。（※アンケート結果より）

重点課題② 支えあう仕組みづくり

- ◇各世代・主体によって支えあいに関して重要視する内容や活動の認知状況が異なる中で、相互の理解促進を図る上でも多様な場づくりが求められる。（※アンケート結果より）
- ◇人口の規模や構造が異なることを背景に、地域ごとの福祉課題に差異がみられることから、各地域に応じた活動が求められる。（※基礎データ、アンケート結果より）
- ◇地域の課題解決への意欲やアイデアを持った子どもたちが多くいることから、その意見を聴取し、具体的な活動につなげるための仕組みの構築が重要となっている。（※子ども懇談会結果より）
- ◇災害に対する住民の意識は高まっており、地域の防災体制づくりは、支えあいの意識啓発、参加促進にも有効と考えられる。（※アンケート結果、地域懇談会結果より）
- ◇日常的な声かけや見守りといった福祉関連活動だけでなく、スポーツ等の活動における世代間のコミュニケーションが、災害発生時等の支えあいにも有効と考えられる。（※地域懇談会結果より）

重点課題③ 支えあうための基盤整備

- ◇地域の支えあいの実現には、支える側に一定の余裕があることも重要であり、基盤となる福祉サービスの充実や、権利擁護、生活環境整備等が重要となっている。（※アンケート結果より）
- ◇各地域で“相談ができる人がいない”といった実態もあることから、相談支援の充実が必要となっている。（※アンケート結果より）
- ◇様々な活動の参加促進や、必要なサービスを必要な人が受容するためにも情報提供は重要であり、ニーズの高い各種広報を中心に、世代に対応した効果的な情報発信が重要となっている。（※アンケート結果より）



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第2次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間（平成26年度～平成30年度）においては、だれもが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる、住みたい・住み続けたいと思ってもらえる福祉のまちの実現をめざして、「地域愛でみさきを元気に！！」を基本理念とし、行政と社会福祉協議会、そして地域の住民をはじめとした多様な主体が力を合わせ、様々な取り組みを推進してきました。

そうした中で国は、人口減少や少子化・高齢化の進展等に伴う社会情勢の変化を背景に、新しい時代を見据えた保健・医療・介護・福祉計画策定の前提となる『地域共生社会の実現』の考え方を明示したところです。

岬町においては、第1次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画から「福祉共育＝大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」を基本に、子どもを含めた地域住民が自分たちの生活課題を発見し、解決できる力をつけるための取り組みを進めてきました。

これは、言わば地域共生社会実現のための取り組みを先取りしたものであるといえます。

こうした状況を踏まえば、岬町の地域福祉活動の方向性を大きく変更するのではなく、さらに発展させることが重要であると考えられることから、計画の基本理念は第1次・第2次計画の基本理念の心を継承しつつ、次のように設定することとします。

『心つながり ふれあう みさき』

2 計画の基本目標

基本目標1 福祉を共に育む担い手・地域づくり

岬町の地域活動においては、担い手の不足、高齢化が課題となっており、その喫緊の対応が求められています。

そのためには、地域住民が地域での問題を認識し、自らその問題解決の担い手として主体的に関わる意識を育むことが重要であり、学校における福祉教育はもちろん、学校・家庭・地域が連携し、生涯学習の視点も含めた住民の学習の機会が求められます。

「子どもが変われば、大人も変わる・地域が変わる」をキーワードに、大人も子どもも地域の中で共に生き、学びあい、育ちあう「福祉共育」を、担い手の育成や福祉のまちづくりの基本として、展開していきます。

基本目標2 公民協働で支えあう地域の仕組みづくり

地域における支えあいを実現するには、地域住民をはじめ、地域団体、関係機関、事業者等様々な人や団体が、地域の課題やそれぞれの役割分担、協働・つながりの考え方を共有し、「顔の見える関係」を構築することが重要です。住民主体の多様な場づくりや、そこから発生する住民主体の活動を推進していきます。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、潜在化する福祉ニーズを抱えた人を必要な支援に結びつけるために、公民協働による多様な見守りを推進します。さらに、近年頻発する自然災害や、買い物等の生活課題、防犯対策についても公民協働で取り組んでいきます。

基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備

だれもが支えられる側であると同時に支える側になる、という地域共生社会の実現のためには、他人を思いやるための心の余裕をだれもが持てること、そのための福祉基盤の整備が重要になります。基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取り組み、生活環境の整備について、関係機関との連携や働きかけを進めていきます。

また、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人を適切な支援に結びつけるため、地域資源を活用したアウトリーチ*も含めた福祉の総合的な相談支援とともに、生活困窮支援や就労支援といった個別のニーズに専門的に対応するきめ細やかな相談支援や、幅の広い情報発信を推進します。

3 施策の体系

心つながり ふれあう みさき

基本目標1 福祉を共に育む担い手・地域づくり

(1) 知る・ふれあう福祉共育の推進

- ① 福祉共育の啓発
- ② 幅広い理解へ向けた啓発

(2) 支えあう担い手の育成

- ① 人材の育成・支援
- ② 多様な地域組織の強化

(3) 地域のつながりの強化

- ① 地域の協働の促進

基本目標2 公民協働で支えあう地域の仕組みづくり

(1) 住民主体の支えあい活動の推進

- ① 住民主体の場づくり
- ② 住民主体の活動の推進

(2) 公民協働による福祉課題への対応

- ① 多様な見守りの推進
- ② 防災・災害支援の充実
- ③ 生活課題への対応
- ④ 防犯・消費者啓発

基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備

(1) 福祉基盤の整備

- ① 福祉サービスの充実
- ② 地域包括ケアシステムの充実
- ③ 権利擁護体制の充実・強化
(岬町成年後見制度利用促進基本計画)
- ④ 生活環境の整備

(2) 相談・情報提供体制の強化

- ① 相談体制の強化
- ② 情報発信力の強化

第4章 地域福祉の推進に向けて

基本目標1 福祉を共に育む担い手・地域づくり

(1) 知る・ふれあう福祉共育の推進

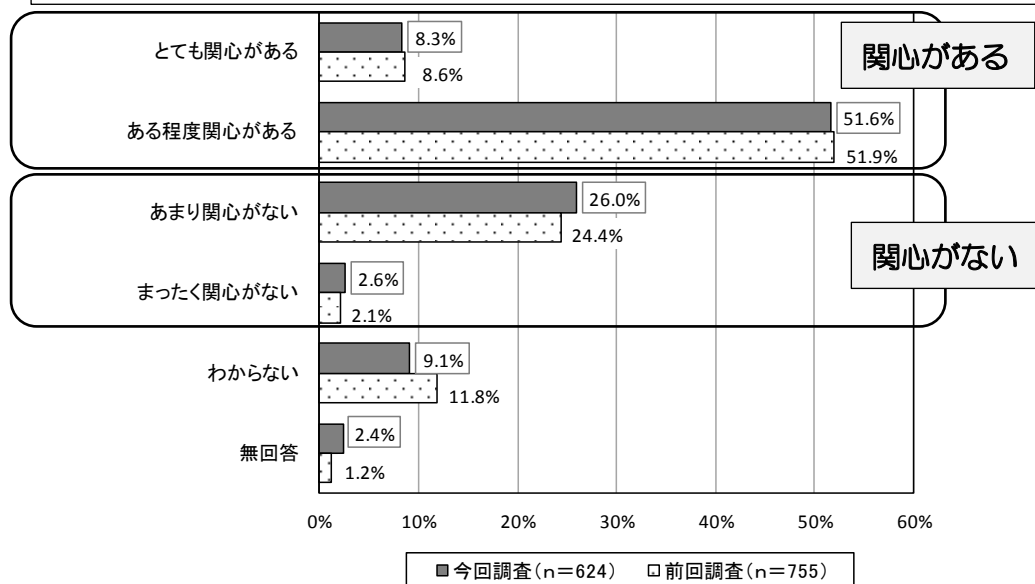
「支えあい」につながる福祉共育の充実と、住民が福祉について正しく理解し、意識を高めることが求められます。

【関連する住民の主な意見】

＜住民アンケート「福祉に関心があるか」＞



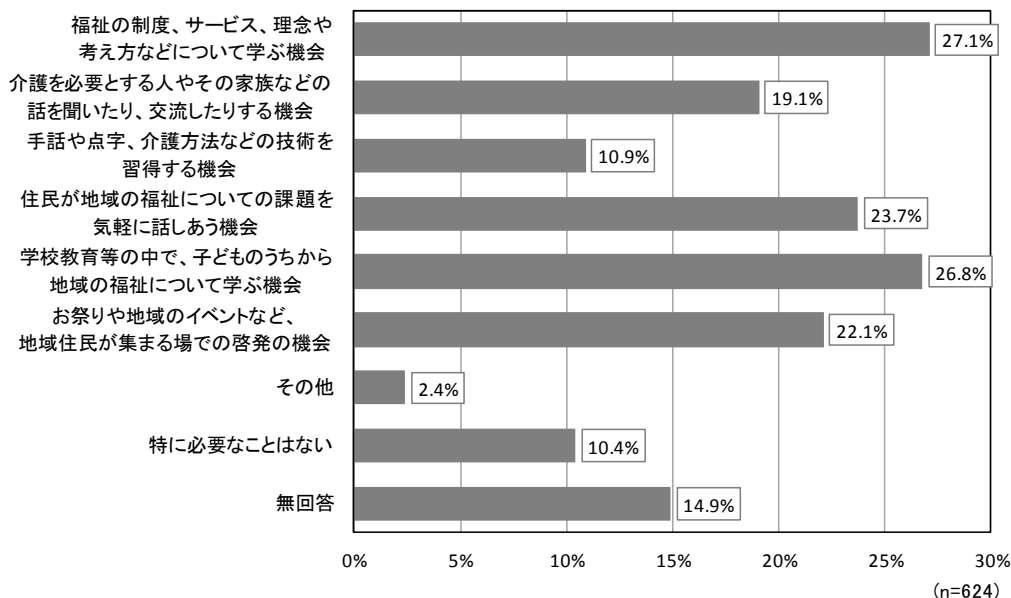
○『関心がある』は59.9%、『関心がない』は28.6%となっています。
○年齢別では、年齢が低いほど『関心がない』の割合が高くなっています。



＜住民アンケート「支えあいの理解を深めるために必要だとと思われる機会」＞



○「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶ機会」「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」の割合が高くなっています。



①福祉共育の啓発

【取り組みの基本的な考え方】

地域共生社会の実現に向けて、地域で暮らす誰もが支えあいの担い手となるためには、その前提として、町民一人ひとりが福祉について正しく理解し、意識を高めることが重要です。

若い世代を中心に福祉に関心がない住民がいることから、各年代や地域性に応じた福祉共育のあり方を検討し、啓発を進めていく必要があります。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 学校・家庭・地域の連携による福祉共育の充実

町 民・地 域	◇学校や地域が取り組む支えあい活動について関心を持ちましょう。 ◇福祉に関する研修会、講演会や発表会に参加しましょう。 ◇児童生徒が取り組む福祉共育活動を応援しましょう。
社会福祉協議会	◇小学校、中学校を福祉協力校として指定し、各地区福祉委員会*と協働のもと、体験交流学习などをはじめ、学校・家庭・地域の連携による福祉共育活動を推進します。 ・福祉協力校推進指定事業の推進 ・各種体験交流学习の充実 (車いす体験交流、障がい者交流、福祉共育交流 など) ・地域福祉共育実践プレゼンテーションの開催 ・福祉協力校、地区福祉委員会、社協による連絡会の開催(学校単位) ・福祉協力校推進検討委員会(岬町全体)の開催 など
行 政	◇地域・学校・家庭などにおいて地域福祉に関心が持てるような機会づくりを行います。 ・地域教育ボランティアの育成 ・小中学校における地域との交流の推進 ・福祉共育の推進 など

★ 行政職員及び教職員の福祉共育の推進

行 政	◇岬町社会福祉協議会と連携した研修の実施を進め、行政職員の福祉共育の理解を深めます。 ・大阪教育センター主催の研修会への参加 ・教職員人権研修会の開催 など
-----	---

②幅広い理解へ向けた啓発

【取り組みの基本的な考え方】

地域における支えあいを考える上では、地域で暮らす人の置かれた様々な状況について理解を深めることが重要です。

あらゆる前提となる基本的な人権や、グローバル化*が進み本町における外国人人口も増加傾向にある中での国際理解等について、啓発を進めていきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 人権啓発事業の推進

町 民・地 域	◇人権について関心を持ち、行政や岬町人権協会などが開催する講演会等の学びの場に参加しましょう。
行 政	◇人権意識の高揚を図る取り組みを進めます。 ・人権講演会の開催 ・人権ふれあいまつりの開催 ・岬町人権協会との連携強化 ・小中学生の人権作文コンクールへの参画 ・男女共同参画啓発冊子の充実 など

★ 国際理解の推進

町 民・地 域	◇地域で暮らす外国人の立場になって、地域の課題などを考えてみましょう。 ◇岬町国際交流サークルの活動に関心を持ちましょう。
行 政	◇住民の国際理解を深め、住民主体の国際交流活動を促進します。 ・岬町国際交流サークルの支援 など

（２）支えあう担い手の育成

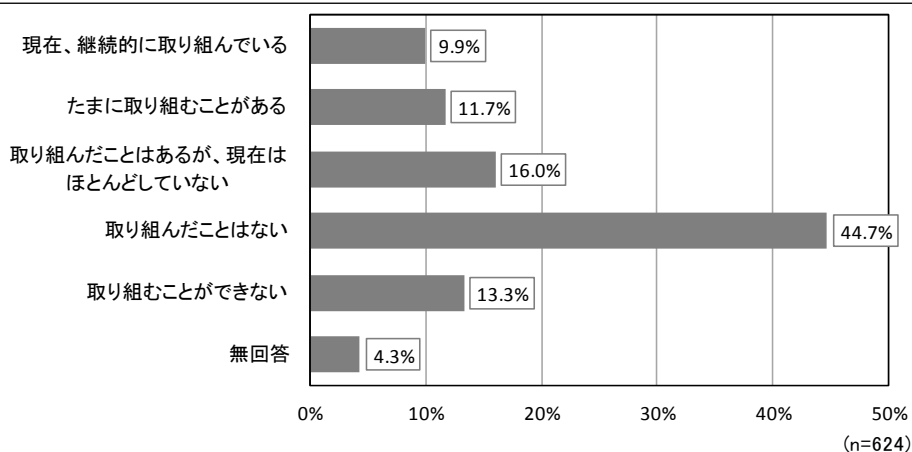
現在の支えあい活動の担い手の多くが高齢者である中、75 歳以上の高齢になると、健康等の理由で支えあい活動に取り組むことができなくなる実態もあり、若い世代を中心とした担い手の育成が求められます。

【関連する住民の主な意見】

<住民アンケート「各種支援活動の取り組み状況」>



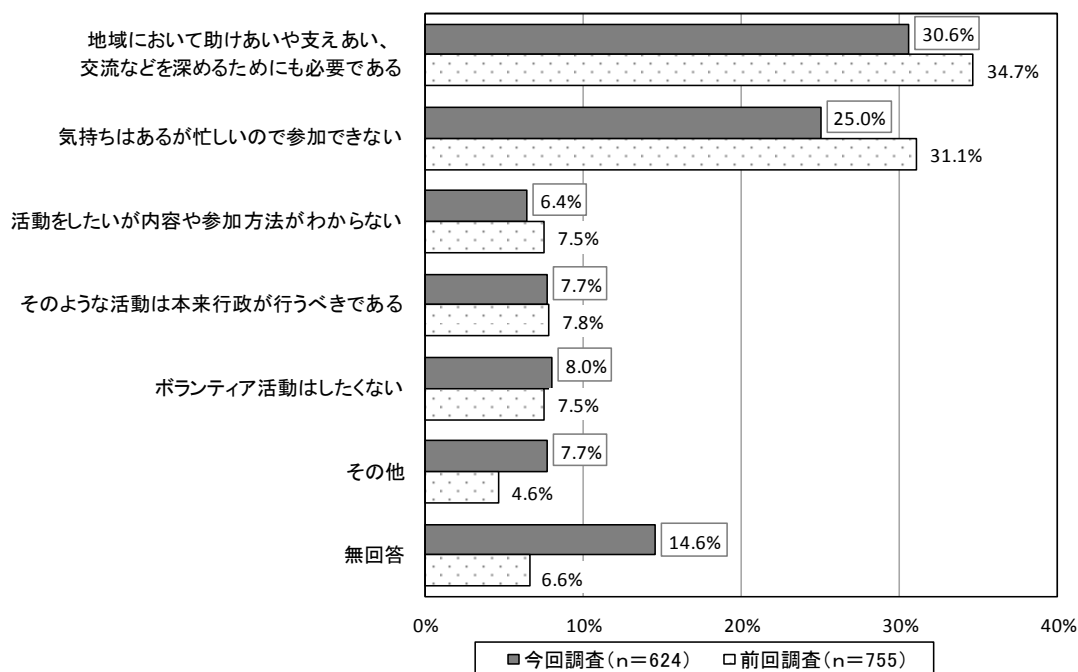
- 「取り組んだことはない」が 44.7% で最も高くなっています。
- 年齢別では、年齢が低いほど「取り組んだことはない」の割合が高くなっています。



<住民アンケート「ボランティア活動についての考え」>



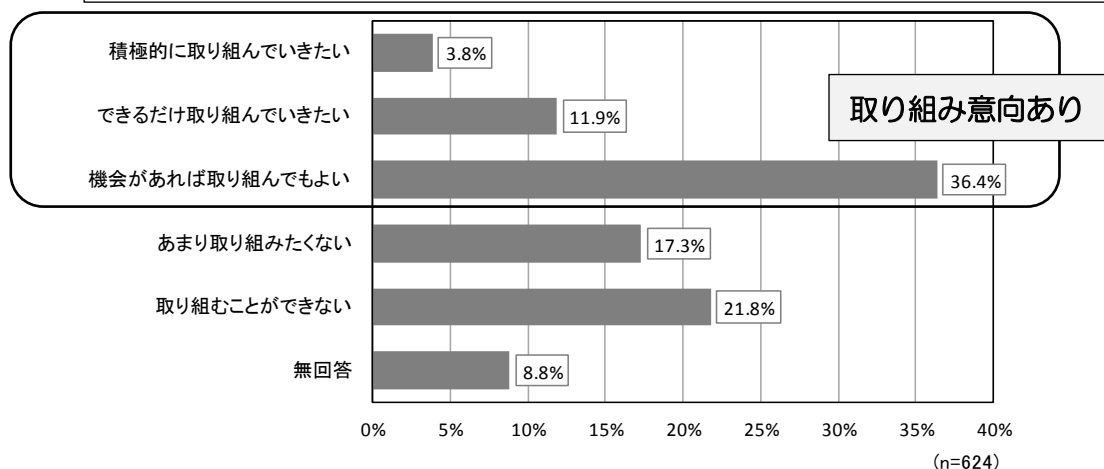
- 「地域において助けあいや支えあい、交流などを深めるためにも必要である」が 30.6% と最も高くなっています。
- 年齢別では、年齢が低いほど「気持ちはあるが忙しいので参加できない」の割合が高くなっています。



<住民アンケート「各種支援活動等の取り組みについての考え」>



○『取り組み意向あり』が5割以上となっています。
○年齢別では、“75歳以上”で「取り組むことができない」の割合が最も高くなっています。



		合計	問22. 各種支援活動等の取り組みについての考え					
			積極的に 取り組ん でいき たい	できる だけ取 組んで いき たい	機会が あり れば取 組んで も よい	あまり 取 組 み た く ない	取り組 む こ と が で き ない	無回答
全体		624 100.0	24 3.8	74 11.9	227 36.4	108 17.3	136 21.8	55 8.8
性別	男性	266 100.0	13 4.9	36 13.5	93 35.0	49 18.4	55 20.7	20 7.5
	女性	344 100.0	11 3.2	36 10.5	128 37.2	58 16.9	78 22.7	33 9.6
年齢	18～39歳	87 100.0	5 5.7	11 12.6	33 37.9	18 20.7	17 19.5	3 3.4
	40～64歳	210 100.0	5 2.4	12 5.7	105 50.0	46 21.9	30 14.3	12 5.7
	65～74歳	164 100.0	6 3.7	33 20.1	54 32.9	35 21.3	22 13.4	14 8.5
	75歳以上	157 100.0	8 5.1	17 10.8	34 21.7	8 5.1	64 40.8	26 16.6
居住地区	淡輪	292 100.0	14 4.8	32 11.0	115 39.4	48 16.4	61 20.9	22 7.5
	深日	176 100.0	3 1.7	21 11.9	56 31.8	36 20.5	39 22.2	21 11.9
	多奈川	98 100.0	5 5.1	15 15.3	32 32.7	14 14.3	23 23.5	9 9.2
	孝子	13 100.0	0 0.0	2 15.4	5 38.5	3 23.1	2 15.4	1 7.7
	望海坂	40 100.0	2 5.0	3 7.5	18 45.0	6 15.0	9 22.5	2 5.0

①人材の育成・支援

【取り組みの基本的な考え方】

地域の支えあい活動の担い手不足が課題になっている一方で、本町には今後の取り組み意向を持った潜在的な担い手が存在しています。

こうした潜在的な担い手を、実際の担い手に変えていくために、それぞれの年代や地域のニーズに対応した活動を明確化し、参加を促進していきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ ボランティア・住民活動人材等の育成

町 民・地 域	◇福祉に関心を持ち、各種セミナー、講座・研修会等の学びの場に参加しましょう。 ◇趣味や経験を活かして地域活動やボランティア活動に参加してみましょう。
社会福祉協議会	◇ボランティア活動や地域活動を体験できる場を提供し、活動へのきっかけをつくります。 ◇各種セミナーや講座・研修会を充実し、人材育成を進めます。 ・ボランティア体験プログラムの充実 ・ボランティア活動、地域活動の充実 ・住民主体で学ぶ!!福祉・介護シリーズ講座の開催 など
行 政	◇地域福祉活動やボランティア活動を広く紹介します。 ・町広報紙やホームページ等による周知・啓発の実施

★ 次代の担い手の育成

町 民・地 域	◇地域で行われている子どもたちのボランティア活動を知り、応援しましょう。
社会福祉協議会	◇子どもたちがボランティア活動や地域活動を気軽に体験できる機会を提供します。 ・キッズボランティア活動の充実 (キューピークラブ、見守り隊キッズ Eye ほらんていあ など) ・地区福祉委員会による子どもサロンの開催 ・サロン・コミュニティカフェでの交流活動 など
行 政	◇小中学校の授業等において、地域福祉に関心が持てるよう取り組みます。 ・大阪府教育委員会作成の福祉教育教材を活用した授業実践を行う。 ・高校や大学と連携した取り組みを進める など

②多様な地域組織の強化

【取り組みの基本的な考え方】

支えあい活動を地域の中で広げていくには、活動の意識を持った担い手の受け皿となる地域の組織の体制や、取り組みの強化が重要です。

自治区長連合会や地区福祉委員会をはじめ、地域福祉活動に取り組む組織・団体を支援していきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域コミュニティの活性化

町 民・地 域	◇地域の行事等に積極的に参加しましょう。
行 政	◇自主的な地域コミュニティ活動の促進を図ります。 ・自治区の活動支援 など

★ 地区福祉委員会の組織・活動強化

町 民・地 域	◇お住まいの地域の地区福祉委員会の活動に関心を持ち、参加してみましょう。
社会福祉協議会	◇各地区福祉委員会の事務所機能を有した多機能型活動拠点のさらなる機能強化を図り、情報を発信し広報啓発活動を進めるとともに、研修会や交流会、講座の開催や人材育成に努めます。 ・「みんなのたまり場・喫茶めだか組」等の地区福祉委員会の活動拠点の機能強化 ・社協広報紙「社協みさき」や回覧、ホームページ等を活用した情報発信の充実 ・研修会の開催 など

★ 地域福祉活動団体への支援

町 民・地 域	◇興味のある地域福祉活動団体の活動内容について、調べてみましょう。
社会福祉協議会	◇各種団体との協働活動を通じて、ネットワークの強化を図ります。 ・「顔の見える」「お互いを知り・共有できる」を視点とした協働活動の推進 など
行 政	◇ボランティア組織や各種福祉団体の活動を支援し、地域福祉の多様な担い手づくりを進めます。 ・ボランティア養成講座や先進事例勉強会等の開催 など

（３）地域のつながりの強化

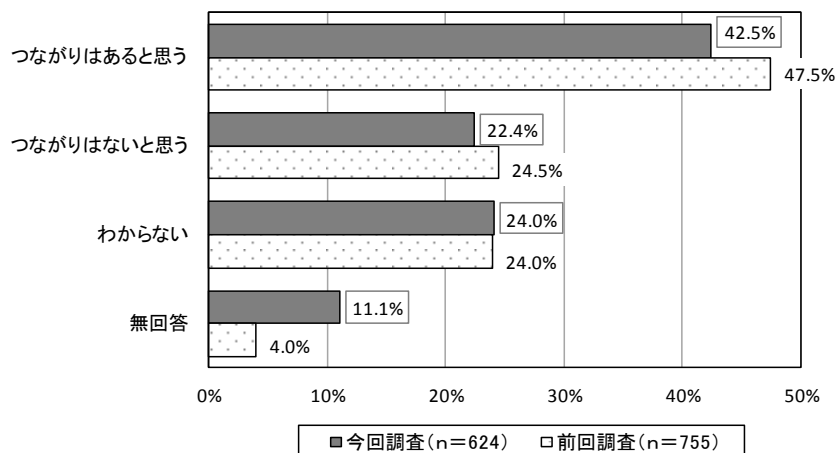
地域で活動する団体や住民、専門職等が連携し、地域における支えあいを実現するため、日常的に顔の見えるつながりづくりが求められます。

【関連する住民の主な意見】

＜住民アンケート「助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと」＞



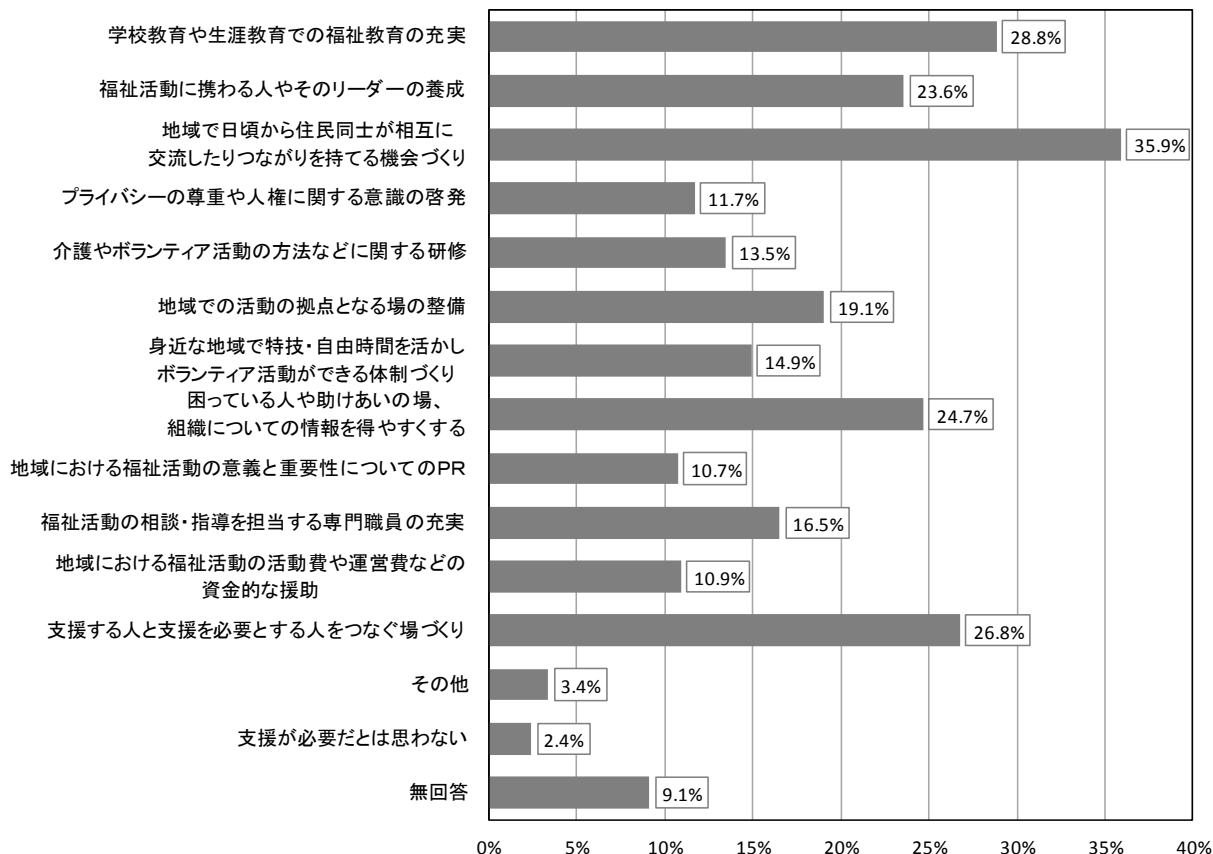
○前回調査と比較すると、「つながりはあると思う」が５ポイント減少しています。
○年齢別でみると、“18～39 歳”で「わからない」の割合が最も高くなっています。



＜住民アンケート「助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと」＞



○「地域で日頃から住民同士が相互に交流したりつながりを持てる機会づくり」の回答の割合が最も高くなっています。



①地域の協働の促進

【取り組みの基本的な考え方】

地域における助けあいや支えあいを活発にするには、世代や地域、所属団体等を越えてつながりを形成していくことが重要になります。

岬町全体が支えあいに向けて、自治区や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の地域で活動する方々（インフォーマル）と行政や社会福祉協議会をはじめとする専門職・機関（フォーマル）が、協働できる体制づくりを進めます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域福祉を推進する専門職による連携強化

町 民・地 域	◇生活や、地域活動における困りごとについて、地域で活動する方々や行政、社会福祉協議会をはじめとする専門職・機関に相談してみましょう。
社会福祉協議会	◇地域福祉を推進する専門職であるコミュニティワーカー*、ボランティアコーディネーター*、生活支援コーディネーター*等が連携・協働・機能強化のもと、地域で活動する方々をつなぎ、相互連携・ネットワーク化を図ります。 ・コミュニティワーカーの資質向上 ・ボランティアコーディネーターの資質向上 ・生活支援コーディネーターの資質向上 ・情報共有の強化 ・関係者のネットワーク化 など
行 政	◇公（行政）と民（社協）との調整機能や相談支援ネットワーク事務局として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*の機能を強化します。 ◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による支援を必要とする方に対する個別支援に加え、地区民生委員・児童委員定例会や相談支援ネットワーク会議への参加を通して、関係者との連携を強化します。 ◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割について周知を図り、関係機関が身近に相談できる関係づくりを進めます。 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の資質向上 ・多職種会議の開催 など

★ 活動団体のネットワークの強化

社会福祉協議会	◇岬町ボランティア住民活動支援センター*を中心に、ボランティア活動や地域活動の学習会・研修会など学びの場の開催、活動に結びつけるコーディネート機能の強化や、人、団体、機関、地域をつなぐネットワーク機能を充実し、幅広い年代、業種、立場の方々の参加やプラットフォーム*化を促進します。 ・岬町ボランティア住民活動支援センターの活用 など
行 政	◇社会福祉協議会が取り組む幅広いネットワーク（プラットフォーム）が十分機能するよう支援します。

★ 世代間交流の促進

町 民・地 域	◇三世代交流グラウンドゴルフや、昔の遊びや暮らしの体験交流、餅つき大会といった交流の場に参加してみましょう。
社会福祉協議会	◇福祉共育活動を通じて世代間交流を推進します。 ・昔の暮らし、遊び体験交流の推進 ・サロン・コミュニティカフェでの交流 ・ゲートボール交流授業の充実 など
行 政	◇福祉共育活動を通じて世代間交流を推進します。 ・民生委員・児童委員協議会や長生会等が行う世代間交流事業の支援 ・小中学校、幼稚園・保育所における世代間交流の実施 など

基本目標２ 公民協働で支えあう地域の仕組みづくり

（１）住民主体の支えあい活動の推進

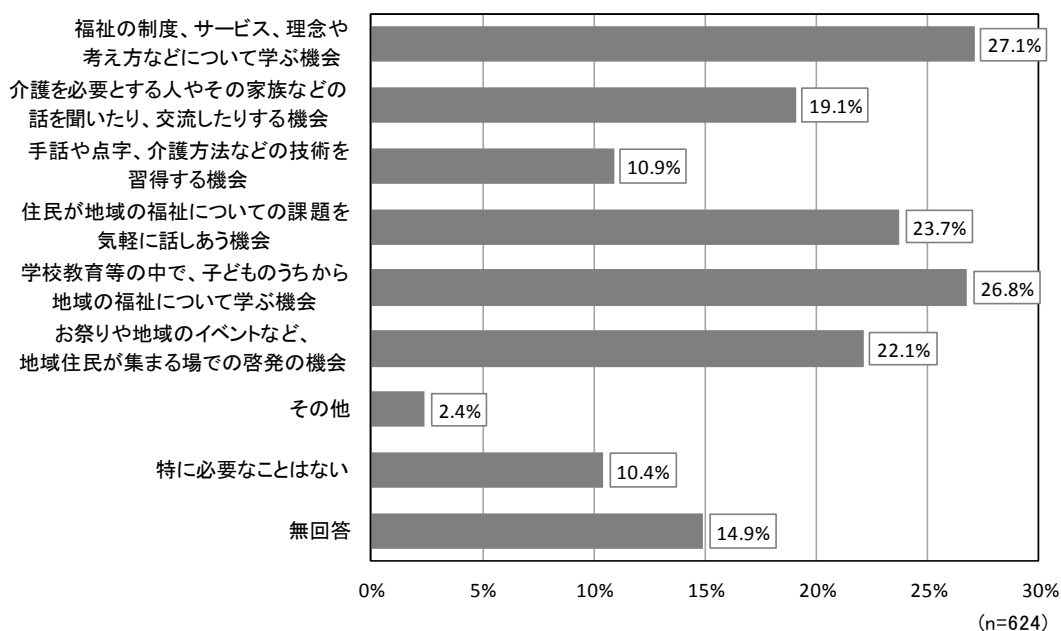
住民が主体となって支えあい活動を行うための多様な場づくりと、そうした活動を支援する社会福祉協議会の機能強化等が求められます。

【関連する住民の主な意見】

＜住民アンケート「支えあいの理解を深めるために必要だとと思われる機会」＞



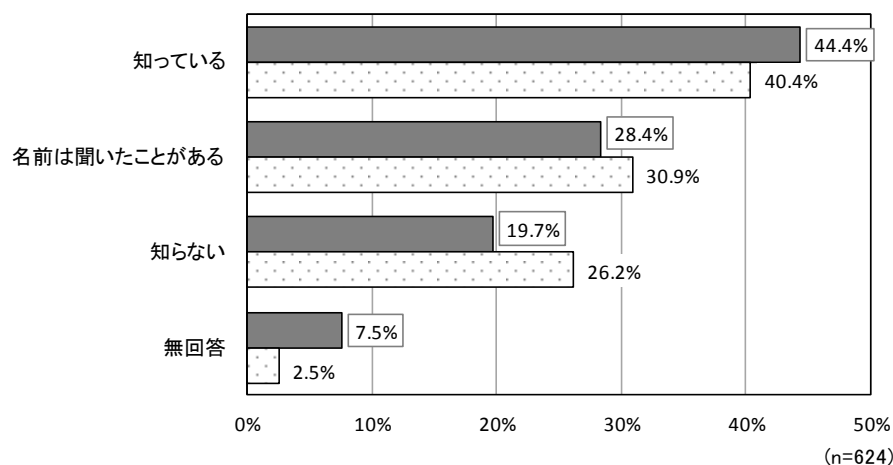
○「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会」や「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりする場」なども求められています。



＜住民アンケート「岬町社会福祉協議会（社協）を知っているか」＞



○前回調査と比較すると、「知っている」が増加し、「名前は聞いたことがある」「知らない」の割合が減少しています。



①住民主体の場づくり

【取り組みの基本的な考え方】

地域福祉推進に向けては、行政の主導によるトップダウンではなく、そこで暮らす住民が主体となって、だれもが集える多様な場づくりを進めることが重要です。

各地域の活動拠点や岬町ボランティア住民活動支援センター、岬町生活支援・介護予防サービス協議体*など、多様な地域資源を活用し、住民主体の多様な場づくりを推進します。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ サロン・コミュニティカフェの促進

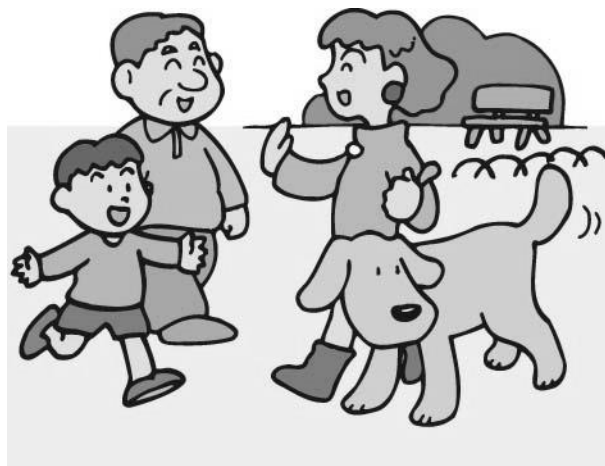
町 民・地 域	◇地域のサロン・コミュニティカフェなどの居場所に参加してみましょう。 ◇サロン等に参加されている方は、積極的に近隣の方や知りあいの方を誘ってみましょう。
社会福祉協議会	◇地域のサロン・コミュニティカフェ活動を支援するとともに、だれもが気軽に集える場づくりを地域の様々な場所で展開します。 ・サロン・コミュニティカフェの立ち上げ・運営支援 ・サロン・コミュニティカフェの継続化・活性化・専門化の推進 ・住民主体による認知症カフェ*の立ち上げ など
行 政	◇地区福祉委員会や民生委員・児童委員が中心に展開している小地域ネットワーク活動を支援します。

★ 当事者団体による交流の場づくり

町 民・地 域	◇当事者団体の活動に関心を持ち、様々な交流の場や機会に参加してみましょう。
社会福祉協議会	◇介護者家族の会や精神保健福祉ボランティアグループ、精神障がい者当事者の会、精神保健福祉家族会などの当事者団体の活動を支援し、地域との交流の場の充実を図ります。 ・介護者家族の会「ほほえみ」の支援 ・精神保健福祉ボランティアグループ「ほのぼのみさき」の支援 ・精神障がい者当事者の会「ほのぼのサロン」の支援 ・精神保健福祉家族会「あすなろ」の支援 ・当事者・ボランティア・専門職・岬町社会福祉施設等連絡会協働グループ「みさきのわ」の支援 ・当事者組織「ゆめカフェ」の支援 ・当事者の組織化支援 ・岬町障がい者地域就労循環システム*の推進 など
行 政	◇社会福祉協議会と連携し、当事者団体の活動を支援します。 ・当事者団体の活動支援の充実 ・認知症家族の会の立ち上げ など

★ 地域のことについて話しあう場づくり

町 民・地 域	◇行政や社会福祉協議会、地域活動団体が開催するセミナーや講座・研修会、ワークショップ等に積極的に参加しましょう。
社会福祉協議会	◇住民の主体的なまちづくりや支えあい活動を活性化させるため、誰もが気軽に集まって、自分たちの地域のことについて考え、自由に意見交換できる場や機会の充実を図ります。 ・住民主体で学ぶ!!福祉・介護シリーズ講座の開催 ・地域住民ワークショップの充実 など



②住民主体の活動の推進

【取り組みの基本的な考え方】

地域福祉の推進においては、自助・互助に基づく住民主体の活動を行政が支援するといった姿が理想であり、社会福祉協議会は両者の橋渡し役としても重要な役割を担います。

住民が主体となった多様な活動への支援、社会福祉協議会の機能強化に取り組めます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域での健康づくりの推進

町 民・地 域	◇特定健診や各種がん検診等を受診しましょう。 ◇健康づくりに関する講座や教室等に参加するなど、個人・地域で健康づくりに取り組みましょう。 ◇インターネットサイト「こころの体温計*」を利用し、ストレス度をチェックしてみましょう。
行 政	◇地域での健康づくり活動の活性化を図ります。 ・各種検診の受診勧奨 ・地域ニーズに応じた健康づくりの場の提供 ・「こころの体温計」の利用促進 など

★ 社会福祉協議会の組織・基盤強化

町 民・地 域	◇社会福祉協議会の活動に関心を持ち、できる範囲で活動に協力しましょう。
社会福祉協議会	◇社会福祉協議会の機能を強化し、既存制度では対応しきれない制度の狭間の方々を支援し、不足する社会資源の開発を進め、さらなる地域福祉活動の充実を図ります。 ◇社会福祉協議会の組織・体制の充実及び財政の安定化に取り組めます。 ・地域支援、地域組織化の推進 ・地域社会資源の開発促進 ・社協会員募集、共同募金運動の推進、自主財源の確保 など
行 政	◇地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置づけられている社会福祉協議会の組織・基盤強化及び積極的な活動が展開できるよう支援します。

★ 岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度*の活用

行 政	◇制度の内容の一層の周知に努め、制度の利用を推進するとともに、住民活動団体等が主催する事業に対する活動支援を行います。 ・町広報紙の活用 ・備品等の貸与 など
-----	--

（２）公民協働による福祉課題への対応

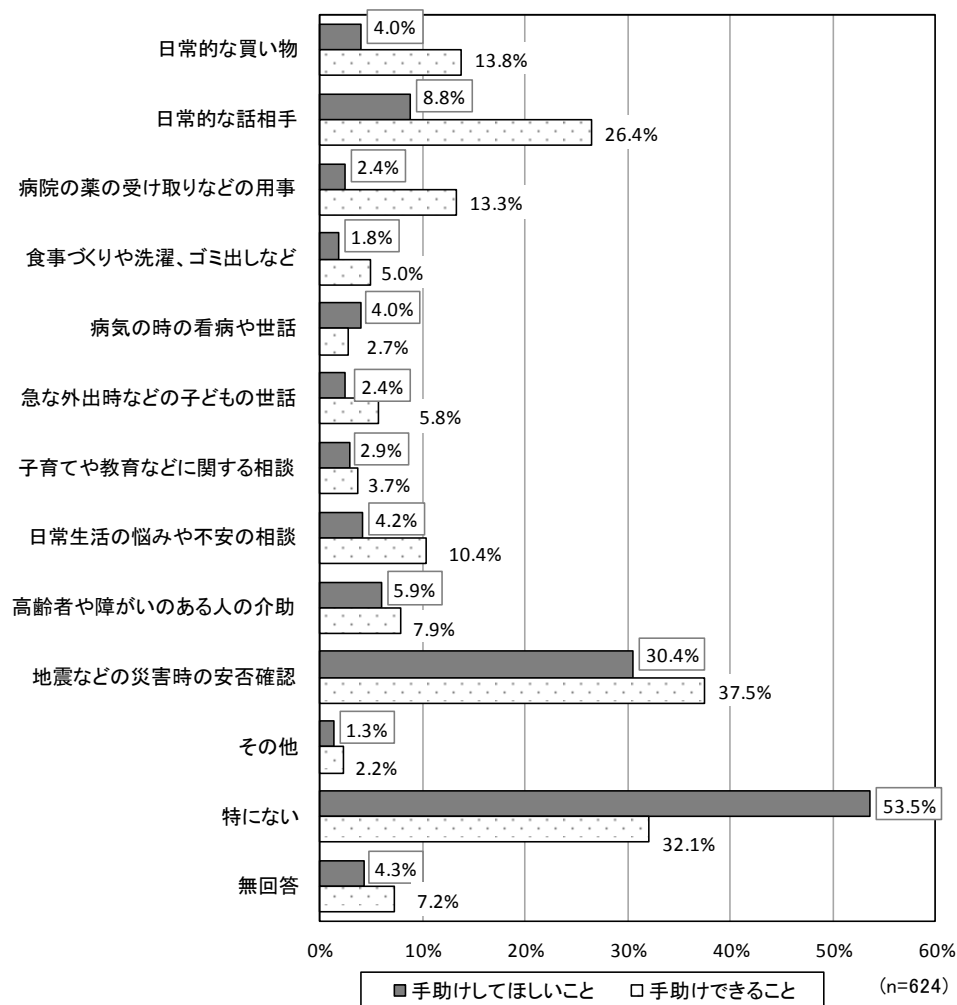
潜在化・複合化する福祉課題への対応として、多様な地域の見守りの仕組みづくりや、防災対策、移動や買い物等の生活支援が求められています。

【関連する住民の主な意見】

＜住民アンケート「暮らしの中で隣近所に手助けしてほしいこと・手助けできること」＞



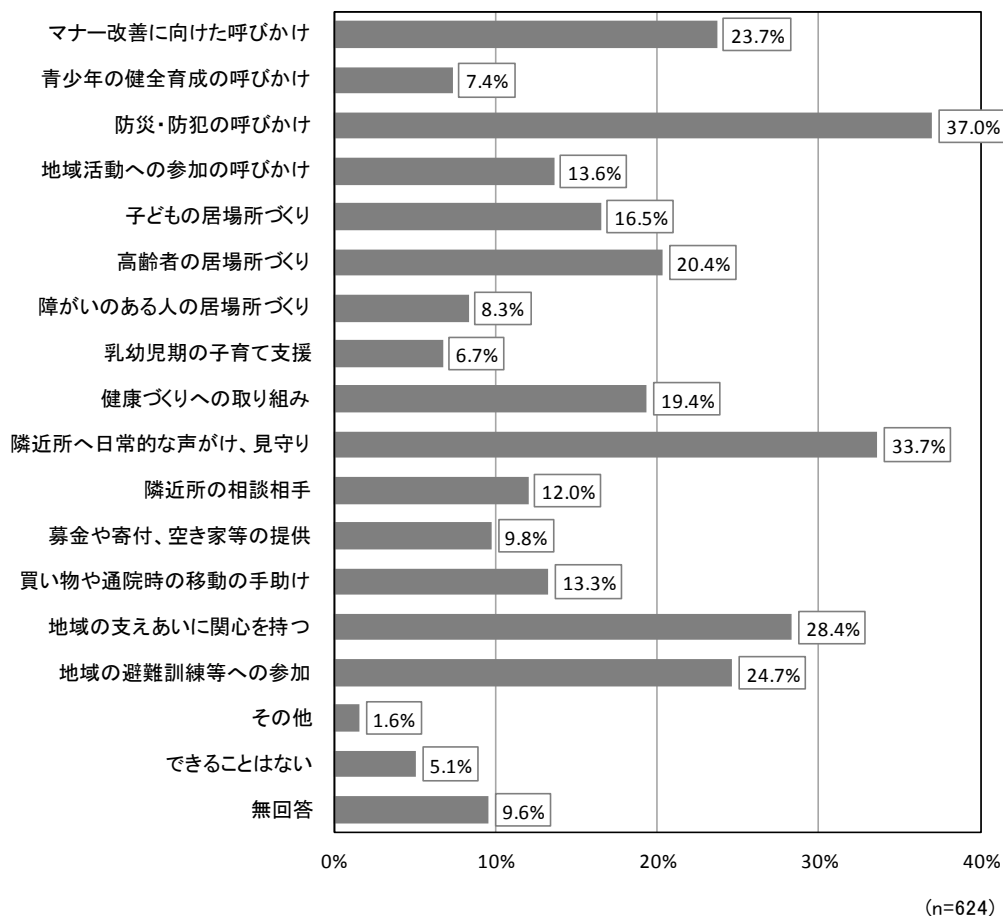
○具体的な手助けできることは「地震などの災害時の安否確認」「日常的な話相手」「日常的な買い物」の割合が高くなっています。



<住民アンケート「地域の課題に対して住民ができること」>



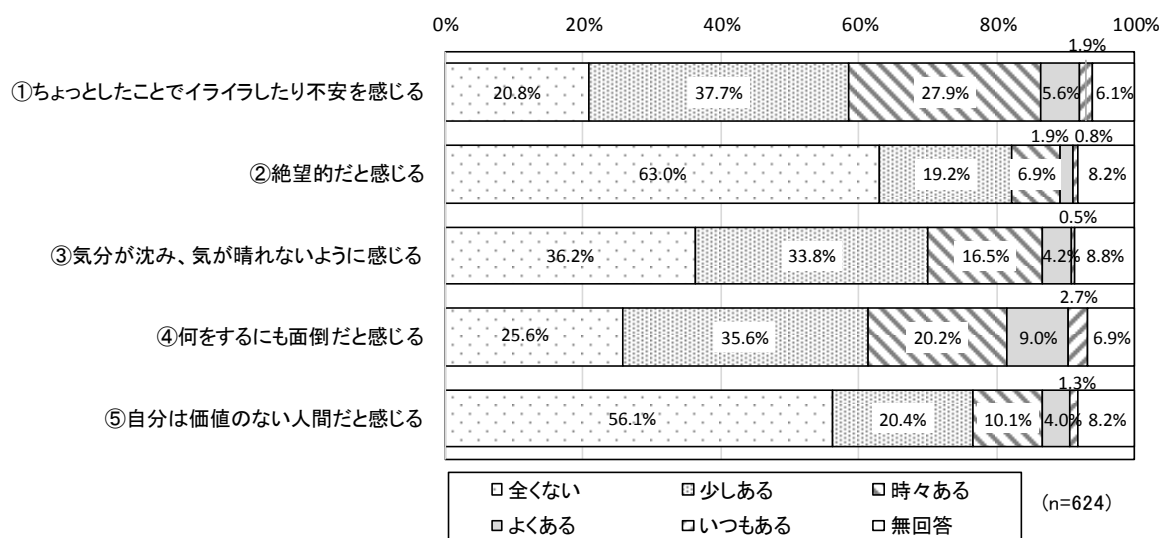
○「防災・防犯の呼びかけ」「隣近所へ日常的な声がけ、見守り」の割合が高くなっています。



<住民アンケート「日々の生活の中でのネガティブな実感」>



○各項目の「よくある」「いつもある」については、“孝子”“望海坂”では比較的割合が少なく、“淡輪”“深日”“多奈川”では比較的割合が高くなっています。



①多様な見守りの推進

【取り組みの基本的な考え方】

地域においては、認知症高齢者*等の徘徊、孤独死、虐待や自殺など、地域の見守りの目によって未然に防止できる課題が多く存在します。

小地域ネットワーク活動をはじめ、多様な地域の見守り機能を強化し、地域の支えあい活動を推進します。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域の見守り活動の促進

町 民・地 域	◇子どもや一人暮らしの高齢者等、地域の見守りが必要な人が身近にいないか、また、そうした方への手助けができないか考えてみましょう。 ◇身近な子どもや一人暮らしの高齢者等について、気づいたことがあれば、民生委員・児童委員や行政、地域包括支援センター*等に連絡しましょう。
社会福祉協議会	◇小地域ネットワーク活動を推進し、地域の支えあい活動の充実を図ります。 ・小地域ネットワーク活動の推進 ・地区福祉委員会活動の充実 など
行 政	◇地域の見守り、安全体制の充実や民生委員・児童委員による地域の見守り活動を推進するとともに、他機関へつなぐ体制づくりに努めます。 ◇隣保館*事業としての見守り活動の充実に努めます。 ・子ども安全ボランティアによる登下校の見守り活動の実施 ・子ども安全デーのパトロールの実施 ・スクールガードリーダー*の育成 ・緑7丁会独居高齢者等見守り事業の実施 ・地域での自殺防止を担うゲートキーパー*の育成 など

★ 虐待防止と対応の充実

町 民・地 域	◇自ら声を上げることが困難な様々な方への虐待について意識し、気づいたことがあれば行政や地域包括支援センター等に相談しましょう。
社会福祉協議会	◇社会福祉協議会の協議体・連絡調整機能等を活かし、小地域ネットワーク活動や日常生活自立支援事業を通じて、早期のうちに虐待に気づき、適切な対応につなげるセーフティネットの充実を図ります。 ・見守りネットワーク活動の推進 ・連絡調整機能の強化 など
行 政	◇子どもや障がい者、高齢者の虐待防止の啓発を行い、虐待に対する意識高揚に取り組みます。 ◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）やスクールソーシャルワーカー（SSW）*と関係機関等の連携を強化し、虐待を早期に発見し、早期対応ができるよう体制を整えます。 ◇要保護児童対策地域協議会*を中心に関係機関が連携を強化し、具体的な保護やきめ細かな支援方策を検討する体制の強化を図ります。 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 ・児童相談員及び外部アドバイザーの配置による要保護児童対策地域協議会の機能強化 など



②防災・災害支援の充実

【取り組みの基本的な考え方】

近年、大規模な地震や台風等が発生する中で、防災や災害への備えに対する住民の意識が高まっています。

こうした災害への備えは、それ自体も重要であるとともに、地域のつながりを深める機会としても有効であると考えられることから、公民協働で様々な取り組みを進めていきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域の防災体制づくりの促進

町 民・地 域	◇JーA L E R T（全国瞬時警報システム）*やEMネット（緊急情報ネットワークシステム）*について調べてみましょう。 ◇配布された「緊急情報キット*」について確認しましょう。 ◇自治区等で避難訓練・防災訓練を開催しましょう。 ◇自治区等で行われる防災訓練等に参加しましょう。 ◇日常的な顔の見える関係づくりに取り組みましょう。 ◇緊急時の連絡網や自主防災組織の構築について考えてみましょう。
行 政	◇JーA L E R T（全国瞬時警報システム）やEMネット（緊急情報ネットワークシステム）、防災行政無線を運用し、緊急時の情報発信体制の充実に努めます。 ◇避難所生活の訓練や障がい者や認知症の方などとの防災訓練等、自治区の防災訓練や消防団の訓練を充実するとともに、関係機関との連絡会議を通じて地域の自主防災組織や消防等と連携した防災体制づくりを進めます。 ◇全世帯を対象に「緊急情報キット」の配布を進め、緊急時の備えや、民生委員・児童委員の日頃からの見守り体制づくりを進めます。 ◇災害時の備蓄や防災協定の締結など、防災体制の整備を進めていきます。 ・自主防災組織の立ち上げの支援 ・自主防災組織の育成 ・緊急情報キットの配布 ・災害用備蓄物資の整備 など

★ 災害時要支援者の支援計画の作成

町 民・地 域	◇災害時に支援が必要な人が身近な地域にいないか考え、情報を共有しましょう。
行 政	◇防災体制の充実を図るため必要に応じ地域防災計画*を改定します。 ◇危機管理部門・福祉部門の連携のもと、地域の避難行動要支援者*の把握を進め、避難時に支援を要する避難行動要支援者台帳の整備に努めます。 ◇要支援者の「安否確認実施マニュアル*」の見直しを行うとともに、要支援者一人ひとりに対する「個別支援計画*」を作成します。 ・避難行動要支援者台帳の整備 ・安否確認実施マニュアルの見直し ・個別支援計画の作成 など

★ 災害時要支援者支援体制づくりの促進

町 民・地 域	◇配布された「防災マップ」を確認しましょう。 ◇災害時に支援が必要な人について、地域でどのように支援すればいいか考え、情報を共有しましょう。
社会福祉協議会	◇行政と連携し、災害など緊急時に対応できる体制を整えます。 ・行政関係部門との連携強化 ・各団体・機関等の連携、ネットワーク強化 など
行 政	◇地域防災計画に基づく「防災マップ」の配布を行うとともに、福祉専門職や地域福祉関係者及び住民等により、災害時において迅速かつ的確に災害時要支援者を支援するための体制づくりを進めます。 ・防災マップの配布 など

★ 災害ボランティアセンター*の設置

町 民・地 域	◇災害ボランティア養成講座を受講しましょう。 ◇災害発生時における地域と災害ボランティアセンターとの連携のあり方について考えてみましょう。
社会福祉協議会	◇大規模災害等が発生した際、行政と協議の上、必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営します。 ◇災害ボランティアの登録を促すとともに、災害時にボランティア活動がスムーズに行われるよう研修等を行います。 ◇災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう災害ボランティアセンター運営支援者の養成及び資質向上を図ります。 ・災害ボランティアセンターの基盤整備 ・災害ボランティア養成講座の開催 ・災害ボランティア運営支援者の養成 など
行 政	◇災害ボランティアセンターと情報を共有し、その運営を支援します。

★ 社会福祉施設等連絡会での災害時対応等の検討

社会福祉協議会	◇地域貢献・社会貢献活動の一環として、社会福祉施設等の設備や専門性、ノウハウを活かした災害時の対応等を検討していきます。 ・岬町社会福祉施設等連絡会での検討 など
---------	---

③生活課題への対応

【取り組みの基本的な考え方】

岬町においては、地域の商店が少ないこと等から、高齢者を中心に買い物等が困難な住民が多く存在すると考えられる一方で、買い物等の手助けができると考えている住民が一定数存在することがアンケート調査から明らかになっていることを踏まえ、外出や買い物等の生活支援について支えあい活動を推進します。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 外出や生活支援体制の推進

町 民・地 域	◇身近な地域で外出や買い物などで困っている方がいることに気づいたら、可能な範囲で、そうした方の手助けをしてみましょう。 ◇外出手段や買い物の方法などについて、地域で情報を共有しましょう。
社会福祉協議会	◇家族でなくても地域で支えあって、外出や買い物など生活支援ができるような生活支援サービスや地域づくりに取り組みます。 ・移送サービス（福祉有償運送）の充実 ・地域住民ワークショップの充実 ・生活支援コーディネーターを中心とした生活支援サービスの開発推進 など
行 政	◇福祉関係事業者などの関係機関と協議の場を設け、買い物支援について、多角的に検討を進めます。

④防犯・消費者啓発

【取り組みの基本的な考え方】

犯罪の凶悪化や詐欺等の手口の多様化により、地域において子ども、高齢者、障がい者や女性を中心として、様々な被害が発生することが危惧されます。

地域の見守りの目や日常的な声かけ等は、こうした被害の防止に有効な手段であることから、公民協働による取り組みを推進します。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域防犯活動の促進

町 民・地 域	◇地域で行われている防犯活動について関心を持ちましょう。 ◇子どもや高齢者、障がい者など、犯罪に巻き込まれやすい方が地域にいないか考え、情報を共有しましょう。
行 政	◇警察、防犯委員、青少年指導員などとの連携により、防犯活動の促進を図ります。 ・青色防犯パトロール*の実施 ・防犯街頭啓発の充実 ・防犯教室等の開催 ・子ども安全ボランティアによる登下校の見守り活動の実施 ・子ども安全デーのパトロールの実施 ・スクールガードリーダーの育成 など

★ 外灯・防犯灯の整備

町 民・地 域	◇地域の中で暗い箇所等の情報を共有しましょう。
行 政	◇自治区と連携し地域の防犯及び安全な通行を確保に努めます。 ・LED防犯灯への更新 など

★ 消費者被害の防止

町 民・地 域	◇消費者被害に関する情報や報道に関心を持ちましょう。 ◇身近な人が消費者被害にあわないように、可能な範囲で注意喚起の声かけ等を行いましょう。
社会福祉協議会	◇小地域ネットワーク活動の見守りネットワーク活動やサロン・コミュニティカフェ活動を通じて、消費者被害を防止する機会の充実を図ります。 ・見守りネットワーク活動の推進 ・サロン・コミュニティカフェでの消費者被害防止プログラムの充実 など
行 政	◇犯罪の種類や手口などの具体的な情報提供を行います。 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とした関係機関との情報共有、連携の強化 ・悪徳商法関係情報交換会の実施 ・消費者被害防止の啓発の充実 など

基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備

(1) 福祉基盤の整備

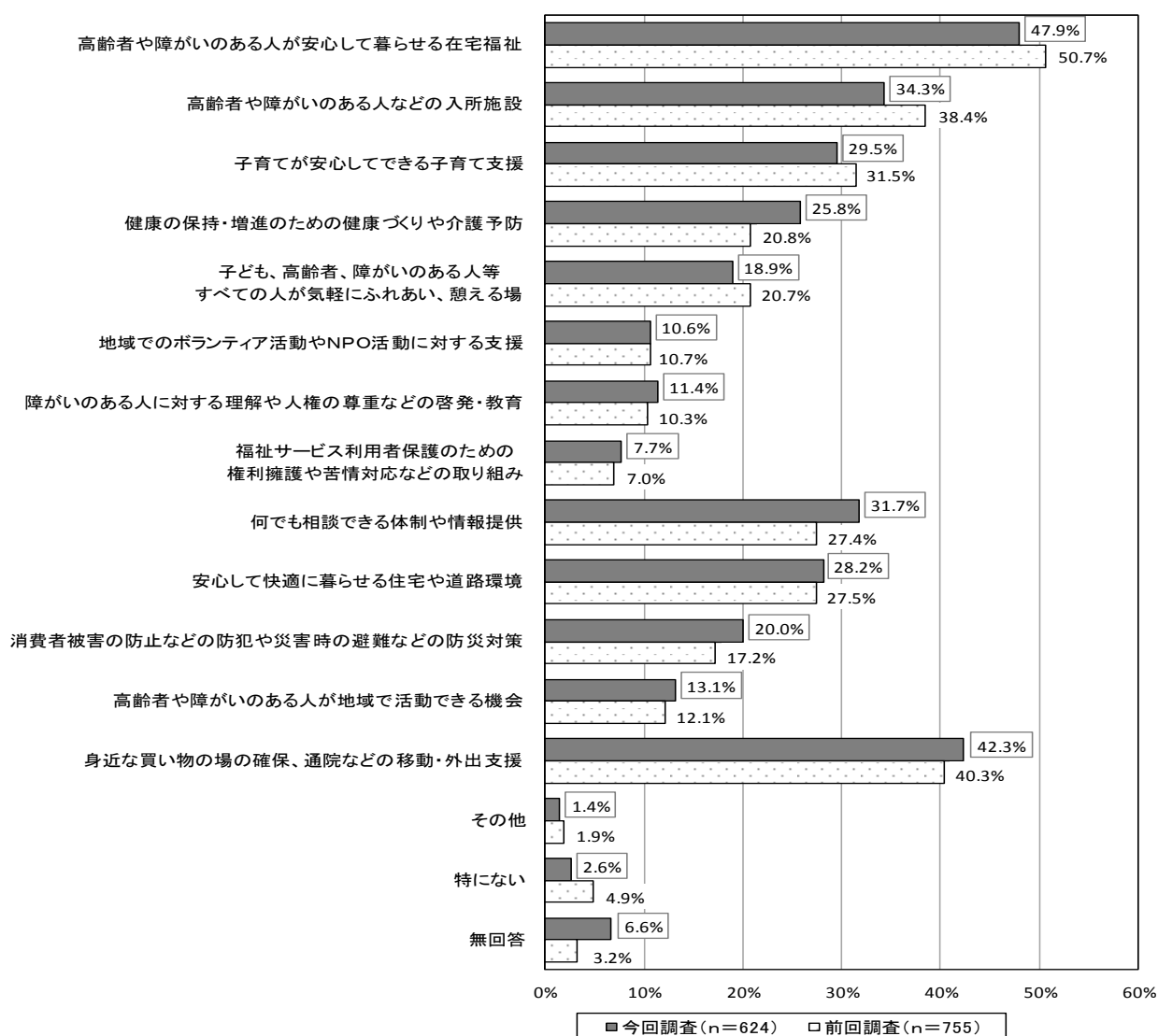
すべての住民が支え手となる地域共生社会の実現に向けて、住民が支えあい活動に取り組みやすい環境整備が求められます。

【関連する住民の主な意見】

＜住民アンケート「生涯を安心して暮らすために充実してほしい福祉施策」＞



- 「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる在宅福祉」の回答の割合が最も高くなっています。
- 年齢が低いほど「子育てが安心してできる子育て支援」の回答の割合が最も高くなっています。



①福祉サービスの充実

【取り組みの基本的な考え方】

地域においては、住民の自助や互助だけでは解決が困難な課題も存在しており、そうした課題に対しては、各分野における福祉サービスが包括的に提供されることが重要となります。子どもや高齢者、障がい者をはじめ、支援が必要な方に対する支援体制の充実に努めます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 福祉サービスの推進

町 民・地 域	◇支援やサービスが必要な人に気づいたときは、行政、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関につないでいきましょう。
社会福祉協議会	◇これまで培ってきた相談支援のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関に適切につなげます。
行 政	◇各福祉分野の計画に基づき、支援の必要な人に適切なサービスを提供します。 ◇各相談機関や民生委員・児童委員などと連携して適切なサービスにつなげます。

②地域包括ケアシステムの充実

【取り組みの基本的な考え方】

地域共生社会の実現に向けては、住民による地域課題の解決力強化・体制づくりと、行政を中心とした包括的な相談支援体制の整備が重要な柱となります。

そのため、これまで高齢者を念頭に構築を進めてきた地域包括ケアシステムについて、その対象を障がい者や子ども等まで拡大し、包括的な支援体制を構築することにより、対象者ごとの福祉サービスも含め、「縦割り」から「丸ごと」への転換をめざします。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域包括ケアシステムの充実

町 民・地 域	◇地域に目を向け、地域の課題をみんなで共有し、課題解決に向けて自分たちにできることがないか、考えてみましょう。 ◇共生型サービス*やその背景となる地域包括ケアの考え方について関心を持ちましょう。
社会福祉協議会	◇住民が主体的に地域課題を把握し、解決する体制づくりに向けて、地域団体の活動支援、多様な交流の機会・場づくりを進めます。
行 政	◇関係機関との連携等による、包括的な相談支援体制の構築を進めます。 ◇高齢者、障がい者等の対象者の区分を越えて提供される共生型サービスの提供について、介護サービス事業所等へ実施の検討を呼びかけるとともに、必要な人材の確保や共生型サービスに関する情報提供等の事業者支援のあり方について検討します。

③権利擁護体制の充実・強化（岬町成年後見制度利用促進基本計画）

【取り組みの基本的な考え方】

権利擁護の取り組みは、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利を守り、適切な支援が受けられるようにするための重要な取り組みであることから、地域住民が権利擁護について理解を深めるための取り組みと、市民後見人の養成等に努めていきます。

本項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する計画である「岬町成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、以下の3つの役割を念頭に、これまでの保健・医療・福祉の連携に、新たな司法も含めた連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築をめざします。

- （１）権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- （２）早期の段階からの相談・対応体制の整備
- （３）意思決定支援・身上保護*を重視した成年後見制度運用に資する支援体制の構築

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 地域連携ネットワークの構築と中核機関

行 政	◇保健・医療・福祉の連携に、新たな司法も含めた連携の仕組み（地域連携ネットワーク）づくりに取り組みます。 ◇権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親類や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後においては、後見人がこれに加わる形の「チーム」として関わり、後見人と地域の関係者等が日常的に本人を見守る体制づくりに取り組みます。 ◇多職種によるさらなる連携強化、情報共有や地域課題の検討を行い、チームを支援する仕組みとなる「協議会」の設置を検討します。 ◇地域連携ネットワークの整備や協議会を適切に運営していくために必要となる中核機関については、広域化も視野に検討します。
-----	--

★ 市民後見人の養成及び支援

町 民・地 域	◇市民後見制度について学ぶ講演会や講座に参加しましょう。
行 政	◇市民後見人制度の周知及び利用促進を図るための啓発に取り組みます。 ◇市民後見人の養成に取り組みます。 ◇養成した市民後見人の資質向上を図ります。

★ 制度理解と不正防止の徹底

町 民・地 域	◇成年後見制度について学ぶ講演会や講座に参加しましょう。
行 政	◇学齢期の児童・生徒への教育を含む住民への制度の普及啓発及び利用促進に取り組みます。 ◇制度の適切な周知や普及に欠かせない保健・医療・介護・福祉サービスの専門職に対して成年後見制度の研修を行います。 ◇後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや金融機関、民間事業者等との連携による不正の未然防止に取り組みます。

★ 利用者がメリットを実感できる制度の運用

行 政	◇関係機関や金融機関、民間事業者等との連携により、権利擁護の必要な人を早期に把握し、必要に応じた支援を行います。 ◇本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、チームによる支援に取り組みます。
-----	---

★ 日常生活自立支援事業の普及啓発

町 民・地 域	◇権利擁護について学ぶ講演会や講座に参加しましょう。
社会福祉協議会	◇日常生活自立支援事業の普及に取り組みます。 ◇日常生活自立支援事業専門員及び生活支援員の資質向上に努めます。 ・啓発活動の推進 ・専門員、生活支援員の資質向上 など
行 政	◇日常生活自立支援事業の普及に取り組みます。

成年後見制度とは	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度で、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。 法定後見制度では、本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。
市民後見人とは	家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般住民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、住民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。
日常生活自立支援事業とは	判断能力が不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きを援助したり、日常的な金銭管理などを行うことにより、その方の権利を擁護し、生活支援を行っていくことを目的とした事業で、岬町では社会福祉協議会が専門員・生活支援員を配置し実施しています。

④生活環境の整備

【取り組みの基本的な考え方】

子どもや高齢者、障がい者等も含め、だれもが地域で安全・安心に暮らしていくために、公共施設のバリアフリー化をはじめ、地域の生活環境を整備することが必要です。

行政が中心となり、民間の公共的施設も含めたバリアフリー化の推進や、高齢になっても安心して生活するための緊急通報システムの充実を図ります。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 緊急通報システムの充実

行 政	◇緊急通報システムの周知に努めます。 ◇一人暮らしで日常生活に支障のある高齢者に対し、緊急時には24時間コールセンターにて看護師等が対応する緊急通報システムにより、緊急時の連絡通報体制の充実を図ります。 ◇緊急通報システムが整備された世帯に、3ヶ月に1度コールセンターから健康確認を行います。
-----	--

★ 多様な施設の福祉的配慮*の促進

行 政	◇庁舎や集会場といった公共施設の建て替え・改修などの際に、関係課や関係機関と連携を図り、バリアフリー化を計画的に実施していきます。 ◇「大阪府福祉のまちづくり条例*」の対象となる民間の公共的施設に対し、指導・協議等を行うとともに、必要に応じパンフレット・チラシ等にて施設の整備基準等の情報提供を行います。
-----	--

（２）相談・情報提供体制の強化

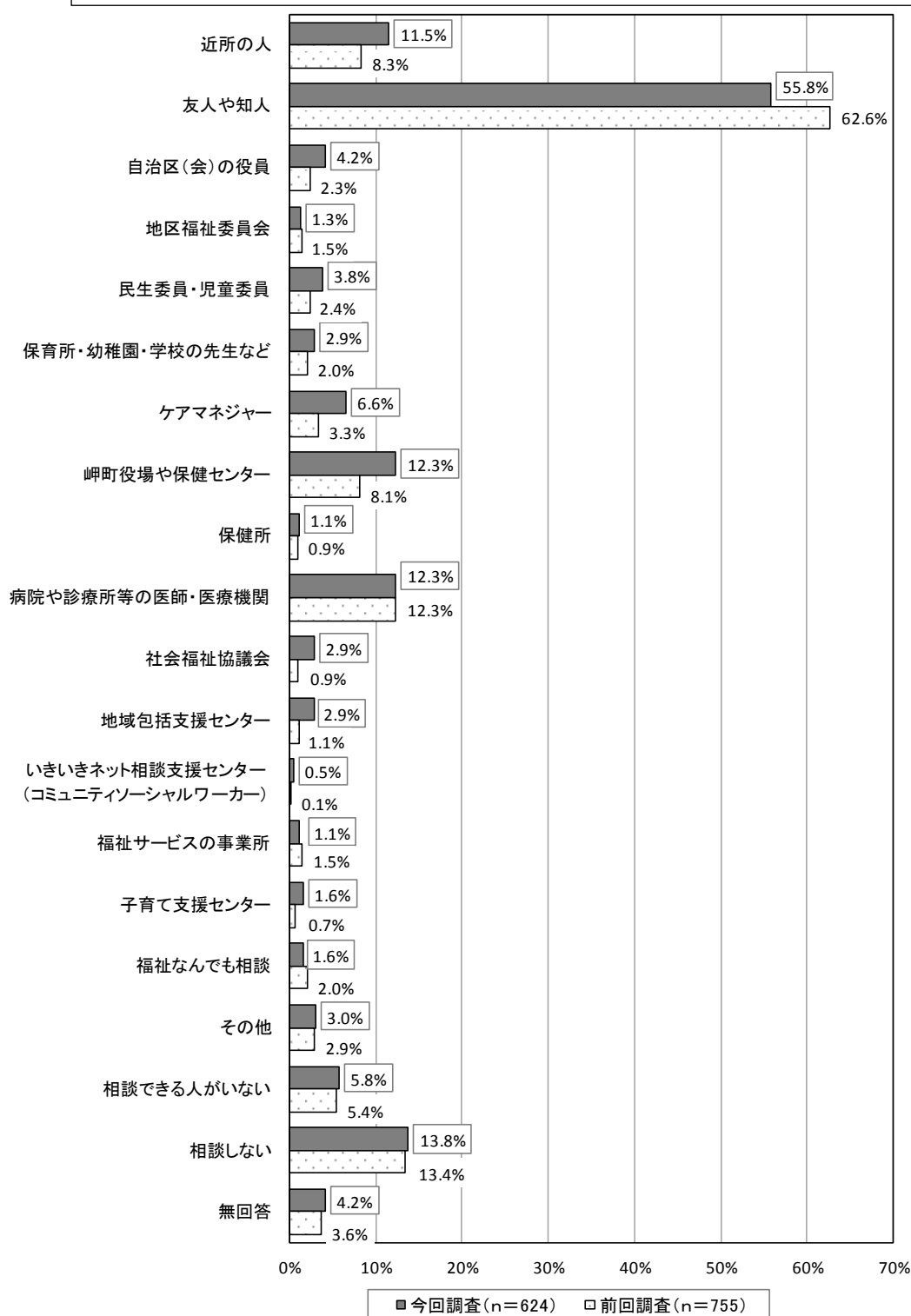
各種相談や福祉・地域に関する情報の入手先である行政と社会福祉協議会の機能を、社会状況の変化等も踏まえながら、今後も向上することが求められます。

【関連する住民の主な意見】

＜住民アンケート「悩みや不安があったときの家族・親戚以外の相談相手」＞



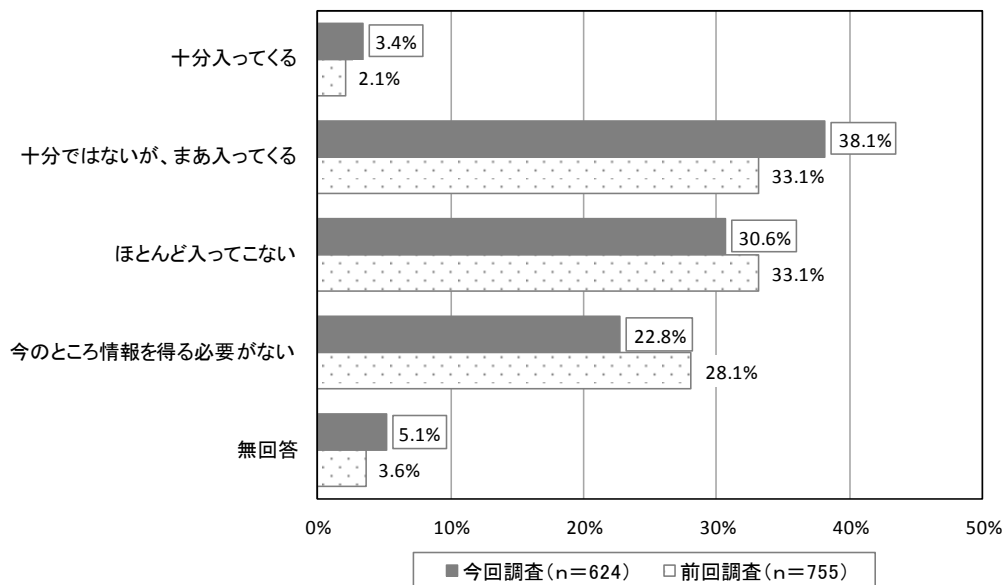
○「友人や知人」の割合が最も高く、次いで「相談しない」が高くなっています。
○居住地区別に「相談できる人がいない」をみると、“孝子”を除いて各地域で一定の方が選択しており、特に“淡輪”では割合が比較的高くなっています。



<住民アンケート「福祉サービスについての情報の入手状況」>



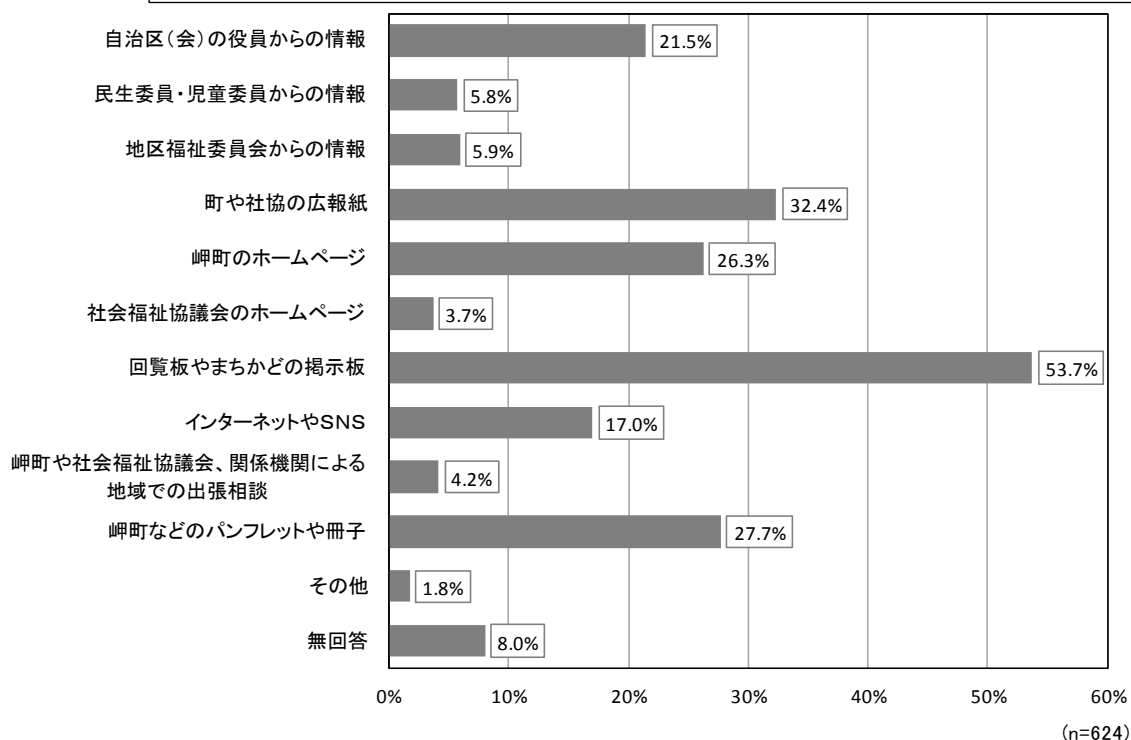
○前回調査と比較すると「ほとんど入ってこない」「今のところ情報を得る必要がない」が減少し、他の項目の割合が増加しています。
○年齢別では、年齢が低いほど「ほとんど入ってこない」「今のところ情報を得る必要がない」の割合が高くなっています。



<住民アンケート「身近な地域で情報を得るために充実すべきこと」>



○「回覧板やまちかどの掲示板」の回答の割合が最も高く、次いで「町や社協の広報紙」となっています。
○年齢別では、年齢が低いほど「インターネットやSNS」が高くなっています。



①相談体制の強化

【取り組みの基本的な考え方】

地域において、家族・親戚以外に相談できる人がいない方も一定数存在する中で、公的な相談支援は非常に重要です。

相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実を図ります。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ 福祉総合相談の展開

町 民・地 域	◇生活の中で困りごとがあった際は、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談してみましょう。 ◇地域の中で困っている人がいたら話を聞き、必要に応じて行政や社会福祉協議会等へ連絡しましょう。 ◇インターネットサイトの「こころの体温計」を利用し、こころの相談について知りましょう。
社会福祉協議会	◇生活上の様々な困難を抱えた人の適切な相談支援を行うとともに、アウトリーチによる相談支援体制の充実を図ります。 ◇いつでも、どなたからでも相談が受け付けられよう、インターネットを活用した相談について検討します。 ・福祉総合支援相談の充実 ・地域包括支援センターの資質向上 ・生活支援型多機能バス「結」号*の運行 など
行 政	◇相談機関や相談窓口の周知の充実を図ります。 ◇福祉総合相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携を充実し、複合する悩みや相談に対応していきます。 ◇保健センターと子育て支援センター、保育所・幼稚園との連携により、乳幼児健康相談や育児相談の充実を図るとともに、乳幼児健診から幼児教室、療育相談へとつなぎ、相談支援の充実を図ります。 ◇部落問題をはじめとした「社会的差別」を地域生活課題の一つとして捉え、岬町人権協会との連携を強化し、人権相談等の充実に努めます。 ◇自殺の防止に向けて、関係機関との連携を強化し、専門医や相談員によるこころの相談体制の充実を図ります。 ◇こころの相談につながるよう、「こころの体温計」の利用を促進します。 ◇いつでも、どなたからでも相談が受け付けられよう、インターネットを活用した相談について検討します。 ・福祉総合相談の充実 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置及び資質向上 ・いきいき相談支援ネットワーク会議*を通じた情報共有・連携の強化 など

★ 生活困窮者への支援の充実

町 民・地 域	◇周囲に気がかりな方がいるときは、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談してみましょう。
社会福祉協議会	◇福祉貸付相談を行い、経済的な面などで生活に困難を抱えた人に対し、生活福祉資金の貸付などを支援します。 ◇一時的に食料が確保できなくなった方々に食料の現物を給付し、生活再建に向けた支援を関係機関と連携して取り組みます。 ◇経済的な困窮のみならず、複合的な課題を抱えた生活困窮者や制度の狭間にある方への支援を地域や団体、関係機関と連携して取り組みます。 ・生活福祉資金貸付事業の実施 ・緊急一時食料支援事業の実施 など
行 政	◇生活困窮者自立支援事業の周知の充実に努めます。 ◇支援を必要な人を早期に発見し、生活困窮者自立支援事業の実施主体である大阪府岸和田子ども家庭センター等と連携して支援に取り組みます。 ◇福祉総合相談窓口をはじめ、各種窓口と連携し、生活困窮者の自立にあたっての問題に関する相談体制を充実します。 ◇地域就労支援相談事業を充実するとともに、相談窓口の周知に努めます。 ・生活困窮者に対する一次的な相談等の実施に向けた体制強化 ・生活困窮者自立支援制度*の実施主体（大阪府岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 など

②情報発信力の強化

【取り組みの基本的な考え方】

福祉に関する情報の入手先として行政や社会福祉協議会の広報紙・ホームページが大きな役割を果たしている一方で、福祉サービスの情報が十分に入手できていない住民がいることがアンケートから明らかになっています。

ボランティア・住民活動や、必要な福祉サービスにつながるように、広報紙やホームページの充実を図るとともに、ボランティアグループや活動団体が、その活動を自ら情報発信していくことも必要です。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

★ ボランティア・住民活動情報の提供

町 民・地 域	◇身近な地域でどのようなボランティア・住民活動が行われているか、社会福祉協議会のホームページや広報紙、回覧板、掲示板等で確認してみましょう。
社会福祉協議会	◇広報紙「社協みさき」やホームページの内容の充実に取り組みます。 ◇ボランティアグループなど、活動団体が独自にSNS等で情報発信できるよう支援に取り組みます。 ・ 情報発信の強化、充実 ・ 岬町ボランティア住民活動支援センターの活用 など

★ 福祉サービスについての広報

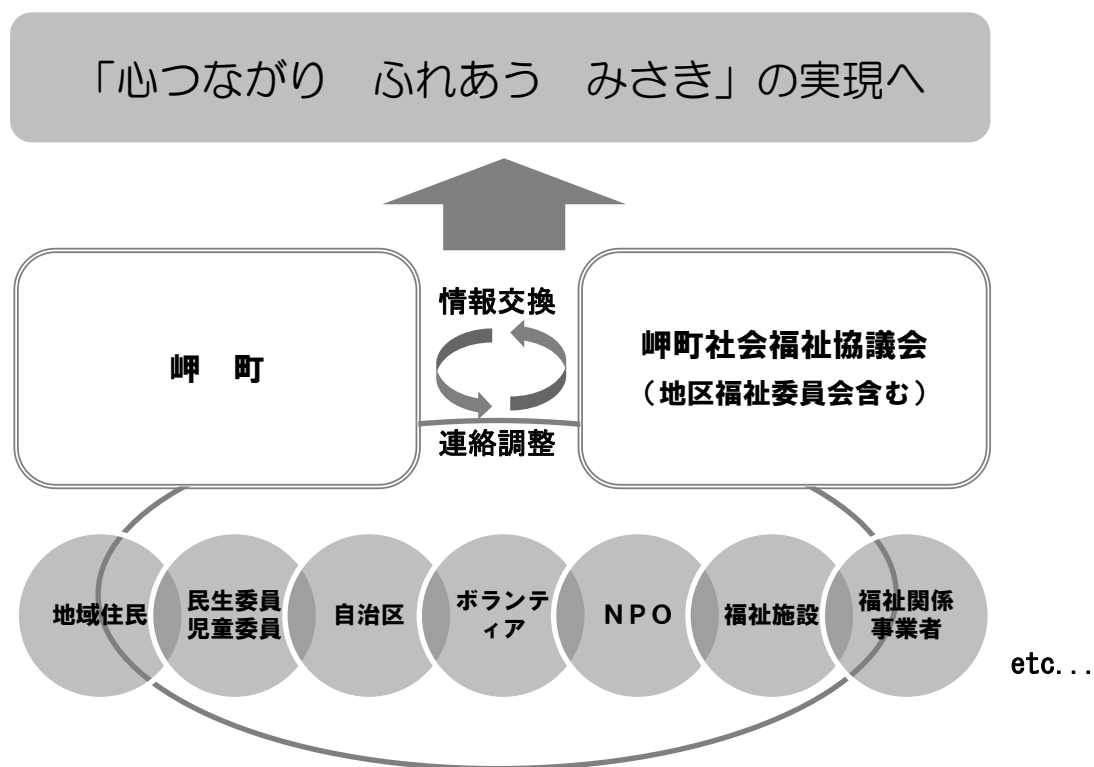
町 民・地 域	◇どのような福祉サービスがあるか、広報紙「岬だより」や岬町のホームページなどを確認してみましょう。
行 政	◇福祉サービスに関する制度改正などについて、広報紙「岬だより」により周知するとともに、ホームページを活用し、住民にとって利用しやすく、わかりやすいサービス情報の提供を進めます。 ◇転入時や出生届時に、広報紙「岬だより」や便利帳、ゴミの分け方・出し方、防災カード、医療機関マップ、健康づくり日程表などを配布し、住民が岬町で生活する上で必要な情報を提供します。 ・ 広報紙「岬だより」の活用 ・ ホームページの充実

第5章 計画推進に向けて

1 地域福祉の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、岬町と岬町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、地域住民をはじめとする、民生委員・児童委員、自治区、ボランティア、NPO*、福祉施設・福祉関係事業者等と連携し、それぞれの役割のもと、協働による「心つながり ふれあう みさき」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。



2 計画の進行管理

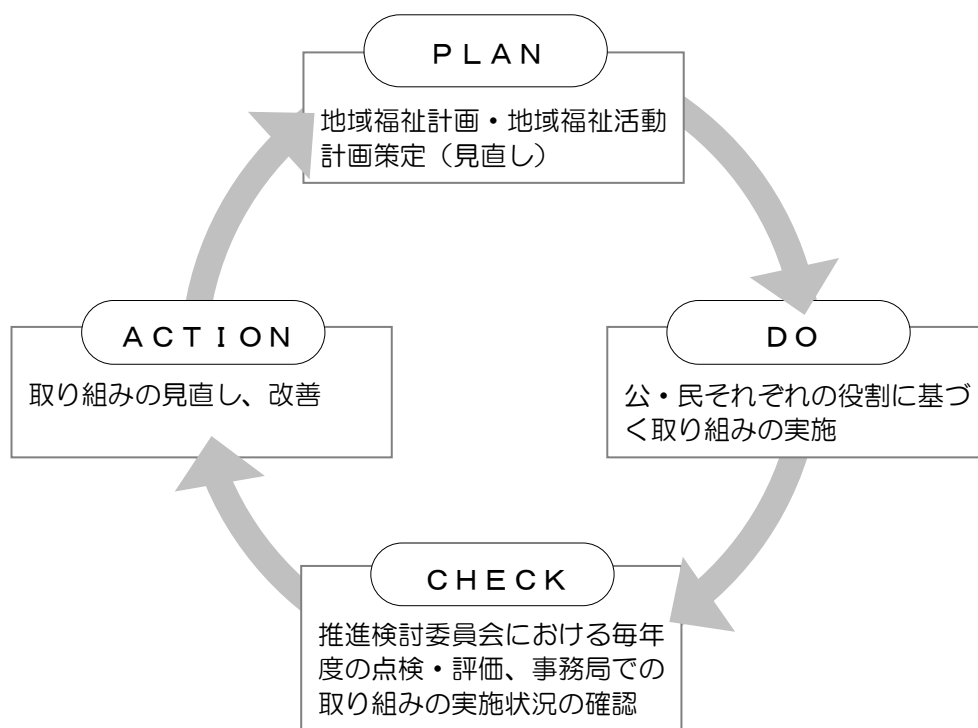
計画の円滑な推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会にて、毎年度進捗状況の点検・評価を行います。

加えて、事務局である行政と社会福祉協議会の協働のもと、本計画の取り組みの実施状況を日頃から確認していきます。

また、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取り組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

なお、岬町におけるPDCAサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的取り組みの改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、取り組みの継続的な改善を図る（充実させる）ことを繰り返していきます。

これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。



3 計画の普及啓発

地域福祉は、地域の住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画の考え方や、施策の展開方向について広く住民に理解していただくため、様々な機会を通じて住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

また、地域福祉への理解を深めるため、地域研修等福祉共育の視点に立った行政職員や学校教職員等への研修や啓発を進めます。

資料編

1 計画の策定経過

(1) 推進検討委員会

月 日	事 項
平成 30 年	
7月11日	第1回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会 ○地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定のポイント ○アンケート調査（案）について ○地域懇談会・子ども懇談会の実施イメージについて ○策定スケジュール（案）について
7月27日～ 8月17日	アンケート調査の実施
8月21日	子ども懇談会の開催
10月20日	第1回 地域懇談会の開催
10月27日	第2回 地域懇談会の開催
11月14日	第2回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会 ○第2次計画の評価について ○アンケート調査結果について ○子ども懇談会・地域懇談会の結果報告について ○計画骨子（案）について ○策定スケジュール（案）について
平成 31 年	
1月23日	第3回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会 ○第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ○パブリックコメントの実施について ○策定スケジュール（案）について
2月1日～ 2月20日	パブリックコメントの実施 【閲覧場所】 岬町役場住民情報コーナー・淡輪公民館・文化センター・保健センター・健康ふれあいセンター・子育て支援センター・社会福祉協議会・岬町ホームページ 【結果】 ご意見等はありませんでした。
3月13日	第4回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会 ○パブリックコメントの結果について ○第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ○第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）（案）について

(2) 推進検討作業部会

月 日	事 項
平成 30 年	
7月5日	第1回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討作業部会 ○アンケート調査（案）について ○地域懇談会・子ども懇談会の実施イメージについて ○策定スケジュール（案）について
7月27日～ 8月17日	アンケート調査の実施
8月21日	子ども懇談会の開催
10月20日	第1回 地域懇談会の開催
10月27日	第2回 地域懇談会の開催
10月30日	第2回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討作業部会 ○第2次計画の評価について ○アンケート調査結果について ○子ども懇談会・地域懇談会の結果報告について ○計画骨子（案）について
平成 31 年	
1月10日	第3回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討作業部会 ○第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ○パブリックコメントについて
2月1日～ 2月20日	パブリックコメントの実施 【閲覧場所】 岬町役場住民情報コーナー・淡輪公民館・文化センター・保健センター・健康ふれあいセンター・子育て支援センター・社会福祉協議会・岬町ホームページ 【結果】 ご意見等はありませんでした。
2月27日	第4回 岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討作業部会 ○パブリックコメントの結果について ○第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ○第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）（案）について

2 委員会設置要綱等

岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会設置要綱

制 定 平成21年 8月 1日

最終改正 平成24年10月 1日

(設置)

第1条 岬町における岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理等を行うため、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画施策の推進に向け、必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項についての調査審議及び計画施策についての評価、見直しを行い、その結果を岬町長（以下「町長」という。）及び岬町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長及び会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉に関する活動を行う者
- (3) 公募する住民
- (4) その他町長及び会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 計画の策定、推進等に関する基礎的作業を円滑に進めるため、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会の設置及び運営に関する事項は、町長及び会長が協議の上、別に定める。

(報償)

第8条 町長及び会長は、委員会に出席した委員及び作業部会を指導した学識経験者に報償金を支給することができる。

2 報償金の額及び負担等は、町長及び会長が協議の上、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉所管課及び岬町社会福祉協議会事務局が共同で行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長及び会長が協議の上定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(最初の委員の任期に関する特例)

2 最初の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 等	
◎吉原 雅昭	学識経験者	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科
○和田 博之	福祉に関する 活動を行う者	岬町民生委員・児童委員協議会
茂野 憲一		岬町自治区長連合会
西本 幹生		岬町人権協会
山尾 貴志子		岬町身体障害者相談員
小坂 巍		岬町長生会連合会
廣田 泉		岬子育てネットワーク
宮川 益和		岬町地域教育協議会
清水 達三		一般社団法人岬町シルバー人材センター
永江 啓一	公募する住民	公募による委員

◎：委員長 ○：副委員長

岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討作業部会名簿

(敬称略・順不同)

氏 名		所 属 等
松井 清幸		しあわせ創造部長
波戸元 雅一		しあわせ創造部理事
寺田 晃久		子育て支援課長
川井 理香		保健センター所長
寺田 武司		総務部理事兼企画地方創生課長
森 由造		危機管理担当課長
今坂 嘉文		人権推進課長
増田 明		教育委員会学校教育課長兼指導課長
古橋 重和		社会福祉協議会事務局長
山田 政子		岬町CSW
事 務 局	池下 信行	福祉課長
	川島 大樹	福祉課主幹兼福祉係長
	勝本 貴美	福祉課福祉係主査
	嶋坂 元希	社会福祉協議会事務局主任

3 用語の説明

用 語	用語の説明	初 出
【あ行】		
アウトリーチ	「手を差し伸べる」ことを意味し、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人に対して、訪問などにより積極的に働きかけて支援することです。	P48
青色防犯パトロール	青色回転灯を装備した自動車による地域団体やボランティア団体による自主防犯パトロール活動のこと。 警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体に限り、青色回転灯を装備することが認められます。	P71
安否確認実施マニュアル	災害発生時に、防災関係機関だけでなく、自治会などの地域コミュニティや各種福祉関係団体が連携して福祉的支援を行うとともに、避難が困難な方の安否確認などの体制を構築することを目的とするマニュアルです。	P68
EMネット（緊急情報ネットワークシステム）	行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステムです。メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に緊急情報を伝達します。	P68
いきいき相談支援ネットワーク会議	町内外の相談事業に携わる関係機関が共に集い、ネットワーク組んで誰もが住みなれた地域で暮らし続けることが出来るまちづくりに向け、調整等を行う会議のことです。	P79
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービスのことです。	P27
NPO	NonProfit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のことです。	P82
大阪府福祉のまちづくり条例	平成4年10月に大阪府で独自に制定されたまちづくり条例。心のかよったまちづくりのために、府民、事業者、行政が一体となって進めていくことをうたい、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場（これらを「都市施設」といいます。）を対象に、整備の基準を定めています。整備基準に適合するように整備・改善された都市施設には「適合証」を交付しています。	P76
【か行】		
キャリアパス	人材が最終的にめざすべきゴールまでの道筋のモデル。仕事における専門性を極める領域に達するまでの基本的なパターンのことです。	P2

用 語	用語の説明	初 出
共生型サービス	介護保険、または障害福祉のいずれかの居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくしたもの。これにより、65歳に達した障害者が、通い慣れた障がい福祉事業所から別の介護事業所へ移らなければならないといった問題の解消、社会資源に乏しい地域において、限られた人材を有効活用し、必要なサービスを提供しやすくなることが期待されています。	P73
共生型サロン	「垣根なく、誰もが気軽に集える居場所」をコンセプトに、高齢や障がい、性別、年代などに関係なく地域の誰もが集え、地域コミュニケーションの向上を目的とするサロンのことです。	P13
協働	協働は、文字どおり「協力して働くこと」を意味します。共通目標に基づく複数の個人や集団が、それぞれの持つ制約を超えて目標を実現するために、役割分担を明確にし、相互に他者への協力と、ときには批判的緊張関係も含んで進められていきます。このような協働関係において、個人や集団は対等な関係にあり、互いの固有性と主体性を尊重しあうことが求められます。	P3
緊急情報キット	かかりつけ医や持病、血液型などの情報「緊急情報カード」を入れた専用の容器です。万が一、持病のある人が自宅で急病になった場合、救急隊等に医療情報を的確に伝え、適切な対応をするために役立てるため、希望されるすべての世帯を対象に無料で配布しています。	P68
グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こすことです。	P52
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。	P66
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者のために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、守ることです。	P41
こころの体温計	パソコンや携帯電話を利用して気軽にいつでもどこでもストレス度をチェックできるシステムで、「本人モード」「家族モード」「赤ちゃんママモード」「ストレス対処タイプテスト」「アルコールチェックモード」があり、岬町のホームページからアクセスできます。	P63
個別支援計画	災害時に支援が必要な方一人ひとりに対して、支援が必要な方を、「誰が」、「どこへ」、「どのように」避難させるのか等を、あらかじめ話しあって決めておき、地域における避難支援に役立てるものです。	P68
コミュニティ	一定の地理的範囲に居住し、地域性と共同意識を持つ人々の集合体のことです。	P1

用 語	用語の説明	初 出
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことです。	P58
コミュニティワーカー	地域援助（＝コミュニティワーク）を実践する担当者という意味から、コミュニティワーカーと呼ばれています。都道府県や市区町村単位の社会福祉協議会に在職するソーシャルワーカーが、コミュニティワーカーとして活動しているケースが多くなっています。	P58
【さ行】		
災害ボランティアセンター	災害発生時にボランティア活動を円滑に進め、被災地の生活の復旧・復興や生活再建への支援に取り組むために設置されるセンターです。	P69
J-ALERT（全国瞬時警報システム）	通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報をサイレンや放送によって住民へ瞬時に伝達するシステム。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害等についての情報を、直接瞬時に伝達することができるという点が特長で、住民に早期の避難や予防措置などを促し被害の軽減に貢献することが期待されています。	P68
自主防災組織	災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織。自治区などの地域活動の組織を活かして結成されるのが一般的です。	P36
社会福祉法	我が国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。	P4
小地域ネットワーク活動	地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障がい（児）者、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるようにするため、地域住民の参加と協力による支えあい・助けあいの活動のこと。実際の活動は社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区ごとに設置されている「地区福祉委員会」等によって行われています。	P13
身上保護	成年後見人等が、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、施設等への入退去に係る手続きなどを行うことです。	P74

用 語	用語の説明	初 出
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能及びH I V感染による免疫機能障がいのある人に交付されます。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がい種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。	P11
スクールガードリーダー	学校の防犯体制や学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う人のことです。主に警察官 OB 等が各自治体の教育委員会から委嘱されます。	P66
スクールソーシャルワーカー（SSW）	子どもの健全育成のためには事案に応じた組織的な対応が必要であるとの認識のもとに、大阪府では国事業を活用し、ケース会議での福祉的視点からのアセスメントやプランニングを行うとともに、市町村及び中学校の連携ネットワークの構築を図るため、全市町村教育委員会にスクールソーシャルワーカーを派遣しています。	P67
セーフティネット	何らかの支援を必要とする人が困難な状態に陥らないよう相談を行うとともに、地域の福祉団体等の活動を通じて不安や悩みを持つ人の早期発見に努め、迅速かつ適切なサービスにつなげる地域支援の仕組みのことをいいます。	P44
生活支援コーディネーター	協議体（支えあい会議）と協力しながら、まちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役のことで、「地域支えあい推進員」とも呼ばれます。	P58
生活支援型多機能バス「結」号	岬町社会福祉協議会が実施しているサービスで、相談・支援機関や地域のサロン等に「来ない方・来られない方」を対象に、心配ごとや困りごとなど様々な生活課題を抱えている方々に対して、アウトリーチによる問題解決に取り組むサービスのことです。	P79
生活困窮者自立支援制度	既存の制度では十分対応できなかった生活困窮者に対し、必要な支援を実施することで生活困窮者の経済的、社会的な自立の促進を図るための制度で、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとに対し、専門の支援人が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。	P80
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのために長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある方が交付対象となります。手帳には、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、手帳用診断により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けることができます場合があります。	P11

用 語	用語の説明	初 出
【タ行】		
ダブルケア	子育てと親の介護を同時に行うこと。晩婚化、出産年齢の高齢化、少子化・高齢化、核家族化等の進展により、今後こうした事態に直面する人が増えていくと想定されています。	P 1
地域包括ケアシステム	高齢者が“住み慣れた地域”で可能な限り生活できるように、地域の実情にそって「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等を“包括的に”提供するための体制のことで、平成 23 年の介護保険法改正により、各市区町村による構築が義務化されています。 また、地域共生社会の実現に向けて、対象者を高齢者に限らず、障がい者や子ども・子育て家庭等にも広げることができるよう、同システムの深化・進化が求められています。	P 1
地域包括支援センター	平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことを主な業務としています。	P66
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、各地方自治体が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画です。岬町では平成 17 年に策定しています。	P68
地区福祉委員会	社会福祉協議会の内部組織で、基本的には小学校区ごとに組織されています。地域の支えあい活動を展開する中心的役割を担っています。	P51
【ナ行】		
ニッポン一億総活躍プラン	日本経済にさらなる好循環を形成するため、これまでの経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、という新たな経済社会システムづくりに挑戦するための計画。平成 28 年 6 月に、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会をめざし、閣議決定されました。	P 1
認知症カフェ	認知症の人やそのご家族、医療や介護の専門職、地域の人などが、地域の身近な場所で気軽に集い、認知症の人やその家族同士の情報交換、医療や介護の専門職への相談、地域の人との交流の場です。	P61
認知症高齢者	高齢期等における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている機能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。	P66
【ハ行】		
8050 問題	ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。	P 1

用 語	用語の説明	初 出
パブリックコメント	行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めることをいいます。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧などにより行います。	P 6
バリアフリー	公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がい者や高齢者をはじめ、だれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。	P 38
避難行動要支援者	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のことです。	P 68
福祉的配慮	高齢や障がい、性別、年代などに関係なく、それぞれの生活を自立して行えるよう、福祉的な観点に基づく様々な配慮のことです。	P 76
負のスパイラル	連鎖的に悪循環が生じることです。	P 1
プラットフォーム	地域福祉では、担い手である住民、関係団体、事業者、行政などが幅広く参加し、情報交換や話しあいなどを行いながら、連携を図っていく場として位置づけています。	P 59
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職（コーディネーター）、またはその立場のことです。	P 58
【マ行】		
岬町障がい者地域就労循環システム	岬町社会福祉協議会の取り組みの一つで、障がい者の就労と暮らしを家族と共に地域ぐるみで支援していく仕組みのことで、居場所づくりや就労体験、地域での就労へと重層的な循環支援を継続し、不登校や引きこもり等にも視点を広げた取り組みを行います。	P 61
岬町生活支援・介護予防サービス協議体	地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じたサービス体制をつくるため、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための組織のことです。	P 61
岬町ボランティア住民活動支援センター	様々なボランティア・住民活動を支援し、活動者の養成や活動情報の提供、災害ボランティアセンターの取り組みなど、ボランティア・住民活動の発展を目的として岬町社会福祉協議会に設置されたセンターです。	P 59
岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度	住民団体をはじめ、NPOや民間事業者等が取り組む地域貢献活動等と本町施策との協働・連携を進め、民間のノウハウと活力を活かした効率的かつ効果的な公共・公益サービスを創造し、実現するための官民協働を促進する仕組みです。企画または実施している活動を提案し、審査会の承認を受け、承認事業の事前PR及び事業実績等の周知などの協力を受けることができます。	P 63

用 語	用語の説明	初 出
【ヤ行】		
要介護（要支援）認定者	介護保険法による介護を要する状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定に認定された人のことです。	P 9
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行うことを目的として、児童福祉法の規定に基づき設置されている協議会です。	P67
要保護・準要保護児童生徒	「要保護児童生徒」は生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を必要とする状態にある世帯に属する児童生徒のことで、「準要保護児童生徒」は生活保護を受けるほどではないものの、それに準じる程度に困窮している世帯に属する児童生徒のことです。	P 10
【う行】		
療育手帳	知的障がいのある人に交付される手帳で、障がいの程度によって、A（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）に分けられます。手帳を持つことで、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。	P 11
隣保館	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉施設のことです。 岬町では文化センターが隣保館に当たります。	P 66

第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画

心つながり ふれあう みさき

編集・発行

岬町 しあわせ創造部 福祉課 福祉係 社会福祉法人 岬町社会福祉協議会

